

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 1 月31日
【計算期間】	第 1 期（自 平成21年 6 月19日 至 平成22年 7 月31日）
【ファンド名】	エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション （Emerging Bond Fund Currency Selection） - 米ドル・ポートフォリオ（USD Portfolio） - ユーロ・ポートフォリオ（EUR Portfolio） - 豪ドル・ポートフォリオ（AUD Portfolio） - 南アフリカランド・ポートフォリオ（ZAR Portfolio）
【発行者名】	三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ （Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター 皆川 宏
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番 （287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健 同 下瀬 伸彦
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 同 下瀬 伸彦 同 柳 祥代
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注 1）各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。

各サブ・ファンドの参照通貨は以下の通りである。

米ドル・ポートフォリオ：アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）

ユーロ・ポートフォリオ：ユーロ

豪ドル・ポートフォリオ：オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）

南アフリカランド・ポートフォリオ：南アフリカランド

（注 2）別途定める場合を除き、米ドル、ユーロ、豪ドルおよび南アフリカランドの円貨換算は、平成22年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1 米ドル = 84.27円、1 ユーロ = 110.66円、1 豪ドル = 81.43 円および 1 南アフリカランド = 11.84円による。以下同じ。

（注 3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注４）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは８月１日に始まり翌年７月31日に終了する一年を指す。ただし、第１会計年度は、平成21年６月19日（ファンドの運用開始日）から平成22年７月31日までの期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオおよび南アフリカランド・ポートフォリオ（以下、それぞれ「サブ・ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成21年４月28日付信託証書に従って同日付で設定されたアンブレラ・ファンドであるエマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。現在、ファンドは、サブ・ファンドに加え、米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオおよび豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの合計６本の投資信託（サブ・ファンド）により構成されている。このうち、本書では、サブ・ファンドの受益証券が募集される。なお、アンブレラとは、１つの投資信託の下で１または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

サブ・ファンドの投資目的は、ケイマン諸島のユニット・トラストであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＡ（以下「フィーダー・ファンドＡ」という。）またはピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢ（以下「フィーダー・ファンドＢ」といい、「フィーダー・ファンドＡ」と併せて「フィーダー・ファンド」という。）のクラスＦ受益証券への投資を通じて、エマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する発行体の債券またはかかる証券のデリバティブに投資することにより、最大限のトータル・リターンを追求することにある。

ファンドにおける当初の信託金の最低限度額の定めはない。

ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

ファンドは、金融商品取引法および関係する政省令に定められる「ファンド・オブ・ファンズ」である。

管理会社は、各サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社を通じて管理会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻が行われる取引日の受益証券１口当たりの純資産価格を参照して計算される。

管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、各サブ・ファンドは、平成26年６月30日をもって終了する。

（２）【ファンドの沿革】

昭和49年４月11日 管理会社設立

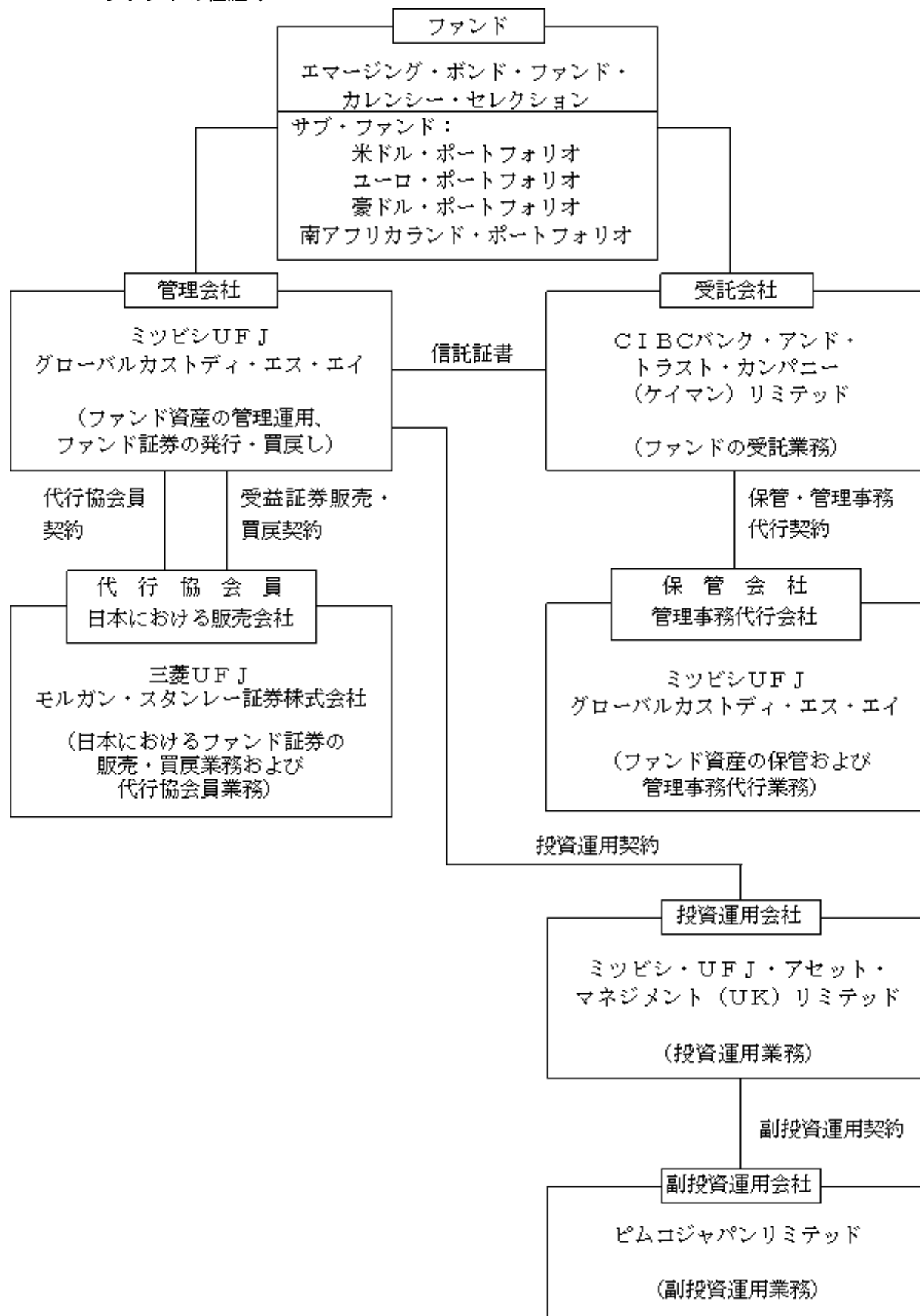
平成21年４月28日 信託証書締結

平成21年６月１日 日本におけるファンド証券の募集開始

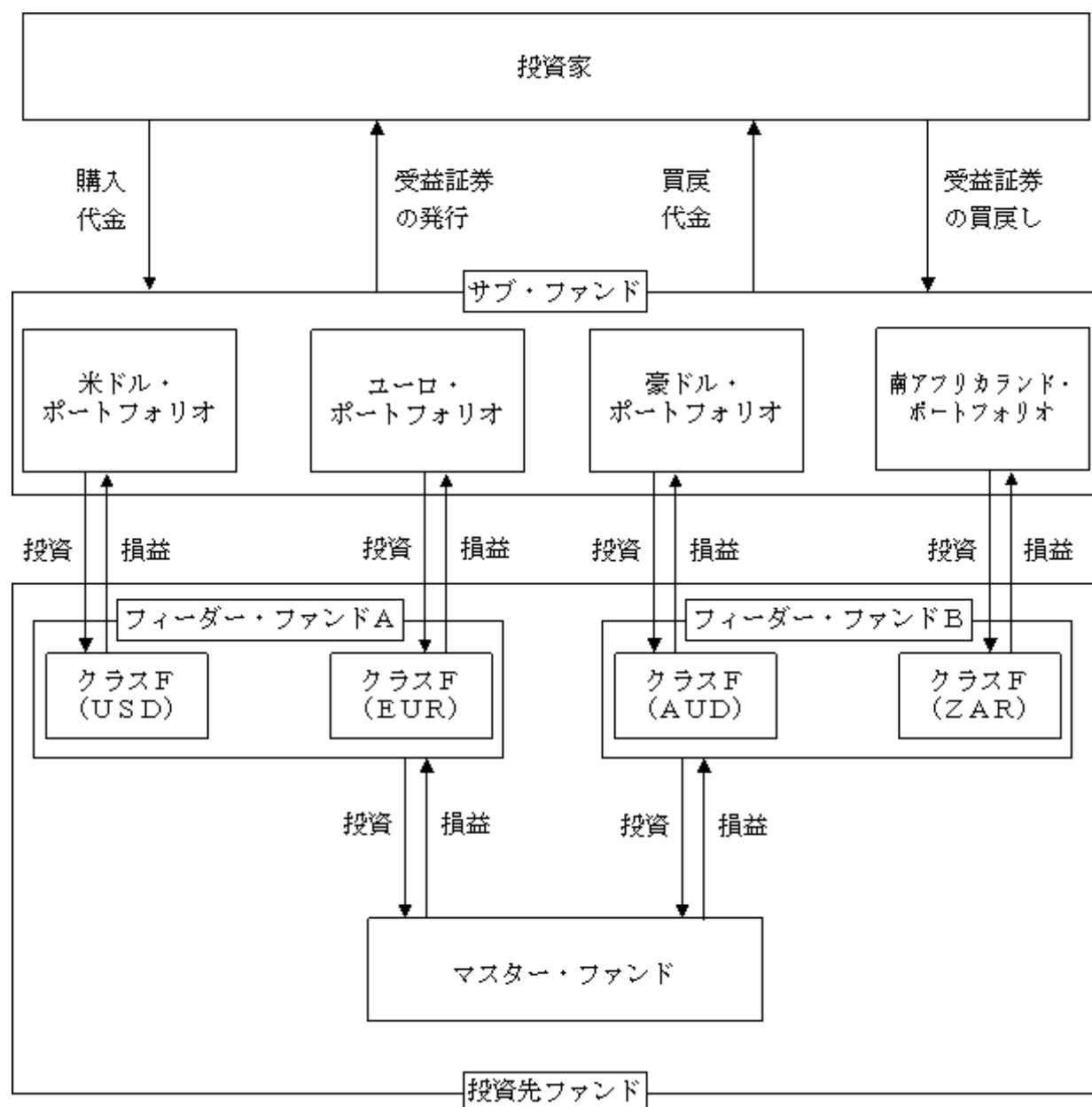
平成21年６月19日 ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



（注）サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
三菱UFJグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	平成21年4月28日付で信託証書を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。平成21年5月13日付で保管・管理事務代行契約 ^(注1) を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務について規定している。
CIBCバンク・アンド・ トラスト・カンパニー（ケ イマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	平成21年4月28日付で信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
三菱・UFJ・アセッ ト・マネジメント（UK） リミテッド (Mitsubishi UFJ Asset Management (UK) Ltd.)	投資運用会社	平成21年5月13日付で投資運用契約（改訂済） ^(注2) を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。
ピムコジャパンリミテッド (PIMCO Japan Ltd)	副投資運用会社	平成21年6月19日付で副投資運用契約（改訂済） ^(注3) を投資運用会社と締結する。同契約は、副投資運用業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成21年5月13日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。 平成21年5月13日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

（注1）保管・管理事務代行契約とは、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務の提供を約する契約である。

（注2）投資運用契約（改訂済）とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに対し、投資運用サービスを提供することを約する契約である。

（注3）副投資運用契約（改訂済）とは、投資運用会社によって任命された副投資運用会社が副投資運用業務を提供することを約する契約である。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注5）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ ）事業の目的

事業の目的は、投資運用業務および投資顧問業務を提供することである。

（ ）資本金の額（平成22年11月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約31億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（ ）会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイに変更

（ ）大株主の状況

（平成22年11月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（a）準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下、「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

（b）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められている。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができる。

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成26年6月

30日に終了する。

免税信託は、信託証券の変更を信託登記官に提出しなければならない。

ミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）

下記「（6）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

（a）ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうするために必要なその他の情報および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「ケイマン規則」という。）に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ） 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ ） 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ） 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ） 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ） 関係する法令に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所である。ファンドの会計監査は、アメリカ合衆国で承認されている会計基準に基づいて行われる。

ファンドは、毎年1月31日までに前年7月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年7月31日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成22年7月31日までの期間について作成される。会計書類は、アメリカ合衆国で承認されている会計基準に従って作成される。会計年度末から6か月以内に、毎年の年次受益者集会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。

（b）日本における開示

監督官庁に対する開示

- （ ） 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを見ることができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をＥＤＩＮＥＴ等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその２週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきＣＩＭＡの監督に服し、ＣＩＭＡは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をＣＩＭＡが特定する一定の期日までにＣＩＭＡに提出するよう指示することができる。さらに、ＣＩＭＡは、受託会社にＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、ＣＩＭＡに提出または開示しなければならない。ＣＩＭＡは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。ＣＩＭＡの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、ＣＩＭＡは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができる。ＣＩＭＡの権限には、ファンドの免許の取消し、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。ＣＩＭＡは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、ＣＩＭＡの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

・投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、エマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する発行体の固定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに投資することにより、最大限のトータル・リターンを追求することにある。

かかる長期的成長を目指す投資目的が実現できる保証はない。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島のユニット・トラストであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA（以下「フィーダー・ファンドA」という。）またはピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB（以下「フィーダー・ファンドB」といい、「フィーダー・ファンドA」と併せて「フィーダー・ファンド」という。）のクラスF 受益証券のみに投資する。

サブ・ファンドのうち、米ドル・ポートフォリオはフィーダー・ファンドAの米ドル建てクラス受益証券であるクラスF（USD）、ユーロ・ポートフォリオはフィーダー・ファンドAのユーロ建てクラス受益証券であるクラスF（EUR）、豪ドル・ポートフォリオはフィーダー・ファンドBの豪ドル建てクラス受益証券であるクラスF（AUD）、南アフリカランド・ポートフォリオはフィーダー・ファンドBの南アフリカランド建てクラス受益証券であるクラスF（ZAR）にそれぞれ投資する。

フィーダー・ファンドの投資目的および投資戦略

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドは、その資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）に投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）その他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社として選任されているパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）は、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。

クラスF（USD）を除き、フィーダー・ファンドのクラス受益証券は、損失のリスクを軽減するために、米ドルに対する為替変動に関する為替エクスポージャーをヘッジすることができる。クラスF（USD）を除くフィーダー・ファンドのクラス受益証券は通常、95%から105%の間で参照通貨（ユーロ、豪ドルまたは南アフリカランド）の為替エクスポージャーをヘッジすることを目指す。

米ドルよりも高い短期金利を有する参照通貨のサブ・ファンドの受益証券は、ヘッジプレミアムにより利益を得ることが予想され、一方、米ドルよりも低い短期金利を有する参照通貨のサブ・ファンドの受益証券は、ヘッジコストを負担することが予想される。

受益証券が常に完全にヘッジされ、またはフィーダー・ファンドの投資顧問会社が為替ヘッジの利用に成功する保証はない。

マスター・ファンドの投資戦略および投資制限

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（JPMorgan Emerging Markets Bond Index Global Diversified）である。

マスター・ファンドは、通常の状態において、純資産の80%以上をエマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する発行体の固定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに対して投資することにより、その投資目的を達成することを目指す。PIMCOは、マスター・ファンドの受

託会社によって選任された投資顧問会社として、マスター・ファンドの資産の投資について責任を負う。P I M C Oは、エマージング証券市場に適すると考える国を選定し、これに対して投資を行う広範な裁量を有しているが、通常、世界銀行もしくはその関連機関または国連もしくはその機構により新興国または途上国と定義されている国に所在する市場をエマージング証券市場と判断する。

マスター・ファンドが投資を行う固定利付金融商品には次のものが含まれる。

- ・ 政府、政府機関、関係当局もしくは下部機構が発行または保証する証券または政府支援企業が発行または保証する証券（以下「政府証券」という。）
- ・ コマーシャルペーパー
- ・ デュレーション１年以下のモーゲージ・バック証券
- ・ 政府が発行するインフレ連動債
- ・ 譲渡性銀行預金証書、定期預金および銀行引受手形
- ・ レボ契約および逆レボ契約
- ・ 国際機関または超国家的機関の債務証書

マスター・ファンドによる米国以外の通貨建ての有価証券および米国以外の発行体の有価証券に対する投資に制限はない。ただし、マスター・ファンドは、途上国（または新興国）の現地通貨建ての債券に対して総資産の５％を超えて投資することはできない。マスター・ファンドは、単一の国に対して、ネット・ショート・ポジションを持つことはできない。

マスター・ファンドは通常、為替レートの変動から生じる損失のリスクを低減させるために、米ドル以外の通貨の対米ドルエクスポージャーをヘッジすることを目指す。マスター・ファンドが常にヘッジされ、またはP I M C Oがヘッジ取引の活用成功を保証する保証はない。

マスター・ファンドのポートフォリオ平均デュレーションは通常、P I M C Oの金利予測に基づき、３年から８年の間で変動する予定である。マスター・ファンドが投資を行う有価証券は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からC a a格、またはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス（以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。）もしくはフィッチ・レーティングスまたはその他の米国全土で認知された統計格付機関（N R S R O）による同等の格付けを付与されたものとし、また、格付けを付与されていない場合は、P I M C Oが同等の格付けと判断するものに限られる。マスター・ファンドは、B格以上の最低平均信用格付けを維持する。短期金融商品は、少なくともスタンダード・アンド・プアーズからA - 1格またはムーディーズからP 1格が付与されていることを要する。

マスター・ファンドは、オプション契約、先物契約、先物契約のオプション、スワップ契約（ロングおよびショートのクレジット・デフォルト・スワップならびに先渡しスワップ・スプレッド・ロックスを含むがそれらに限らない。）およびスワップションなどのデリバティブ商品に投資することができるが、投資をする義務を負うものではない。ただし、マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨建ての金利スワップに投資することができない。さらに、マスター・ファンドが通常の状態において、クレジット・デフォルト・スワップに対して投資することができるのは、純資産の10％までに限られる。マスター・ファンドは、収益を得るために、ポートフォリオ証券をブローカー、ディーラーその他の金融機関に対して貸し付けることができる。マスター・ファンドは、一連の売買契約の締結またはその他の投資技法（バイ・バックまたはドル・ロール等）の利用により、主として投資している証券に対するマーケット・エクスポージャーの獲得を目指すことができる。

マスター・ファンドは、１種類の金融商品または１発行体に対して、総資産の10％を上限として投資することができる。ただし、政府証券についてはかかる制限はない。

マスター・ファンドは、モーゲージその他の資産担保のI O（金利部分）証券もしくはP O（元本部分）証券、モーゲージ・デリバティブまたはインバース・フローター証券が組み合わさった商品には投資を行うことができない。ただし、デュレーション１年以下のコマーシャル・モーゲージ担保証券に対しては投資を行うことができる。マスター・ファンドは、政府が発行したものに限りインフレ連動債に投資することができる。マスター・ファンドは、純資産の15％を上限として流動性に欠ける

証券に投資することができる。

（２）【投資対象】

サブ・ファンドは、ケイマン諸島のユニット・トラストであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるフィーダー・ファンドＡまたはフィーダー・ファンドＢのクラスＦ受益証券のみに投資する。

サブ・ファンドのうち、米ドル・ポートフォリオはフィーダー・ファンドＡの米ドル建てクラス受益証券であるクラスＦ（ＵＳＤ）、ユーロ・ポートフォリオはフィーダー・ファンドＡのユーロ建てクラス受益証券であるクラスＦ（ＥＵＲ）、豪ドル・ポートフォリオはフィーダー・ファンドＢの豪ドル建てクラス受益証券であるクラスＦ（ＡＵＤ）、南アフリカランド・ポートフォリオはフィーダー・ファンドＢの南アフリカランド建てクラス受益証券であるクラスＦ（ＺＡＲ）にそれぞれ投資する。

（３）【運用体制】

（イ）サブ・ファンドの運用体制

管理会社は、投資運用契約を締結し、投資運用会社にポートフォリオの投資運用を委託している。

投資運用会社の運用体制

（ ）投資行動のモニタリング

投資運用会社では、運用担当チームが日々副投資運用会社の運用の適切性を確認し、逸脱がある場合は速やかに是正を指示する。また、運用担当チームから独立したコンプライアンス担当者は、日次でコンプライアンス・ルールの遵守状況を記録・保管し、必要に応じて運用担当チームに是正を指示する。

投資運用会社は、ポートフォリオの運用に際して、副投資運用会社や投資運用グループ各拠点の情報および分析等を活用して、ポートフォリオの運用・管理に関する監督を行う。

（ ）ファンドの運用に係る法人等の管理

副投資運用会社等のファンドの運用に係る法人については、その業務に関する投資運用会社の運用担当チームが、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング、評価を実施し、必要に応じて副投資運用会社には是正を指示する。

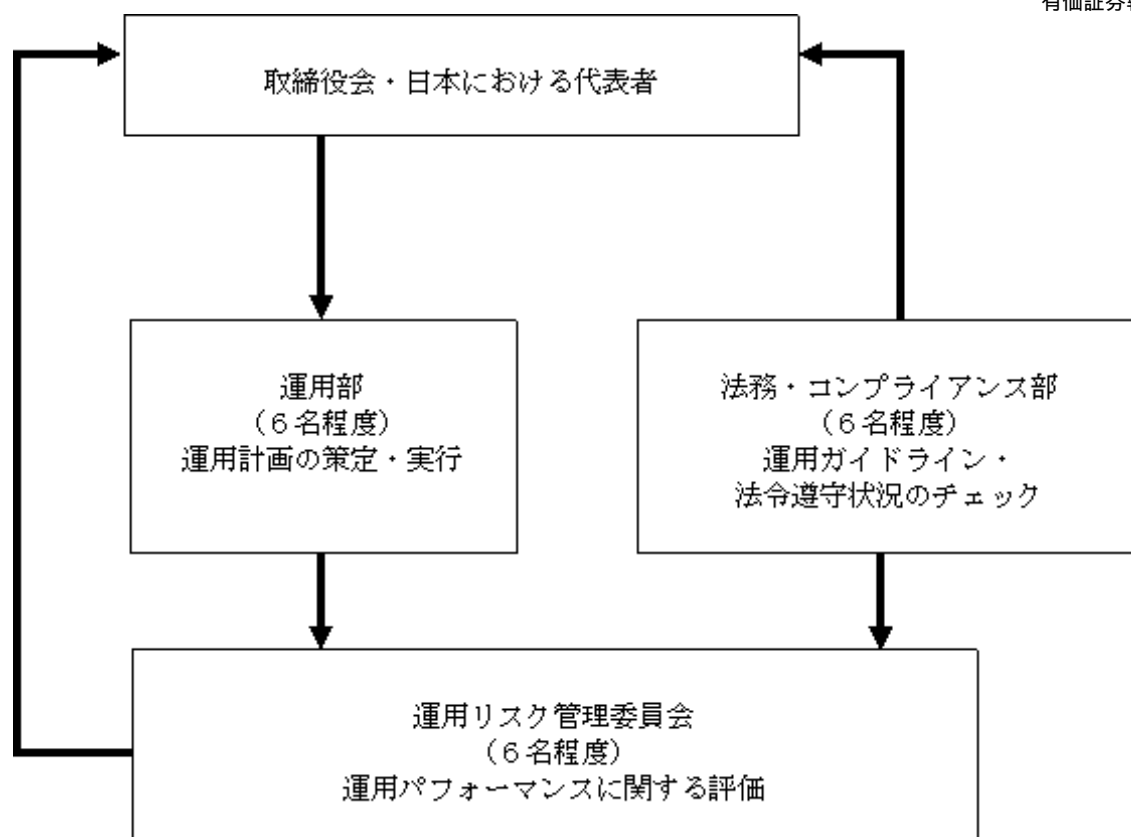
副投資運用会社の運用体制

投資運用会社は、副投資運用契約を締結し、副投資運用会社にポートフォリオの保有資産の運用を委託している。ポートフォリオの運用は、副投資運用会社が、副投資運用会社のグループ拠点が運用するケイマン籍投資信託に投資することによって行われる。

副投資運用会社であるピムコジャパンリミテッドでは運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて行う。

ピムコジャパンリミテッドは、P I M C Oグループの日本における拠点である。

副投資運用会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織等は以下のとおりである。



運用に関する主な社内規定は以下のとおりである。

内部者取引未然防止規程

発注証券会社に関する規程

最良執行に関する規程

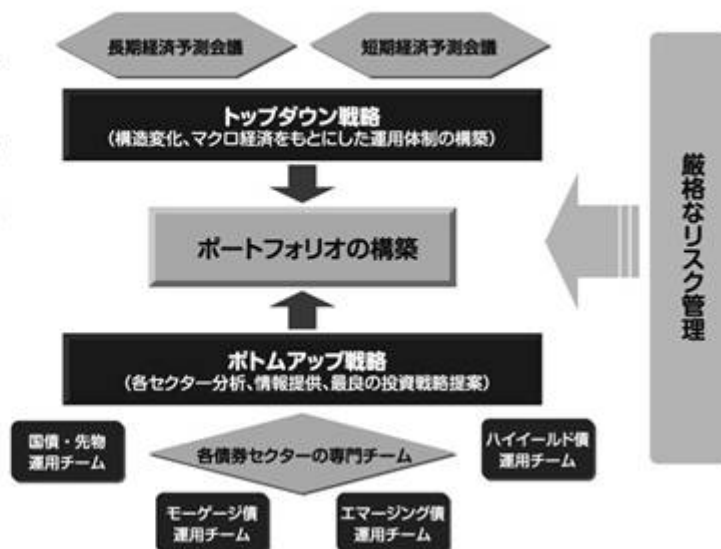
上記運用体制は、平成22年12月末日現在のものであり、今後変更する場合がある。

（ロ）投資先ファンドの運用体制

運用プロセス

< トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合した運用プロセス(概念図) >

- ▶ 長期的な視点に基づいた投資戦略
- ▶ トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- ▶ 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用
- ▶ スペシャリストとジェネラリストからなる運用体制



PIMCOの投資プロセスにはトップダウンとボトムアップ両方の意思決定過程が含まれている。かかるプロセスにおける最初の最も重要なステップは、長期的な方向づけである。経済趨勢や政治の影響を分析することは、健全なポートフォリオの決定の基本的条件であるとPIMCOは考えている。確固たる長期的見解を維持することは、往々にして金融市場を特徴付ける周期的な好況と不況の反復に左右されることに対する防御として有益である。PIMCOは、短期的な市場動向に適合させる能力よりも、ファンダメンタル経済や信用の分析を通して長期的価値を見極めることを遙かに得意としている。

PIMCOは、趨勢分析を重要と考えていることから、「長期経済予測会議」に毎年1週間を費やしている。投資プロフェッショナルから選り抜かれたメンバーは、金融財政政策、インフレーション、人口統計、情報技術の経済と生産性動向への影響を含む特定分野を担当し、年間を通じ監視する責務を負っている。「長期経済予測会議」において、社内プレゼンターは、PIMCOの投資プロフェッショナル全員のためにかかる問題に対処する。そのほか、外部からのアナリストや学者を招聘し、見通しに密接な関係がある金融問題や経済問題に関するその専門知識をPIMCOと交換する。かかる社内と社外からのプレゼンテーションは、当グループによるさらなる議論や討論の背景として役立っている。「長期経済予測会議」の目的は、経済や債券市場についての3年ないし5年の見通しを得ることである。

PIMCOのプロセス上の次のステップは、循環的動向または景気循環動向の分析である。PIMCOの投資プロフェッショナルは、いわゆる「短期経済予測会議」で四半期毎に会合し、景気循環の視野から成長率とインフレ率を評価する。これらの会合では、社内リサーチや最近の経済データを評価し、GDP成長率やインフレ率が市場の一般的な見込みを上回るか、下回るかを判断する。その結論は、短期的（2ないし4四半期間）な経済動向の予想を調整し、更新する一助となっている。

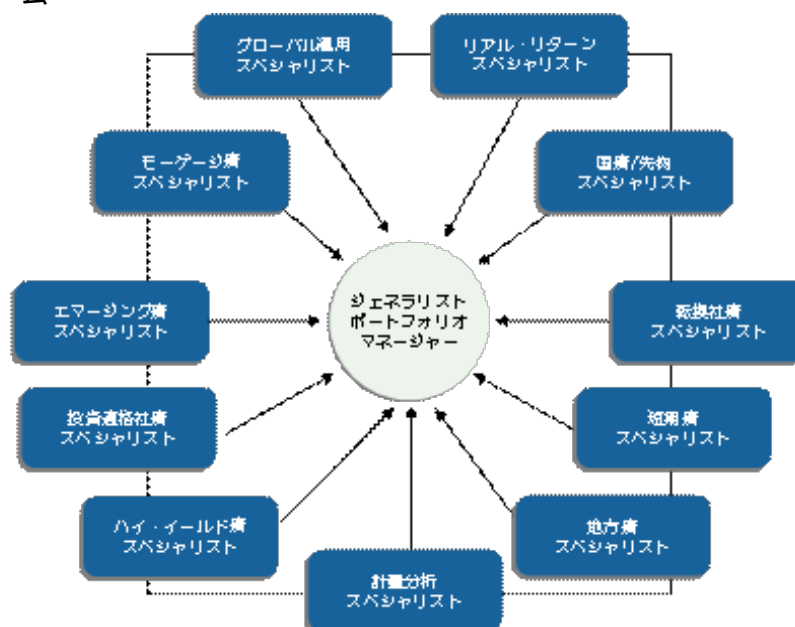
PIMCOの長期経済予測会議と短期経済予測会議の次に、シニア・ポートフォリオ・マネージャーから成る投資委員会の常任メンバーと、その他のポートフォリオ・マネージャーから選出された非常任メンバーで構成される投資委員会が、全ポートフォリオのモデルとなる主要戦略の開発のために一致団結して作業する。投資委員会は、各フォーラムによって提供されたトップダウンの見通しのほか、様々な債券セクターを重視する専門家からのボトムアップの入力情報も利用する。投資委員会が達成目標を定める組入証券の特性項目には、デュレーション、イールドカーブ・エクスポージャー、分散、セクター別集中度および信用性が含まれる。

- 戦略の分散を可能とするPIMCOの運用体制
- ジェネラリストと各セクターのスペシャリスト・チームからなる運用体制
- トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの融合

確立されたPIMCOの運用体制

PIMCOの運用チーム

- 世界の主要地域に運用拠点を有するグローバルな運用体制
- ジェネラリストはポートフォリオ全体の特性を管理
- スペシャリストは各セクターに特化



PIMCOのポートフォリオ運用グループが個別ポートフォリオの構築を行う。このグループの体制は、車のハブとスポークとの関係に類似し、ハブを構成するシニア・ジェネラリスト・ポートフォリオ・マネージャーとスポークとしてのセクター別スペシャリストグループを備えている。PIMCOは、各アカウントに対しジェネラリスト・ポートフォリオ・マネージャーを配置する。すべてのポートフォリオが投資委員会によって定められたモデル・ポートフォリオを反映するように構成されていることを監視するのはジェネラリストの責任である。ジェネラリストは、タイミングや銘柄選択の面で一定の裁量範囲を与えられるが、モデルの達成目標周辺の範囲内にポートフォリオの特質を維持することを求められる。ジェネラリストは、国債、モーゲー証券、社債、米ドル建以外の債券、新興市場債、転換証券、インフレ連動債の市場を含む世界中の債券群の各分野を網羅するセクター別スペシャリスト・チームから情報を入手し、戦略的構想を得る。これらセクター別チームは、各々のセクターで10年以上の経験を持つ熟練のポートフォリオ・マネージャーが率いている。ジェネラリストは、各々の担当ポートフォリオの一切の売買について最終的責任を負うが、セクター別スペシャリストのポートフォリオ・マネージャーに取引執行の支援を指図することができる。

ボトムアップによる証券の選定は、ポートフォリオの構築上重要な側面である。セクター別スペシャリストは、各々のセクター内で相対的価値を確定することを任せられ、証券選定上の中心的役割を果たす。セクター別スペシャリストのための重要なリソースは、PIMCOの高度に熟練のアナリストであって、これらアナリストは、独自の証券分析を行う。PIMCOは、各証券のリスクや相対的価値を数量化する上で役立つ幅広い自社所有の分析用ソフトウェアのライブラリーも活用する。

内部運用規定

PIMCOのアカウント・マネージャーは、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則の遵守状況をモニターしている。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・달러取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用している。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー／ディーラーを通じて行っている。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしている。そのため、PIMCOはクライアントの最大の利益を念頭に、例えば、価格、取引規模、関連する証券の市場の性質、（該当の場合）手数料の額、市場の価格や動きを考慮した取引のタイミング、関与するブローカー／ディーラーの評判、経験および財務の安定性、ならびにブローカー／ディーラーのサービスの質などを含む、関連があると思われるすべての要因を考慮する。

PIMCOは、ソフト・ダラー取引を行わない方針である。PIMCOは新規発行の債券市場に参加することは滅多になく、債券発行の経験を持つ発行体を中心とした取引を行う。PIMCOは、新規に発行を行う発行体が流通市場で「慣れて」から取引を行いたいと考えている。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしている。PIMCOは、クライアント勘定の間で公正かつ公平な扱いを行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とする。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別的に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となったとしても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定している。

（４）【分配方針】

管理会社は、その裁量により、平成21年8月20日以降、毎月20日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび配当可能資本から分配を宣言することができる。

分配は、分配宣言（同日を含む）から5営業日以内に受益者（日本においては、日本における販売会社）に対して行われる。

分配は、基準日現在登録されている受益者に対して、保有されている特定のサブ・ファンドの受益証券の数に応じて行われなければならない。分配金を受領する権利を有している受益者は、分配宣言の日から5年を超えて請求しなかった場合、その権利を失うものとし、請求されなかった分配金にかかる日より、受託会社または管理会社が適切であると判断した方法により、ファンドのために利益を生じるものとする。

受託会社または管理会社は、受益者に対する分配金のうち、信託証書の条項により受益者が支払義務を負うものの、未払いの状態にある金額を控除することができる。

受託会社または管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課・費用等もしくはその他の税金、手数料またはその他のあらゆる性質の評価額について、法律によって、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

（５）【投資制限】

投資制限

各サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- （イ）サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとする。
- （ロ）サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うものではない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではない。
- （ハ）管理会社の運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

- （ニ）サブ・ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別

基準(随時改訂または修正されることがある。)(外国証券の取引に関する規則第16条)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。

(注)上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

(ホ)投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号(改正済))第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。

(ヘ)管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドは、リスクの高い事業を行っているため、ファンドへの投資は、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資家によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、いずれかのサブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資は以下に言及するリスク等のリスクを伴う。以下のリストはすべてのリスクを網羅するものではない。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

市場リスク

価格変動リスク

ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としており、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴う。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

為替変動リスク

ファンドの純資産価格の算定は外貨建てにより行われるので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

（ユーロ・ポートフォリオ）

実質的な主要投資対象である海外の公社債は主に米ドル建て資産であるが、ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、ユーロ買いの為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る。しかし、為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではない。そのため、為替相場の変動によっては、純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替ヘッジを行う場合でユーロ金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなる。

（豪ドル・ポートフォリオ）

実質的な主要投資対象である海外の公社債は主に米ドル建て資産であるが、ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る。しかし、為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではない。そのため、為替相場の変動によっては、純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替ヘッジを行う場合で豪ドル金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなる。

（南アフリカランド・ポートフォリオ）

実質的な主要投資対象である海外の公社債は主に米ドル建て資産であるが、ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る。しかし、為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではない。そのため、為替相場の変動によっては、純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替ヘッジを行う場合で南アフリカランド金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなる。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいう。ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けるので、純資産価格の下落により損失を被り、

投資元金を割り込むことがある。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴う。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性がある。この場合、純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性がある。この場合、純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まることがある。

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの主なリスクの概要

各サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドへの投資およびフィーダー・ファンドを通じたマスター・ファンド（フィーダー・ファンドおよび／またはマスター・ファンドを以下「投資先ファンド」という。）への投資により以下のリスクにさらされる。以下のリスク要因は、ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な記述を意図するものではない。

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価額が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付債券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。比較的長期のデュレーションを有する確定利付債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期のデュレーションを有する証券よりも変動しやすい。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付債券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。

変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に、変動利付証券の価額は上昇しない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価額が下落することがある。逆変動利付証券は、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。投資先ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は当該証券より受領する収益および投資先ファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。

信用リスク

確定利付債券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レボ契約、組入証券貸付けの相手当事者が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとしていない）場合、投資先ファンドは、損失を被る可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用等级付けに反映される。）の変更による影響を受ける。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事情、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。

ハイ・イールドリスク

ハイ・イールド証券および同等の信用度の格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される。）に投資するファンドは、かかる証券に投資しないファンドに比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられている。経済的な低迷または金利の上昇期間は、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、ファンドがかかる証券を売却する能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が、利息または元本の支払に関し不履行となった場合、投資先ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

市場リスク

投資先ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が同時に下落する可能性がある。

投資先ファンドが米国外証券に投資する場合、米国企業の証券にのみ投資した場合に比べて、より急激な価格変化を経験することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、米国外証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨障害、政治的変動または外交的变化が、投資先ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、投資先ファンドはその米国外証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが東欧またはアジアのように集中した地域にその相当部分の資産を投資する限度で、投資先ファンドは、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。同様に、特定の国またはある国の特定の発行体へ投資を集中させる場合、当該国の経済的、規制上のまたは政治的展開に大きく影響を受ける可能性がある。

新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なる、またはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的およびその他のリスクをもたらすことがある。

発行体リスク

証券の価値は、経營業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

流動性リスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。投資先ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、投資先ファンドは流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、投資先ファンドのリターンが減少することがある。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠く可能性がある。かかる場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または商品の売買困難のため、投資先ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、投資先ファンドが保有する商品の評価にも悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドの主要な投資戦略が米国外証券、デリバティブもしくは相当な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券と関係する場合、投資先ファンドは最大の流動性リスクにさらされる傾向がある。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドが活用する多様なデリバティブ商品については、後記「投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク デリバティブ」を参照のこと。投資先ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった本項に別途記載される多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、投資先ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行うという保証はない。

商品リスク

投資先ファンドは商品連動デリバティブ商品への投資により、伝統的な証券に投資する場合よりもより大きな価格変動にさらされる。商品連動デリバティブ商品の価額は、全般的な市場変動、商品指数ボラティリティ、金利変動、または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

モーゲージ関連リスクおよびその他アセット・バック・リスク

様々な種類のモーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は、一定の追加的なリスクにさらされる。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券のデュレーションは延長される傾向にあるため、確定利付モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。その結果、金利上昇時期において、モーゲージ関連証券を保有する投資先ファンドのボラティリティは大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、投資先ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、投資先ファンドのリターンは減少されることがある。

投資先ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連すると同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的リスクにもさらされる。

為替リスク

投資先ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブに直接投資を行う場合、当該通貨の価額が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価額がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。為替レートは、金利変動、政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

一定の投資先ファンドまたはそのクラス（該当する場合）は、為替レートの変動による損失リスクを軽減するために通貨へのエクスポージャーをヘッジすることがある。かかる投資先ファンドまたはクラスは、かかる投資先ファンドまたはクラス（該当する場合）の表示通貨の値動きを他の通貨に対してヘッジする予定である。かかる投資先ファンドまたはクラスが常にヘッジされ、または投資顧問会社であるPIMCO（以下、単に「PIMCO」という。）がヘッジの活用成功に成功する保証はない。為替ヘッジ行為を行う投資先ファンドのいずれかのクラスに関して、かかるヘッジ行為は明らかにかかる投資先ファンドの当該クラスに帰属し、かかるヘッジ取引により生じるあらゆる費用および利益／損失は当該クラスに帰属するものとする。かかる投資先ファンドまたはクラスの表示通貨が基準通貨および／または当該投資先ファンドもしくはクラスの一部もしくはすべての資産の表示通貨に対して下落する場合、ヘッジ戦略の活用は、投資先ファンドまたはクラスの受益者の利益を著しく制限することがある。

投資先ファンドに適用される追加の為替リスクは、後記「投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク 通貨および通貨取引」および同「デリバティブ」を参照のこと。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。比較的少数の発行体に投資を行うファンドは、より分散した投資を行うファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、とりわけ、逆レポ取引、組入証券の貸付け、銀行借入れおよび発行時取引、繰延受渡および先渡取引を含むことがある。レバレッジは、ファンドの投資規模を増大するかもしれない取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

投資先ファンドは、投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされることがある。レバレッジの活用により、投資先ファンド（または該当する場合はそのクラス）は、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを清算することがある。借入れを含むレバレッジにより、投資先ファンド（または該当する場合はそのクラス）は、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなる可能性がある。これは、レバレッジにより、投資先ファンドの組入証券の価値の増減が増幅される傾向にあるためである。資産の分別または相殺ポジションにより取引がカバーされる限り、当該取引はレバレッジをかけられていないとみなされることはない。

マネジメント・リスク

投資先ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。PIMCOは、投資先ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用

するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。

フィーダー・ファンドに関するリスク

フィーダー・ファンドは、ケイマン諸島法に基づき、アンブレラ型のユニット・トラストとして設立されたピムコ・ケイマントラストのサブ・ファンドであり、受託会社は、それぞれが別の信託とされる複数のファンドを設定することができる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドを含む複数のファンドが設立されており、フィーダー・ファンドはマスター・ファンドの受益証券を発行される。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、その資産および負債に関しても別の信託であることを意図して構成されている。したがって、受託会社は、あるフィーダー・ファンドに関連する負債について当該フィーダー・ファンドの資産から補償を受ける権利を有し、かかる負債が二つ以上のフィーダー・ファンドに関連する場合は複数のフィーダー・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。フィーダー・ファンドの債権者は、代位弁済によって同様の権利を得ることがあり、受託会社が契約条項を特定のフィーダー・ファンドに限定しない等の場合には、追加の権利を得ることがある。また、この構造の有効性はいずれのケイマン諸島裁判所の決定にも服していないため、各フィーダー・ファンドの分離性が尊重される絶対的な保証はなく、他の法域の裁判所がかかる分離性を尊重すべきであると決定する保証はない。

アロケーション・リスク

フィーダー・ファンドは、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資するため、フィーダー・ファンドへの投資に伴うリスクは、マスター・ファンドが保有する証券その他の投資対象に関連するリスクと密接に関係する。フィーダー・ファンドがその投資目的を達成する能力は、マスター・ファンドがその投資目的を達成する能力に依存する。マスター・ファンドの投資目的が達成される旨の保証はない。

空売りリスク

投資先ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを保有することもできる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われるプレミアムおよび利息に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになっている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、投資先ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法律制定または規制により、投資先ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる法律制定または規制は、投資先ファンドの投資対象の価値および投資先ファンドの投資戦略（レバレッジの使用を含む。）を実行する能力に対して悪影響を及ぼす可能性があり、これは投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の行為について、法律および規制上の監視が強化されてきている。このような監視は、投資先ファンドおよび／またはマネジャーに対する規制当局の監督または関与を増加させることに加え、投資先ファンドおよび／またはマネジャーの法律上、コンプライアンス上、管理上およびその他の関連する負担および費用も増加させる可能性があり、また、投資先ファンドおよび／またはマネジャーに適用される法律上または規制上のスキーム間で不確実

性を生じまたはコンフリクトを生じる可能性がある。更に、証券市場および先物取引市場は広範な法律、規制および証拠金拠出義務に服する。様々なアメリカ合衆国の連邦規制当局および州規制当局（米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、自主規制機関および取引所を含む。）は、市場の緊急時には例外的措置を取る権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引に従事する業者に対する規制は、現在発展段階にある法律分野であり、政府および司法の行為による規制の強化および修正の可能性がある。投資先ファンドまたはマネジャーを規制する代替的なルールまたは法律が採用される可能性があり、かかるルールまたは法律の適用範囲は未知数である。投資先ファンドまたはマネジャーが将来規制当局の検査または処分に服さないという保証はない。投資先ファンドに対する規制の変更もしくは進展は投資先ファンドの運用方法に影響を及ぼす可能性があり、その影響は重要かつ悪影響である可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムは投資先ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、投資先ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有するポートフォリオ商品の評価に関する潜在的な問題にさらされる可能性がある。投資先ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。PIMCOは進展を監視し、投資先ファンドを各投資先ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク

本項では、前記「フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの主なリスクの概要」の項に記載される主要な投資および投資先ファンドの関連するリスクに関する追加の情報を提供する。また、本項では、投資先ファンドについて随時利用され得る追加の証券および投資手法にかかる特性およびリスクを説明する。これらの証券および投資手法の大半は裁量的なもので、すなわち、PIMCOがその利用の可否を判断することができるものである。本項は、投資先ファンドが利用することがある様々なタイプの証券および投資手法のすべてを開示するものではない。規制が将来変更されることにより、投資先ファンドが様々なタイプの証券および投資手法を利用することが制限され、利用が不可能となることもある。これにより、最終的に投資先ファンドがその投資目的を達成することができなくなることもありうる。投資先ファンドに投資する者は、該当する投資顧問会社および個別のポートフォリオ・マネージャーの専門的な投資判断・投資技術に依拠する。

フィーダー・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資したり、直接為替ヘッジ行為に従事することができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、以下に記載する証券に通常の状態において直接投資することはない。フィーダー・ファンドへの投資の価値は、投資先であるマスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、フィーダー・ファンドに投資するリスクは、マスター・ファンドおよび以下に記載する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関連している。

政府証券および米国政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証券またはこれらに保証される債務証券である。米国政府証券は、米国政府、米国政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証券またはこれらに保証される債務証券である。政府証券および米国政府証券には、市場リスクおよび金利リスクがあり、また様々な程度の信用リスクもある。政府証券および米国政府証券には、ゼロ・クーポン債が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも市場リスクの程度が大きくなる傾向がある。明確性のために付言すると、「政府証券」には、連邦政府または中央政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれ、「米国政府証券」に

は、米国政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれる。

地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局およびその他の代行機関により発行される。地方債には、金利リスク、信用リスクおよび市場リスクがある。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他の政治的事情または発行体の破産に影響を受けることがある。低格付の地方債には、より良質の地方債よりも大きな信用リスクおよび市場リスクがある。投資先ファンドが投資することのできる地方債の種類には、地方自治体のリース料債券が含まれる。また、投資先ファンドは、地方債を原資産として保有する主体により発行される証券に投資することができる。

投資先ファンドは、地方債を信託し当該地方債からの収益を（変動利付債券と残余金利債券に）二分することで組成される残余金利債券に投資することができる。変動利付債券の金利は、指数または約7日から35日毎に行われるオークションの方法により決定され、一方、残余金利債券の債権者は、オークション料金を差し引いた対象地方債の収入の残高を受領する。残余金利債券の市場価格は、市場金利の変動に非常に敏感であることがあり、市場金利が上昇した場合、大きく下落することがある。

モーゲージ関連証券およびその他の資産担保证券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（以下「CMO」という。）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・달러・ロール、残余クラスCMO、ストリップト・モーゲージ担保证券（以下「SMB S」という。）および不動産モーゲージ・ローンへの参加権を直接的または間接的に表章するか、またはかかるローンにより担保され、支払われるその他の証券が含まれる。

モーゲージ担保证券または資産担保证券の価格は、実勢金利の変動に対して特に敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、投資先ファンドが元本再投資時において金利下落の影響を受けることがある。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般的に下落するが、金利の下落時には、期限前償還が可能なモーゲージ関連証券の価格は、その他の固定利付証券と同程度には上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、また、実効満期が、取得時の予想を超えて短縮されまたは延長されることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率が、モーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用力に関する市場の認識に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および／もしくは保険により担保されているが、民間保証人または保険会社がその債務を履行するとの保証はない。

マスター・ファンドは、モーゲージ関連証券もしくはその他の資産担保证券のIO（金利部分）、PO（元本部分）、モーゲージ・デリバティブまたは逆フローター債を組み合わせた投資を行ってはならない。ただし、マスター・ファンドがデュレーションが1年以内のコマーシャル・モーゲージ・バック証券に投資する場合を除く。

ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

投資先ファンドは、固定利付ローンおよび変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、一般に、ローン・パーティシペーションおよびその一部の譲渡の形態によることになり、以下のようなローン証券を含むことがある。投資先ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、当該投資先ファンドは貸主を介してのみその権利を行使することができ、借主のリスクに加えて貸主の信用リスクも引き受けることになる。

シニア・ローン：シニア・ローンは、一般に、様々な産業分野および地理的地域で経営を行う法人、パートナーシップおよびその他の企業体に対して行われる。シニア・ローンは、通常、借主の資本構成の最上位を占め、また、通常、特定の担保で保証され、および劣後債権の保有者および借主の株主が有する請求権に優先する、借主の一般財産に対する請求権を有する。借主は通常、シニア・ローンによる受取金

を、レバレッジド・バイアウト、資本再編、合併、買収および自己株式の取得の資金調達について、また程度は小さいが、内部成長およびその他の会社の目的への資金提供ために使用する。シニア・ローンは、通常、基準貸出金利に加えてプレミアムを参照して、毎日、毎月、四半期毎にまたは半期毎に決定し直される金利を有する。この基準貸出金利は、一般に、LIBOR、一もしくは複数の主要な米国の銀行が提供するプライム・レートまたは営利的貸主が使用する譲渡性預金証書の利率もしくはその他の基準貸出金利である。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。

第二順位リーエン・ローン： 第二順位リーエン・ローンは、公法人、私法人ならびにその他の非政府系の事業体および発行体により様々な目的のために行われるローンである。第二順位リーエン・ローンは、支払の権利に関して、当該借主の一または複数のシニア・ローンの次順位とされる。第二順位リーエン・ローンは、通常、ローンに対する借主の債務を担保する特定の担保に対する第二順位の担保権またはリーエンにより担保されており、また、通常、シニア・ローンと同等の保護および権利を有する。第二順位リーエン・ローンは、当該借主の債務に関する支払の権利に関して、当該借主のシニア・ローンを除き、借主の他の債務に劣後せず、またその条件からも劣後することができない。シニア・ローンのように、第二順位リーエン・ローンは、通常、調整可能な変動金利の支払を有する。第二順位リーエン・ローンには、シニア・ローンに次ぐ優先順位があるため、より大きな程度の投資リスクがあるが、かかる追加的なリスクを反映して、しばしば高利率の利息を支払う。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。その劣後的地位を除き、第二順位リーエン・ローンは、上記のシニア・ローンと同等の特性およびリスクを多数有する。

その他の有担保ローン： シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローン以外の有担保ローンは、公法人、私法人ならびにその他の非政府系の事業体および発行体により様々な目的のために行われるローンである。かかる有担保ローンは、支払の権利に関して、当該借主の一または複数のシニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンに劣後する。かかる有担保ローンは、通常、ローンについて借主が負う債務を担保する特定の担保より低い優先順位の担保権またはリーエンにより担保されており、また、通常、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンより劣後した保護および権利を有する。有担保ローンは、支払の権利に関して、借主の将来発行される先順位の債務証書に劣後する可能性がある。かかる有担保ローンは、固定金利または調整可能な変動金利による支払を有することがある。支払の権利に関して、かかる有担保ローンには、借主のシニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンに劣後するため、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンよりも大きな投資リスクがあるが、この追加的なリスクを反映して、しばしば高利率の利息を支払う。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。その劣後的地位を除き、かかる投資対象は、上記のシニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンと同等の特性およびリスクを多数有する。しかし、支払の権利に関して、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンよりも劣後することがあるため、かかるローンには、先順位の担保付債務証書が発効した後、借主のキャッシュ・フローおよびローンの担保となる財産が予定支払額の返済において不十分となるという追加的なリスクがありうる。また、かかる有担保ローンは、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンよりも大きな価格ボラティリティを有すると予想されており、流動性が低いことがある。オリジネーターが、その他の有担保ローンのパーティシペーションを売却することができない可能性もあり、より大きな信用リスクに対するエクスポージャーとなることがある。

無担保ローン： 無担保ローンは、公法人、私法人ならびにその他の非政府系の事業体および発行体により様々な目的のために行われるローンである。無担保ローンは、一般に、支払の権利に関して、有担保債権者に劣後する。無担保ローンには、ローンについて借主が負う債務を担保する特定の担保に対する担保権またはリーエンによる保証がない。無担保ローンは、その条件によって、支払の権利に関し、シニア・ローン、第二順位リーエン・ローンおよびその他の有担保ローンを含むその他の借主の債務に劣後することがある。無担保ローンは、固定金利または調整可能な変動金利による支払を伴うことがある。借主の有担保債務に劣後するため、無担保ローンには、より大きな投資リスクがあるが、この追加的なリスクを反映して、しばしば高利率の利息を支払う。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。その劣後的地位および無担保であることを除き、かかる投資対象は、上記のシニア・ローン、第二順位リーエン・ローンおよび有担保ローンと同等の特性およびリスクを多数有する。

ハイ・イールド証券

投資先ファンドは、各投資先ファンドの目論見書において当該投資先ファンドのために定められる投資品質ガイドラインに従う。投資先ファンドが保有する証券は、格付引下げの対象となることがある。ムーディーズのBaa格またはスタンダード・アンド・プアーズのBBB格より低い格付の証券は、「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資またはその保有には、高格付の固定利付証券に関連するリスクに加え、特別なリスクを伴う。ハイ・イールド証券は、投資元本の値上がりおよびより高い金利に関する機会をより多くもたらす一方、通常、高格付の証券よりも大きな潜在的価格ボラティリティを伴い、また流動性が低いことがある。ハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元金支払能力において圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券は、より高格付の証券よりも、実際のまたは認識される経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすいことがある。

債権者の責任および債権者委員会への参加

一般に、投資先ファンドが発行体の債券またはその他の同等の固定利付証券を保有する場合、当該投資先ファンドは、当該発行体に対する債権者となる。発行体の債権者である投資先ファンドは、発行体の破産に関してまたは発行体のその他の債権者、株主もしくは発行体自身により提起された別の法的手続に関して、投資先ファンドが保有する証券に関連する異議申立てに従わなければならないことがある。投資先ファンドは、その保有する証券の発行体で、財務上問題のある発行体の経営陣と交渉するために債権者により形成された委員会に随時参加することができる。かかる参加により、投資先ファンドが弁護士費用などの費用を負担し、発行体に関する重要な非公開情報の保有者となることがある。その結果、参加しなければ当該投資先ファンドが証券について取引または追加ポジションの取得を希望することができたはずの証券について、そうすることができなくなることがある。また投資先ファンドがかかる委員会に参加することにより、連邦破産法または債権者債務者間の権利を律するその他の法律に基づく潜在的な責務の対象とされることがある。投資先ファンドは、PIMCOが、当該投資先ファンドの債権者としての権利を行使するために、または当該投資先ファンドが保有する証券の価格を保護するためにかかる参加が必要または望ましいと確信する場合にのみ、かかる委員会に参加する。

変動利付証券

変動利付証券は、債務に対して支払われる金利の定期的な調整を規定している。変動利付証券は、一般に、金利変動に対してさほど敏感ではないが、変動利付証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しない場合、価格が下がることがある。反対に、変動利付証券は、一般に、金利が下落した場合、その価値は上昇しない。投資先ファンドは、逆変動金利付債務証券（逆フローター債）に投資することもできる。逆変動利付の証券は、金利が上昇した場合、価格が下落することがあり、また同等の信用度を有する固定金利による債務証券よりも価格ボラティリティが大きくなることがある。投資先ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下（逆変動利付の証券の場合、上昇）は、かかる証券から受け取る収益および投資先ファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。さらに、投資先ファンドは、無制限に残余金利債券に投資することができる。

インフレ連動債

インフレ連動債とは、固定利付証券で、インフレ率に従って元本価格が定期的に調整される。インフレ指数が低下すると、インフレ連動債の元本価格は下方修正され、その結果、これらの証券の支払利息（元本額が少額であるものについて計算される。）は減額される。インフレ連動米国債の場合、満期時における原債権元本の返済（インフレに応じて調整される。）が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済み元本価格は、当初元本を下回ることがある。

インフレ連動債の価格は、実効金利の変動に応じて変動することが予想される。実効金利は、名目金利およびインフレ率の係数に連動する。名目金利がインフレ率よりも急速に上昇する場合、実効金利は上昇し、インフレ連動債の価値の下落をもたらすことがある。インフレの短期上昇は価値の下落を導くことがある。インフレ連動債の元本増加分は、投資家が満期までその元本を受領しない場合にも、課税対象

の通常所得とみなされる。

非米国証券

非米国証券への投資には、米国証券への投資には通常付随しない特定のリスクおよび検討事項を伴う。非米国会社および非米国政府の発行する証券に投資する投資先ファンドに伴う重要なリスクについては、慎重な検討を要する。これらのリスクには、例えば、会計基準、監査基準および財務報告基準の相違、非米国組入証券取引における一般的に割高な手数料単価、国有化、収用または没収課税の可能性、投資規制または為替管理規制の不利な変更、政治的不安定などがある。個別の非米国経済圏は、国内総生産の成長、インフレ率、資本再投資、資源、国内自給率および国際収支状況といった点で、米国経済に比べて有利に異なっていることもあれば不利に異なっていることもある。証券市場、証券の価値、非米国証券市場に伴う利回りおよびリスクは、相互に独立して変化することがある。また、非米国証券ならびに配当およびそれらの証券に支払われる利息は、それらの証券に関する支払から源泉徴収される税金も含めて、非米国の課税に服することがある。非米国証券は、米国証券よりも取引頻度および出来高が少ない場合が多く、したがって、より大きな価格変動を示すことがある。非米国証券への投資は、米国国内投資より高い保管コストおよび外国通貨換算についての追加的な取引コストを伴う場合もある。非米国為替相場の変化は、非米国通貨建てのまたは非米国通貨で相場の付けられている証券の価額にも影響する。

投資先ファンドは、政府、政府機関もしくは仲介機関、またはその他の政府関係機関の発行するソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の返済繰延べへの参加、および政府機関に対する追加融資を求められることがある。さらに、デフォルトしたソブリン債を回収することのできる破産手続はない。

新興市場証券

証券は、証券がその国の証券市場で主に取引され、または発行体がその国で設立されもしくは主に営業し、収益の大半をその国での営業から得ており、もしくは資産の大半をその国に有している場合には、新興市場国と経済的に結び付いているといえる。P I M C Oは、新興証券市場として適しているとみなす国を特定し、かつ、そこに投資する広範な裁量を有している。しかし、新興証券市場は、世界銀行もしくはその関連組織、または国連もしくは関係当局により新興または発展途上の経済圏と定義されている国に存在する市場であると一般に考えられる。新興市場証券に投資を行う際には、投資先ファンドは、一人当たり国民総生産が比較的低く、また、急速な経済成長の可能性のある国を重視する。P I M C Oは、金利、インフレ率、為替相場、金融財政政策、貿易・通貨収支、およびその他P I M C Oが関係すると考える特定の要因の自己の評価に基づき、国および通貨構成を選択する。

新興市場証券に投資することは、先進国の証券に投資するリスクとは異なるまたはそれより大きいリスクを負うことを意味する。これらのリスクには、例えば、証券市場の小規模な時価総額（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、外国投資制限、投資収益および投資元本の本国への送金の可能性、通常より大きい社会的、経済的および政治的不確実性および不安定性、経済に対する大幅な政府関与、政府の監督および規制の少なさ、通貨ヘッジ手法が利用ができないこと、新規設立かつ小規模な会社、ならびに価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押、国有化、または将来の経済的もしくは政治的危機から生じる政府独占などがある。さらに、外国投資家は、売却利益の登録を要求されることがある。

一部の新興市場に対する投資に影響する法令は、未発達である場合があり、または予測不可能であり、さらには恣意的に運用される可能性がある。新興市場証券、特に、課税、外国投資および外国貿易、財産または証券に対する権原およびその譲渡に関係する新興市場証券に投資する投資先ファンドの活動に適用される法令は、比較的新しいことがあり、米国またはその他の先進諸国におけるものよりもずっと緩やかな方法により著しく変更される可能性がある。新興市場国の政府が、投資先ファンドの投資先である財産または証券に対して当該投資先ファンドが権原を取得していると認識または了承するという保証はない。なぜなら、新興市場国は、権原登記について信頼可能なシステムまたは法的枠組みを有していない可能性があるからである。一定の基本的な商法は、一定の新興市場国では整備されているが、それらは不明確であり解釈の変更に左右される場合があり、また、いつでも投資先ファンドの利益にとって不

利な方法で修正、変更、廃止、または置き換えられる可能性がある。米国で通常見られるような法律および先例の広範な体系が存在しない場合がある。現地の法令が米国と似たような発展をし、または上記要因の一部もしくは全部が、新興市場証券に投資している投資先ファンドの営業に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

新興市場証券への投資には、監査基準および財務報告基準に違いがあるというリスクもあり、その結果、発行体についての重要な情報が利用できないことがある。新興市場国における国、地域および地方公共団体および政府機関、関係当局または下部組織により公表された公式データは、先進国のものよりかなり不完全かつ信頼性が低く、新興市場証券に投資する投資先ファンドについての投資決定を行う際にPIMCOが利用する公式情報源が完全に信用できるという保証はない。公式統計も、先進国で使われているものとは異なる基礎に基づき作成されていることがある。したがって、これらの市場に関する事項の検討は、利用可能な公式情報および公開情報の完全性または信頼性に懸念があるため、不確実である。

さらに、新興市場国の通貨は、米ドルに対し著しく下落する場合があります。投資先ファンドまたはクラスによるこれらの通貨への投資後に通貨切下げが行われる場合があります。投資先ファンドまたはクラスが通貨ヘッジ戦略を試みようとしても、それがうまくいくとは限らない。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定の新興市場国の経済および証券市場にマイナスの影響を及ぼしてきており、かつ、今後も及ぼし続ける可能性がある。さらに、新興証券市場では清算および決済の手続が異なっている場合があります。そのような手続は、証券取引の出来高の成長に対応できない可能性またはその他かかる取引を行うことを困難にする可能性がある。決済の問題により、投資先ファンドが魅力的な投資機会を逃したり、資産の一部を投資するまでの間現金として保有することとなったり、またはポートフォリオ証券の処分が遅れることになったりする可能性がある。そのような遅れにより、証券の買主に対し責任が発生するおそれがある。

東欧の新興市場国を含む一定の新興市場国における証券取引には、金融仲介機関の経験不足、近代的技術の不足、事業運営を拡大するための十分な資本基盤の不足により、国際的投資に通常伴うリスクに加えたさらなるリスクがある。さらに、多数の東欧諸国の旧共産主義体制は、多額の財産を過去に没収しており、それに対する請求は未だ完全には解決されていない。東欧における投資先ファンドによる投資も、没収、国有化またはその他の方法により押収されないとの保証はない。

投資先ファンドは、ブレイディ債に投資することができる。ブレイディ債とは、債務再編に関する新規債務と国家機関に対する既存の商業的銀行ローンとの交換により設定された証券である。ブレイディ債に対する投資は、投機的とみなされる場合がある。投資先ファンドが取得したブレイディ債は、再編取決めまたは新規クレジットの請求に従う可能性があり、それにより投資先ファンドが、その保有分の一部についての利息または元本の損失を被る可能性がある。

通貨および通貨取引

会計および報告のための投資先ファンドの基準通貨は、米ドルである。投資先ファンドは、通貨に対して、または当該投資先ファンドの基準通貨以外の通貨で取引を行いもしくは収益を受領している証券に対して直接投資することができ、当該投資先ファンドは通貨リスクを負う。為替相場は、短期間に著しく変動する。為替相場は、一般に、外国為替市場の需給、異なる通貨に投資することについての相対的優劣、金利の実際上または認識上の変化、およびその他の複雑な要因により決まる。為替相場は、政府もしくは中央銀行による介入（または不介入）、または通貨統制もしくは政治的展開により予測不可能な形で影響を受ける可能性がある。

投資先ファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクに対するヘッジの一環として、為替先渡契約を締結することができ、またはスワップ契約およびスワップションのみならず通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションにも投資することができる。

為替先渡契約は、契約時に設定された価格で、ある将来の日付において特定の通貨を購入または売却する義務を伴うものであり、投資先ファンドが引き渡す通貨の価額の変化に対する当該投資先ファンドのエクスポージャーを低下させ、当該投資先ファンドが契約期間中に受領する通貨の価値変動に対するエ

クスポートを高める。投資先ファンドの価額に対する影響は、一つの通貨建ての証券を売却し、かつ、他の通貨建ての証券を購入することに類似する。外国通貨を売却する契約は、ヘッジされている通貨の価額が上がれば実現したかもしれない潜在的利益を制限することになる。投資先ファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクをヘッジするためにこれらの契約を締結することができる。

安定したヘッジ取引というものは、いかなる状況においても不可能であり、投資先ファンドが、所定の時期にまたは随時、かかる取引を行うとの保証はない。また、かかる取引がうまくいくとは限らず、投資先ファンドが、該当する通貨の有利な変動から利益を得るチャンスを排除する可能性もある。投資先ファンドは、二つの通貨の為替相場の間に正の相関がある場合には、一つの通貨（または通貨のバスケット）の価値の不利な変化をヘッジするために、他の通貨（または通貨のバスケット）を利用することができる。

レポ契約

投資先ファンドは、銀行、ブローカーまたはディーラーから証券を購入するレポ契約を締結することができる。レポ契約とは、ファンドの費用負担において一定期間中の利息を加えた額で証券を買い戻すことを合意するものである。買い戻しを合意している当事者がデフォルトに陥ると、当該投資先ファンドは、保有している証券を売却しようとする。当該証券の価値が買い戻額よりも下がっている場合には、当該証券についての損失に加えて手続コストまたは遅延を伴うおそれがある。レポ取引の満期が7日を超えている場合、これは非流動的な証券とみなされる。

逆レポ契約、ドルロールおよびその他の借入れ

投資先ファンドは、レバレッジに関する制限に従い、逆レポ契約およびドルロールを締結することができる。逆レポ契約またはドルロールは、ファンドが証券を売却し、一定の時期および価格において当該商品を買戻す合意を伴い、借入れの一種とみなすことができる。逆レポ契約において、当該投資先ファンドは、契約期間中、原証券についての元利払いを継続的に受ける。しかし、逆レポ契約には、当該投資先ファンドが保有する当該証券の市場価額が、買い戻義務のある当該投資先ファンドの売却証券の買い戻額を下回る場合があるというリスクがある。逆レポ契約、ドルロールおよびその他の形式による借入れは、当該投資先ファンドにレバレッジ・リスクを生じさせる可能性がある。

投資先ファンドは、借入時の純資産（借入額を含まない。）の価額（簿価または時価のうち低い方）の10%を超えて銀行借入れを行うことはできない。ただし、吸収合併、合併などの臨時または緊急の目的の場合に、この10%の制限を3か月を上限として一時的に超過する場合を除く。本項において、借入れとは、銀行からの借入れとみなされるものをいい、したがって、逆レポ契約、ドルロール等の取引については、かかる10%の制限は適用されない。

「モーゲージ・ドルロール」は、一定の点において逆レポ契約に類似する。「ドルロール」契約において、ファンドは、ディーラーに対し、GNMA発行証券などのモーゲージ関連証券を売却し、同時に、あらかじめ決められた価格で類似の証券（同じ証券ではない。）を将来買い戻すことを合意する。「ドルロール」は、ファンドが、現金を得るためにディーラーに対しモーゲージ関連証券を質入れする担保付借入れとしての逆レポ契約のようなものとみなすことができる。逆レポ契約の場合とは異なり、ファンドがドルロール取引を締結するディーラーは、当該ファンドが元々売却したものと同一証券を返還する義務はないが、「概ね同一」である証券に限られる。「ドルロール」は、あらかじめ決められた価格で将来証券を購入または売却する合意を伴うため、ファンドは、「ドルロール」が合意されている特定の証券の価格について市場の動きを利用することはできない。「ドルロール」のカウンターパーティーがデフォルトに陥った場合には、当該ファンドは、将来の売却義務を履行するために、当該ファンドが代替証券を購入しなければならない市場価格（上がる場合もあれば下がる場合もあり、将来の売却義務について当該ファンドが受け取るべき売却代金は市場価格から控除される。）を負担するリスクを負担する。

セール・アンド・バイバックは、原証券のファンドによる買い戻しの決済が未決の間、証券を購入するカウンターパーティーが原証券に関して行われた元利払いを受領する権利を有するという点を除いて、逆レポ契約に類似する。

デリバティブ

投資先ファンドは、リスク管理のため、または投資戦略の一部として、デリバティブ商品を利用することができる（義務ではない）。一般的に、デリバティブは、その価額が、原資産、基準金利または参照指標の値により決まるまたはそこから生じる金融契約であり、株式、債券、金利、通貨または為替相場、商品および関連指数に関係することがある。デリバティブ商品の例には、オプション、先物、先物オプション、スワップ（ロングおよびショート・クレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックスを含むがそれらに限らない）、およびスワップ・オプションを含む。投資先ファンドは、資産の一部または全部をデリバティブ商品に投資することができる。ただし、マスター・ファンドは、非米国通貨建ての金利スワップに投資してはならないが、通常の状態において、純資産の上限を10%として、クレジット・デフォルト・スワップのみに投資することはできる。ポートフォリオ・マネージャーは、これらの戦略を採用しないと決定することもでき、また、投資先ファンドが利用するデリバティブ戦略がうまくいくとの保証はない。

投資先ファンドによるデリバティブ商品の利用には、証券およびその他従来型の投資対象に直接投資することに伴うリスクとは異なる、またはより大きい可能性のあるリスクがある。以下は、投資先ファンドが利用する可能性のあるすべてのデリバティブ商品に関連する重要なリスク要因についての一般的な検討を示すものである。

運用リスク： デリバティブ商品は、株式および債券とは異なる投資手法およびリスク分析を要する高度に専門化された商品である。デリバティブを利用する際には、原商品だけでなく、（考えられるあらゆる市況におけるデリバティブの実績を観察できなくても）デリバティブそのものを理解していなければならない。

信用リスク： デリバティブ商品の利用は、請求されている支払を行いまたはその他の契約条件を遵守する契約の別の当事者（通常「カウンターパーティー」と称される。）の不履行の結果により損失を受けるというリスクを伴う。さらに、クレジット・デフォルト・スワップは、投資先ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの基礎となっている会社の信用力を正確に評価しなければ損失をもたらすおそれがある。

流動性リスク： 流動性リスクは、特定のデリバティブ商品の売買が困難である場合に発生する。デリバティブ取引が特に大規模であるか、または関連する市場が（多くの一対一交渉型のデリバティブと同様に）非流動的である場合、有利な時期または価格において取引を開始しまたはポジションを換金することができない可能性がある。

レバレッジ・リスク： 多数のデリバティブはレバレッジの要素を有しているため、原資産、基準金利または参照指標の値または水準の不利な変化が、デリバティブそのものに投資されている金額よりかなり大きな損失となる可能性がある。デリバティブの中には、当初の投資規模に関係なく、無制限の損失をもたらす可能性があるものもある。投資先ファンドがレバレッジのためにデリバティブを利用する場合、当該投資先ファンドへの投資は、より不安定となる傾向があり、市場の変化に応じてさらに多額の損益がもたらされる。

利用可能性の欠如： 一定のデリバティブ商品の市場（外国市場を含む。）は、比較的新しく、かつ、まだ発展途上であるため、適切なデリバティブ取引がリスク管理またはその他の目的のためあらゆる状況において利用できるとは限らない。特定の契約の満期時には、ポートフォリオ・マネージャーは、類似の契約を締結することで、投資先ファンドのポジションをデリバティブ商品で保有しようとする場合もあるが、原契約のカウンターパーティーが新規契約の締結を望まず、かつ、他の適切なカウンターパーティーも見付からない場合には、そうすることはできない可能性がある。投資先ファンドがいつでもまたは随時デリバティブ取引を行うとの保証はない。投資先ファンドのデリバティブ利用可能性は、一定の規制および税務上の勘案事項によっても制限されることがある。

市場リスクおよびその他のリスク： 他のほとんどの投資対象と同様に、デリバティブ商品には、商品の市場価格が投資先ファンドの利益にとって不利な方向に変化するというリスクがある。ポートフォリオ・マネージャーが、投資先ファンドのためにデリバティブを利用する際に、証券、通貨もしくは金利の価値またはその他の経済要因を不正確に予測した場合、投資先ファンドは、取引を締結しなかった方がよ

り良い状況にあったということができる場合もある。デリバティブ商品を含む一部の戦略は、損失リスクを減らす可能性がある一方で、利益の機会も減らし、さらには、投資先ファンドのその他の投資対象の有利な値動きを相殺することにより損失を生じさせる結果となる場合がある。投資先ファンドは、一定のデリバティブ取引に関連して、当該投資先ファンドが相殺ポジションまたは資産担保を維持することを法的に要求されるため、不利な時期または価格において証券を売買しなければならないこともある。

デリバティブを利用する際のその他のリスクには、デリバティブの価格決定ミスまたは不適切な評価のリスク、ならびにデリバティブが原資産、原金利および原指標と完全には相関できないことなどがある。多くのデリバティブ、特に、一対一交渉型のものは複雑であり、かつ、主観的に評価されることが多い。不適切な評価は、カウンターパーティーに対する現金支払義務を増加させ、または投資先ファンドにとって価額の損失となる可能性がある。また、デリバティブの価額が、緊密に追従するように設定されている資産、基準金利または参照指標の価値と不完全にしか相関せずまたは無相関となる場合がある。

特定の投資先ファンドは、商品連動デリバティブ商品、スワップ取引または指数連動「仕組み」債および商品連動「仕組み」債への投資によって、商品市場に対するエクスポージャーの増大を追求することができる。商品連動デリバティブ商品の価値は、一般に実物商品（エネルギー、鉱物もしくは農産物等）、商品先物契約もしくは商品指数の価格変動または商品もしくは商品市場の価値の変動に基づくその他の経済変数に基づく。商品連動デリバティブ商品の価額は、全体的な市場変動、商品指数ボラティリティ、金利変動または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

スワップは、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換またはスワップするための、投資先ファンドとカウンターパーティーとの間の一対一交渉契約である。当該義務は一年間を超える場合がある。スワップには中核となる取引所または市場がなく、したがって、取引所で取引される商品よりも流動性が低い。投資先ファンドは、スワップ・カウンターパーティーがデフォルトまたは破産した場合、スワップ契約において受け取ることを予想していた金額について損失リスクを負う。スワップ市場は、比較的新しい市場であり、その大部分は規制されていない。政府による規制の可能性を含め、スワップ市場の発展が、既存のスワップ契約を終了させまたはかかる契約に基づき受け取る予定の金額を実現する投資先ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、特定の投資先ファンドは、商品もしくは商品先物契約の価値または商品指数の実績に連動する元本支払および／またはクーポン利払い付デリバティブ債務証券に投資することができる。かかる債務証券は、「商品連動」債または「指数連動」債である。これらは、債務証券の条件が発行体の債券および購入者の債券によって組み込まれることがあるため、「仕組み」債と称されることがある。かかる債券の価値は、投資先の原商品または関連指数の変動によって上昇し、または下落する。投資先ファンドは、かかる債券によって、経済的に商品価格の変動にさらされる。また、かかる債券は、債務証券全体に影響を及ぼす信用リスク、市場リスクおよび金利リスク等のリスクを負う。したがって、投資先ファンドは、債券の満期時に、自己の投資額を上回るまたは下回る元本を受領する可能性がある。また、投資先ファンドは、前記のクーポンの利払い額を上回るまたは下回る債券に係る利払いを受けることができる。

発行時取引、後渡および先渡約定取引

投資先ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、後渡でかかる証券を売買し、通常の受渡時以後の将来のある期日に確定価格によりかかる証券を買い付ける契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、後渡買付および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、当該投資先ファンドの他の資産の価格下落リスクに加わるものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらす、当該投資先ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。投資先ファンドは当該ポジションの補填のために分別または用途指定した証券に対する収益を獲得することができるが、一般に、当該証券の受渡時前に投資先ファンドが買付を約束した証券には、分配収益は発生しない。

他の投資会社への投資

投資先ファンドは、オープン・エンド型またはクローズ・エンド型の運用型投資法人またはプール勘定など、他の投資会社の証券に投資することはできない。

空売り

空売りは、売却を執行するためにブローカーまたはその他の機関から借り入れた証券の売却を伴う。空売りには、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために（ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。）証券を取得、転換または交換することが要求されるリスクがあり、その結果、投資先ファンドに損失をもたらすことがある。投資先ファンドが空売りを行う場合、当該投資先ファンドは、PIMCOが流動性を有すると判断する資産を分別もしくは「用途指定」するか、または許容される方法でそのポジションを別途カバーしなければならない。

投資先ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、または潜在する証券価格の下落を相殺するために空売りを行うことがある。ただし、マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨に対するネット・ショート・カレンシー・エクスポージャーを有してはならない。投資先ファンドによる空売りは、その純資産価格の100%を超えないものとする。

非流動性証券

非流動性証券の中には、PIMCOの監督下で誠実に決定された適正価格での価格設定を必要とするものがある。ポートフォリオ・マネージャーが非流動性証券を処分する際には、相当の遅延が発生することがあり、また非流動性証券の取引には、流動性証券の取引にかかるものを上回る登録費用その他の取引コストが含まれることがある。

本項において「非流動性証券」とは、概ねファンドが当該証券を評価した金額で通常の取引過程上7日以内に処分できない証券をいう。制限付証券、すなわち、転売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は非流動性証券とされる。ただし、一部の制限付証券（1933年米国証券法（改訂済）ルール144Aに基づき発行された証券および一部のコマーシャル・ペーパー等）は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも流動性が低いことがあるものの、流動性があるものとして取り扱われる。

ポートフォリオ証券の貸付

利益の達成を目的として、投資先ファンドは、貸付が全額担保されていることなど一定の条件が満たされる場合、ブローカー、ディーラーその他金融機関に対しそのポートフォリオ証券を貸し付けることができる。投資先ファンドがポートフォリオ証券を貸し付ける場合、その投資実績には貸付証券の価格変動が引き続き反映され、また当該投資先ファンドは、当該担保に対する手数料または利息も受領する。証券貸付には、借り手が貸付証券を返還しない場合、または支払不能に陥った場合、当該担保にかかる権利の喪失リスクまたは当該担保の回収の遅延リスクがある。投資先ファンドは、貸付をアレンジした当事者に貸付手数料を支払うことがある。

ポートフォリオの回転

投資先ファンドが特定の証券を保有する期間は、原則として投資決定上の検討事項ではない。ファンドが保有する証券の入替えは、「ポートフォリオの回転」といわれる。投資先ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発なポートフォリオ証券の取引を行うことになる。ポートフォリオの回転率の高さ（例えば100%超）は、証券の売却およびその他の証券への再投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含め、投資先ファンドにとって結果的により多額の費用負担を伴うことになる。ポートフォリオの回転に伴う取引コストは、投資先ファンドの実績に悪影響を及ぼすことがある。

一時的な防御戦略

一時的または防御目的で、投資先ファンドは、PIMCOが適切とみなす場合、課税対象証券、短期金融市場証券および現金等価物を含む米国の債務証券に無制限に投資することができる。現金同等物は、デュレーションが1年以内の投資適格固定利付証券と定義される。投資先ファンドがかかる戦略を採用

する場合、投資先ファンドは、その投資目的を達成できないことがある。

投資制限の比率

別途記載される場合を除いて、投資先ファンドの投資対象に関するすべての制限比率は、投資時に適用される。投資先ファンドは、投資の結果または投資の直後に超過分または欠損が発生または存在する場合を除き、かかる制限に違反することはない。「資産」とは、「総資産」をいう。

信用格付および無格付証券

格付機関は、転換証券を含む固定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス機関である。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況は、格付が示すものよりも良いまたは悪い場合がある。一部の格付は、格付カテゴリー内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。投資先ファンドは、当該証券が購入時点で当該投資先ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付されている場合、格付の修正にかかわらず証券を取得することができる。例えば、投資先ファンドは、B格の証券を当該投資先ファンドが購入できる場合にB格の証券を購入することができ、また同様に、投資先ファンドは、最低平均格付限度をA格として、平均A格のポートフォリオのクオリティを維持することがある。PIMCOは、信用格付のみに依拠せず、発行体の信用性についての自己の分析を展開する。

複数の格付機関が同一証券に対して異なる格付を付与した場合、PIMCOは、当該時点における当該証券の信用度およびリスクを最も反映していると考える格付を決定するが、かかる格付は、付与された複数の格付のうち最も高い格付であることがある。

各投資先ファンドは、当該証券が投資先ファンドの購入できる格付証券に相当する信用水準のものであるとPIMCOが判断する場合、（格付機関により格付が付与されていない）無格付証券を取得することができる。無格付証券には、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付をPIMCOが正確に評価できないというリスクがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の固定利付証券の発行体についてよりも複雑であることがある。投資先ファンドがハイ・イールド証券および／または無格付証券に投資する限り、当該投資先ファンドによる投資目的の達成の成否は、投資先ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きくPIMCOの信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

（負もしくは正の数値となる）デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリオ平均のデュレーションが短いファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが5年である債券ファンドの価格は、金利が1%上昇した場合に約5%下落すると予想される。逆に、デュレーションがマイナス1年である債券ファンドの価格は、金利が1%上昇した場合には約1%上昇すると予想される。

その他の投資対象および投資手法

投資先ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本項には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、投資先ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

日本における受益証券の販売に関する方針

日本の投資信託協会の規則および日本証券業協会が定める「外国証券の取引に関する規則」の選別基準に基づく日本の公募投資信託の制限に関連して、投資先ファンドは、以下の投資制限を採用している。

空売りの制限 空売りされる有価証券の時価総額は、投資先ファンドの純資産価額を超えてはならない。

借入れの制限 投資先ファンドの借入れ時の純資産価額（借入額を除く。）の10%を超えて（低価法または現行価値によるものとする。）、借入れを行うものではない。ただし、合併・買収等の特別緊急事態により、3か月までの期間において一時的にかかる10%を超える場合はこの限りでない。

一発行会社の株式の取得制限 一発行会社（日本の公募投資信託たるファンド・オブ・ファンズの場合に限り、投資信託会社を含む。）の発行済株式の50%を超えて投資を行ってはならない。ただし、契約型投資信託の場合、同一の運用者により運用されている投資先ファンド全体において、かかる投資を行ってはならないものとする。

流動性が欠ける証券に対する投資の制限 いずれの投資先ファンドも、非登録株式、非上場株式または証券化関連商品等、流動性に欠けるものに対し、その純資産の15%を超えて投資を行わない。投資先ファンドが、私募株式、非上場株式またはその他の流動性を欠く商品に対し投資する場合、これら証券の適正価格を決定する方法を確保するものとする。

不適切取引の禁止 投資顧問会社が自己または各投資先ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、または各投資先ファンドの資産の適切な運用を害する投資顧問会社による取引は、すべて禁止される。

各投資先ファンドは、自己のファンドの純資産価額の50%を超えて、日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））に規定される「有価証券」の定義に該当する証券並びに当該「有価証券」に関連するデリバティブ商品に対し投資することができる。

受益証券の買戻しまたは日本における直接販売のため日本において届け出られている投資先ファンドの期間満了の場合、かかる投資先ファンドの受益証券は現金にて受益者から買い戻される。投資先ファンドにおいて現物による買戻しは認められていない。投資先ファンドの受益証券が日本で募集されている期間中いつでも、上記制限が、投資信託協会の規則または日本証券業協会の選別基準に該当しなくなる場合には、当該規制または選別基準（適用ある場合）が適用されなくなる。

複数のクラスにおける債務の負担

投資先ファンドの受託会社は投資先ファンドに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。投資先ファンドの信託宣言は、複数の投資先ファンドおよびクラス間における債務負担の方法について規定している（通常、債務は当該債務が発生した特定の投資先ファンドまたはクラスに帰属する。）。異なる投資先ファンドが別個の信託として設立されているのに対し、同一の投資先ファンドの異なるクラスは別個の信託とはされない。投資先ファンドのあるクラスの受益者は、関連する他のクラスが債務を履行するのに十分な資産を有していない場合、自分が保有していない当該他のクラスに関して発生した債務の負担を強制される可能性がある。したがって、特定のクラスの債務が当該クラスに限定されず、関連する投資先ファンドの他のクラスにより債務を履行することが必要となるリスクがある。

上記に掲げられるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。投資予定者は、本書全体を読むべきであり、ファンドへの投資を決定する前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

(2) リスクに対する管理体制

(イ) サブ・ファンドのリスク管理体制

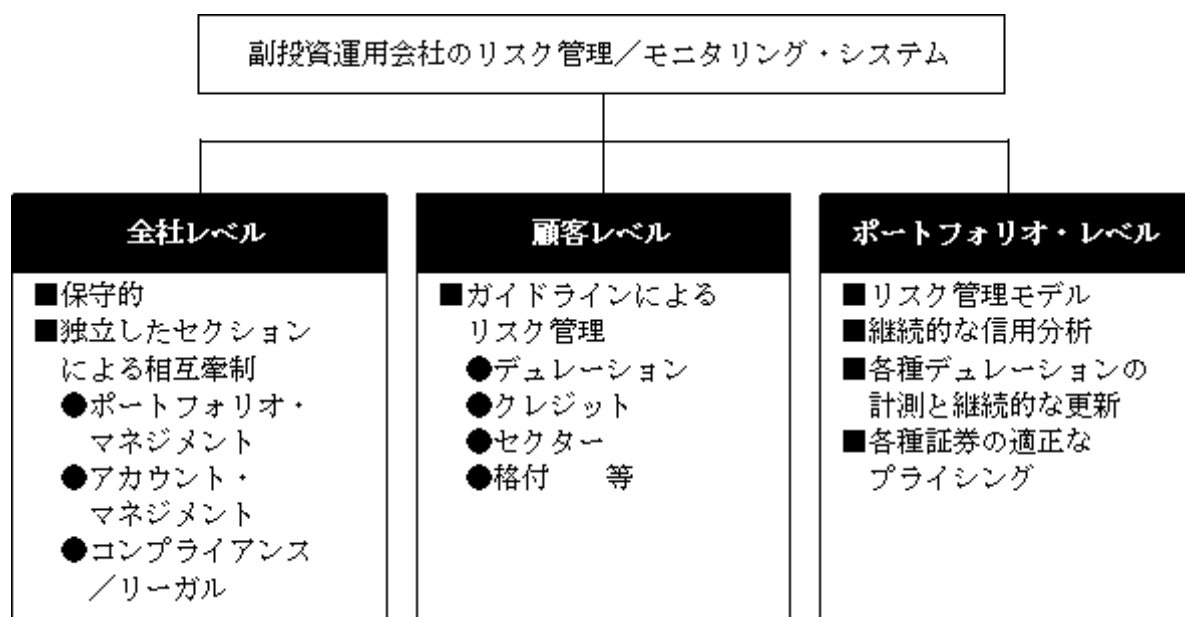
投資運用会社のリスク管理体制

投資運用会社がポートフォリオの保有資産の運用を副投資運用会社に委託している場合、ポートフォリオのリスクは、副投資運用会社によって管理される。投資運用会社は副投資運用会社のリスクの管理体制や管理状況の確認を行うことにより、ポートフォリオのリスクを適切に管理するよう努める。

投資運用会社は副投資運用会社との間の副投資運用契約において、副投資運用会社がポートフォリオの投資方針を維持し、適切にリスク管理を行うよう委託内容を定めている。また、投資運用会社は副投資運用会社に対し定期的に書面による調査等を実施し、ポートフォリオのリスクに対する管理体制の確認を行う。また、副投資運用会社からの定期的なデータ還元を受け、市場、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行う。

副投資運用会社のリスク管理体制

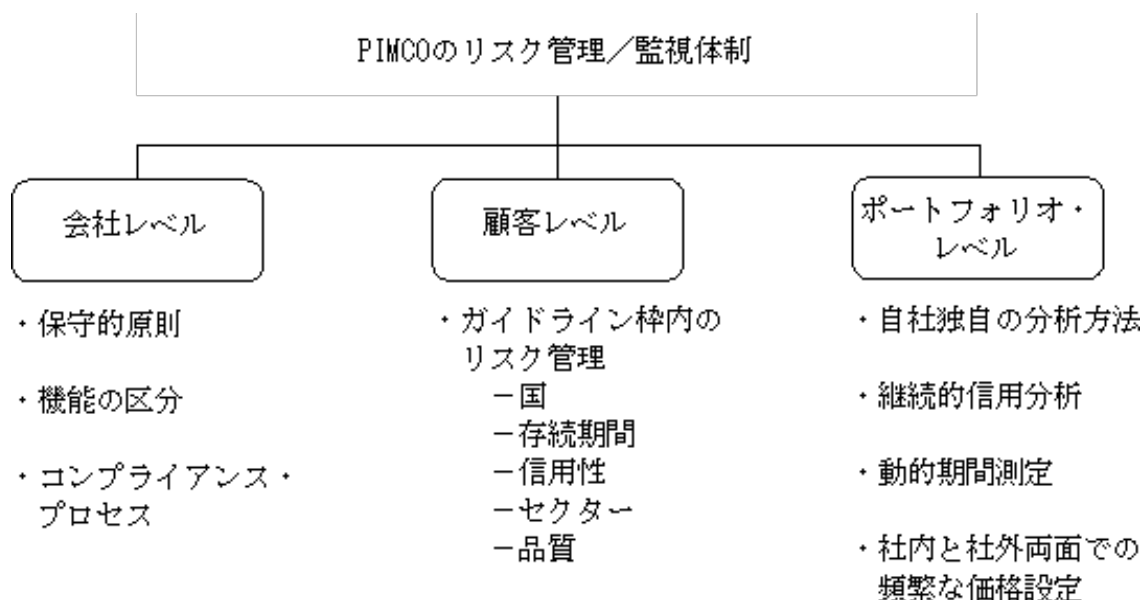
実効性のあるリスク管理を行うため、副投資運用会社ではすべての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネージメント部）、コンプライアンス／リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した３部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っている。



（ロ）投資先ファンドのリスク管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベス
トメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポー
トフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別であ
りながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大３％の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

日本における申込手数料は以下のとおりである。

申込口数	申込手数料（１口当たり）
5,000口未満	発行価格の3.15％（税抜3.00％）
5,000口以上 1 万口未満	発行価格の2.10％（税抜2.00％）
1 万口以上 5 万口未満	発行価格の1.05％（税抜1.00％）
5 万口以上	なし

（注１）管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注２）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

（３）【管理報酬等】

（ ）管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

管理会社（保管会社および管理事務代行会社を兼務する。）は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.15％の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの平成22年７月31日に終了した会計年度中の管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、それぞれ358,611.45米ドル、20,357.23ユーロ、322,485.75豪ドルおよび2,350,070.28南アフリカランドであった。

（ ）受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.01％（ただし、各サブ・ファンド毎に10,000米ドルを下回らないものとする。）の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの平成22年７月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、それぞれ23,907.42米ドル、8,943.43ユーロ、21,567.55豪ドルおよび157,560.24南アフリカランドであった。

（ ）投資運用報酬

投資運用会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.34％の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの平成22年７月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、それぞれ812,852.69米ドル、46,143.01ユーロ、730,967.68豪ドルおよび5,326,825.84南アフリカランドであった。

（ ）副投資運用報酬

副投資運用会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.59％の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの平成22年７月31日に終了した会計年度中の副投資運用報酬は、それぞれ1,410,538.40米ドル、80,071.73ユーロ、1,268,443.94豪ドルおよび9,243,609.64南アフリカランドであった。

（ ）販売報酬

日本における販売会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.5%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの平成22年7月31日に終了した会計年度中の販売報酬は、それぞれ1,195,371.56米ドル、67,857.42ユーロ、1,074,952.54豪ドルおよび7,833,567.49南アフリカランドであった。

() 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.05%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの平成22年7月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、それぞれ119,537.15米ドル、6,785.73ユーロ、107,495.25豪ドルおよび783,356.79南アフリカランドであった。

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

ファンドおよびサブ・ファンドの当初設立費用は、50万米ドルを上限として見積もられており、各サブ・ファンドの資産から按分して支払われ、3年の期間で償却される。

各サブ・ファンドの平成22年7月31日に終了した会計年度中に支払われた設立費用は、それぞれ86,156.76米ドル、59,889.31ユーロ、102,757.17豪ドルおよび687,272.53南アフリカランドであった。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資費用は、受託会社によって関連するサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬および仲介報酬、ならびに受託会社の報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、関連するサブ・ファンドの資産から支払われるが、かかる費用を1つのサブ・ファンドに割り当てることができない場合は、受託会社はその裁量により公正と考える基準による按分比で複数の異なるサブ・ファンドの資産から支払われる。

各サブ・ファンドの平成22年7月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、それぞれ85,185.61米ドル、61,479.39ユーロ、98,503.37豪ドルおよび659,922.89ランドであった。

投資先ファンドにかかる費用等

ファンドによる投資先ファンドであるフィーダー・ファンドへの投資およびフィーダー・ファンドによるフィーダー・ファンドの投資先であるマスター・ファンドへの投資については、管理報酬、受託報酬その他名称のいかんを問わず、報酬・費用等は一切かからない。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取

り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、利子所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。年次の登

録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、登録手数料は年間約500ケイマン諸島ドル（610米ドル、約51,405円）であり、信託証書に40ケイマン諸島ドル（50米ドル、約4,214円）の印紙税が課される。

５【運用状況】

ファンドは、平成21年６月19日から運用を開始した。

（１）【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）（平成22年11月末日現在）

<米ドル・ポートフォリオ>

資産の種類	地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ケイマン諸島	172,640,151.19	100.17
現金・その他の資産 （負債控除後）		- 292,541.21	- 0.17
合計（純資産総額）		172,347,609.98 (14,524百万円)	100.00

（注）投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

<ユーロ・ポートフォリオ>

資産の種類	地域名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ケイマン諸島	27,296,363.01	99.92
現金・その他の資産 （負債控除後）		21,168.77	0.08
合計（純資産総額）		27,317,531.78 (3,023百万円)	100.00

<豪ドル・ポートフォリオ>

資産の種類	地域名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ケイマン諸島	174,461,753.11	100.07
現金・その他の資産 （負債控除後）		- 123,898.98	- 0.07
合計（純資産総額）		174,337,854.13 (14,196百万円)	100.00

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

資産の種類	地域名	時価合計 （南アフリカランド）	投資比率（％）
外国投資信託	ケイマン諸島	1,545,349,389.94	100.26
現金・その他の資産 （負債控除後）		- 4,021,956.44	- 0.26
合計（純資産総額）		1,541,327,433.50 (18,249百万円)	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（平成22年11月末日現在）

<米ドル・ポートフォリオ>

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA クラスF （米ドル）	ケイマン 諸島	投資信託	14,568,789.13	10.62	154,754,107.92	11.85	172,640,151.19	100.17

<ユーロ・ポートフォリオ>

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA クラスF （ユーロ）	ケイマン 諸島	投資信託	2,311,292.38	11.13	25,723,457.14	11.81	27,296,363.01	99.92

<豪ドル・ポートフォリオ>

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB クラスF （豪ドル）	ケイマン 諸島	投資信託	14,949,593.24	10.45	156,179,714.80	11.67	174,461,753.11	100.07

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格 （南アフリカランド）		時価 （南アフリカランド）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB クラスF （南アフリカランド）	ケイマン 諸島	投資信託	13,136,257.99	104.95	1,378,672,307.04	117.64	1,545,349,389.94	100.26

< 参考情報 >

【ご参考】ヒムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド(M)の組入上位銘柄

順位	組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率
1	RUSSIAN FEDERATION SR UNSECURED REGS	7.500%	2030/03/31	4.76%
2	COLOMBIA (REP OF) NT GLBL	7.375%	2019/03/18	2.69%
3	PETROBRAS INTL FIN CO GLBL CO GTD	7.875%	2019/03/15	2.23%
4	BRAZIL NT GLBL	7.875%	2015/03/07	2.11%
5	MEXICO (UMS) GLOBAL SR NT	5.950%	2019/03/19	1.68%
6	RUSSIAN RAILWAYS LPN EMTN	5.739%	2017/04/03	1.47%
7	WAHA AEROSPACE BV LOCAL GOVT GTD REGS	3.925%	2020/07/28	1.33%
8	TURKEY (REP OF) SR UNSECURED NOV	5.125%	2020/05/18	1.22%
9	INDONESIA (REP OF)	11.625%	2019/03/04	1.20%
10	MEXICO (UMS) GLOBAL NT	5.625%	2017/01/15	1.20%

- 組入比率は、債券評価額（経過利子を含みます）の比率を小数第3位を四捨五入して表示しています。
- 現金同等資産（米国短期国債等）を除いて表示しています。

【投資不動産物件】（平成22年11月末日現在）

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】（平成22年11月末日現在）

該当事項なし。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成21年６月19日（ファンドの運用開始日）から平成22年11月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル・ポートフォリオ>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (平成22年７月末日)	214,893,697.49	18,109,092	114.68	9,664
平成21年６月末日	76,519,914.94	6,448,333	101.52	8,555
７月末日	117,717,033.87	9,920,014	104.68	8,821
８月末日	150,253,104.55	12,661,829	105.60	8,899
９月末日	195,225,812.78	16,451,679	109.08	9,192
10月末日	226,780,994.86	19,110,834	108.78	9,167
11月末日	253,021,349.64	21,322,109	110.47	9,309
12月末日	263,510,857.37	22,206,060	109.57	9,233
平成22年１月末日	253,881,450.25	21,394,590	109.16	9,199
２月末日	260,152,661.79	21,923,065	110.06	9,275
３月末日	263,082,453.11	22,169,958	111.12	9,364
４月末日	259,565,756.65	21,873,606	111.53	9,399
５月末日	245,680,510.23	20,703,497	109.35	9,215
６月末日	227,322,278.27	19,156,448	111.38	9,386
７月末日	214,893,697.49	18,109,092	114.68	9,664
８月末日	208,563,533.33	17,575,649	116.80	9,843
９月末日	184,310,662.87	15,531,860	117.85	9,931
10月末日	179,440,361.54	15,121,439	118.41	9,978
11月末日	172,347,609.98	14,523,733	114.96	9,688

<ユーロ・ポートフォリオ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	千円	ユーロ	円
第1会計年度末 (平成22年7月末日)	24,457,512.95	2,706,468	113.36	12,544
平成21年6月末日	3,254,144.11	360,104	101.51	11,233
7月末日	4,461,255.34	493,683	104.53	11,567
8月末日	6,018,021.99	665,954	105.35	11,658
9月末日	8,911,402.08	986,136	108.71	12,030
10月末日	9,600,133.98	1,062,351	108.25	11,979
11月末日	10,942,219.87	1,210,866	109.86	12,157
12月末日	11,302,510.76	1,250,736	109.02	12,064
平成22年1月末日	12,641,327.58	1,398,889	108.45	12,001
2月末日	13,738,057.28	1,520,253	109.28	12,093
3月末日	15,544,500.31	1,720,154	110.28	12,204
4月末日	15,674,317.38	1,734,520	110.73	12,253
5月末日	18,217,320.83	2,015,929	108.37	11,992
6月末日	22,297,664.43	2,467,460	110.29	12,205
7月末日	24,457,512.95	2,706,468	113.36	12,544
8月末日	25,115,667.86	2,779,300	115.51	12,782
9月末日	25,927,914.86	2,869,183	116.38	12,879
10月末日	27,592,302.63	3,053,364	116.89	12,935
11月末日	27,317,531.78	3,022,958	113.44	12,553

<豪ドル・ポートフォリオ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第1会計年度末 (平成22年7月末日)	225,543,767.44	18,366,029	113.77	9,264
平成21年6月末日	102,595,012.79	8,354,312	101.48	8,264
7月末日	137,443,355.37	11,192,012	104.33	8,496
8月末日	157,510,009.72	12,826,040	105.15	8,562
9月末日	179,747,212.48	14,636,816	108.23	8,813
10月末日	187,922,851.87	15,302,558	107.93	8,789
11月末日	205,841,410.41	16,761,666	109.43	8,911
12月末日	212,659,311.01	17,316,848	108.63	8,846
平成22年1月末日	204,554,212.42	16,656,850	108.42	8,829
2月末日	216,606,166.33	17,638,240	109.22	8,894
3月末日	221,982,868.38	18,076,065	110.29	8,981
4月末日	219,802,662.69	17,898,531	110.60	9,006
5月末日	214,297,867.43	17,450,275	108.71	8,852
6月末日	217,979,336.55	17,750,057	110.85	9,027
7月末日	225,543,767.44	18,366,029	113.77	9,264
8月末日	220,170,101.07	17,928,451	115.91	9,439
9月末日	194,423,213.26	15,831,882	116.76	9,508
10月末日	185,433,699.40	15,099,866	117.17	9,541
11月末日	174,337,854.13	14,196,331	114.04	9,286

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	南アフリカランド	千円	南アフリカランド	円
第1会計年度末 (平成22年7月末日)	1,689,546,178.95	20,004,227	1,140.84	13,508
平成21年6月末日	585,732,135.68	6,935,068	1,011.82	11,980
7月末日	809,462,344.53	9,584,034	1,046.22	12,387
8月末日	983,179,016.26	11,640,840	1,054.77	12,488
9月末日	1,175,480,683.23	13,917,691	1,087.80	12,880
10月末日	1,287,737,404.05	15,246,811	1,086.41	12,863
11月末日	1,485,554,999.98	17,588,971	1,099.43	13,017
12月末日	1,596,080,216.81	18,897,590	1,092.29	12,933
平成22年1月末日	1,655,961,939.34	19,606,589	1,088.90	12,893
2月末日	1,711,675,722.63	20,266,241	1,096.52	12,983
3月末日	1,717,801,405.26	20,338,769	1,109.55	13,137
4月末日	1,655,825,635.73	19,604,976	1,113.20	13,180
5月末日	1,678,361,395.12	19,871,799	1,092.26	12,932
6月末日	1,680,832,982.94	19,901,063	1,111.06	13,155
7月末日	1,689,546,178.95	20,004,227	1,140.84	13,508
8月末日	1,672,266,391.50	19,799,634	1,161.39	13,751
9月末日	1,608,700,009.63	19,047,008	1,171.40	13,869
10月末日	1,577,609,119.46	18,678,892	1,175.15	13,914
11月末日	1,541,327,433.50	18,249,317	1,143.50	13,539

< 参考情報 >



- 1口当たり純資産価格は分配金込み

【分配の推移】

下記会計年度中の1口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

<米ドル・ポートフォリオ>

会計年度	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度	6.60	556

<ユーロ・ポートフォリオ>

会計年度	1口当たり分配金	
	ユーロ	円
第1会計年度	6.96	770

<豪ドル・ポートフォリオ>

会計年度	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度	9.00	733

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

会計年度	1口当たり分配金	
	南アフリカランド	円
第1会計年度	128.40	1,520

< 参考情報 >

米ドル・ポートフォリオ	
第1計算期間 (2009年6月19日～ 2010年7月31日)	6.60米ドル
2010年11月	0.55米ドル
2010年10月	0.55米ドル
2010年 9月	0.55米ドル
2010年 8月	0.55米ドル
2010年 7月	0.55米ドル
2010年 6月	0.55米ドル
直近1年間累計	6.60米ドル
設定来累計	8.80米ドル

- 分配金は1口当たり（税引前）の金額です。

ユーロ・ポートフォリオ	
第1計算期間 (2009年6月19日～ 2010年7月31日)	6.96ユーロ
2010年11月	0.58ユーロ
2010年10月	0.58ユーロ
2010年 9月	0.58ユーロ
2010年 8月	0.58ユーロ
2010年 7月	0.58ユーロ
2010年 6月	0.58ユーロ
直近1年間累計	6.96ユーロ
設定来累計	9.28ユーロ

- 分配金は1口当たり（税引前）の金額です。

豪ドル・ポートフォリオ	
第1計算期間 (2009年6月19日～ 2010年7月31日)	9.00豪ドル
2010年11月	0.91豪ドル
2010年10月	0.91豪ドル
2010年 9月	0.75豪ドル
2010年 8月	0.75豪ドル
2010年 7月	0.75豪ドル
2010年 6月	0.75豪ドル
直近1年間累計	9.32豪ドル
設定来累計	12.32豪ドル

- 分配金は1口当たり（税引前）の金額です。

南アフリカランド・ポートフォリオ	
第1計算期間 (2009年6月19日～ 2010年7月31日)	128.40南アフリカランド
2010年11月	10.70南アフリカランド
2010年10月	10.70南アフリカランド
2010年 9月	10.70南アフリカランド
2010年 8月	10.70南アフリカランド
2010年 7月	10.70南アフリカランド
2010年 6月	10.70南アフリカランド
直近1年間累計	128.40南アフリカランド
設定来累計	171.20南アフリカランド

- 分配金は1口当たり（税引前）の金額です。

【収益率の推移】

<米ドル・ポートフォリオ>

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	21.28%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当初募集価格（100米ドル）

<ユーロ・ポートフォリオ>

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	20.32%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当初募集価格（100ユーロ）

<豪ドル・ポートフォリオ>

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	22.77%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当初募集価格（100豪ドル）

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

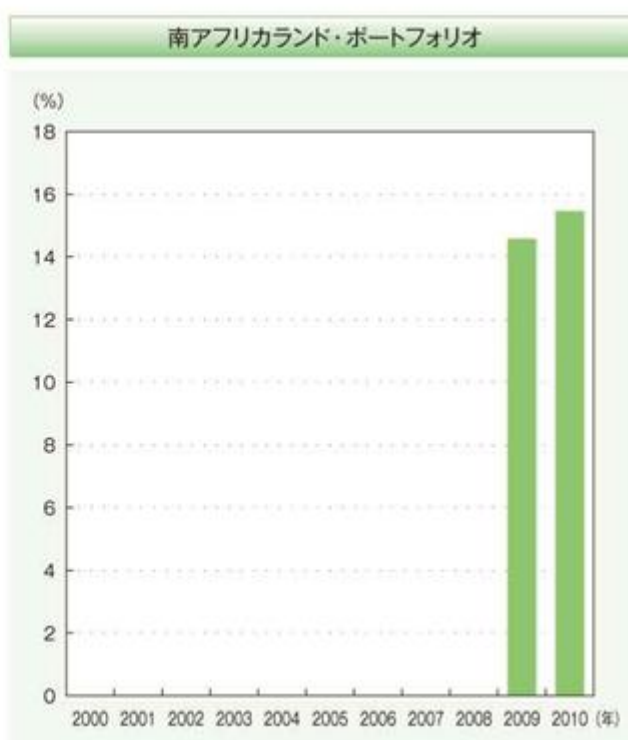
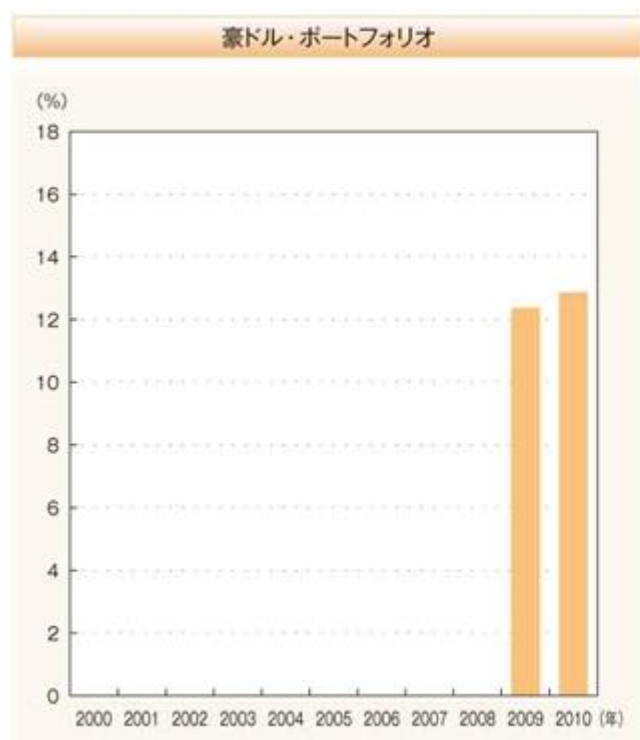
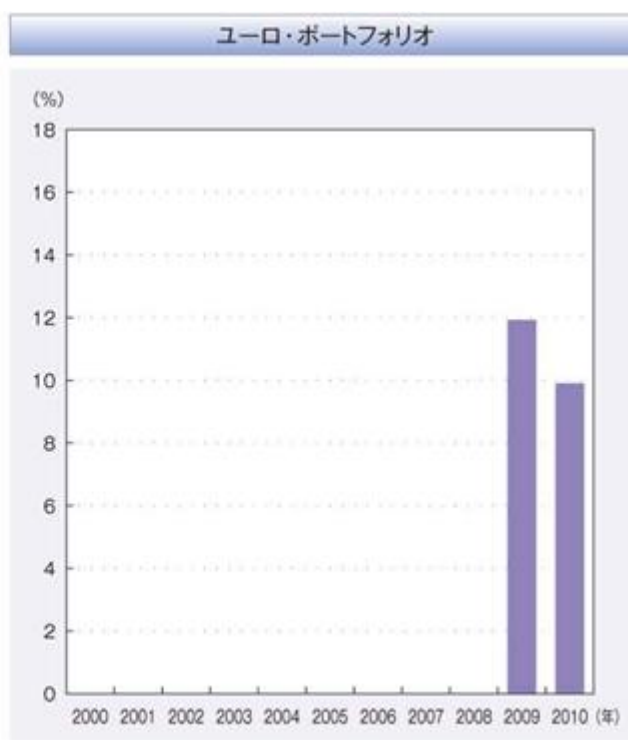
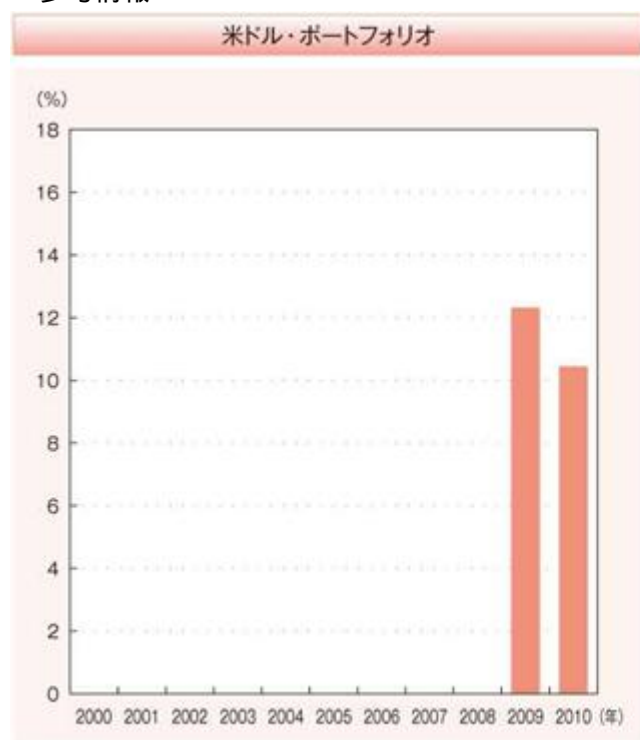
会計年度	収益率（注）
第1会計年度	26.92%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当初募集価格（1,000南アフリカランド）

< 参考情報 >



- 収益率は分配金込みで計算しています。
- 2009年は設定日から年末までの、2010年は11月30日までの収益率を表示しています。
- ファンドにはベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル・ポートフォリオ>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	3,060,707 (3,060,707)	1,186,886 (1,186,886)	1,873,821 (1,873,821)

<ユーロ・ポートフォリオ>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	241,372 (241,372)	25,630 (25,630)	215,742 (215,742)

<豪ドル・ポートフォリオ>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	2,731,564 (2,731,564)	749,146 (749,146)	1,982,418 (1,982,418)

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	1,909,853 (1,909,853)	428,882 (428,882)	1,480,971 (1,480,971)

（注１）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注２）販売口数は、当初募集期間に販売された販売口数を含む。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）海外における販売

申込み

計算停止期間を除き、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイが取得申込みを受け付けた各サブ・ファンドの受益証券は、いずれの取引日においても、適用される取引日現在で計算される参照通貨による当該サブ・ファンドの受益証券の１口当たり純資産価格で発行される。１口当たり純資産価格の計算は、当該取引日の後の評価日に行われる。管理会社、管理事務代行会社または販売会社は、理由を明らかにせずに取得申込の拒絶を決定することができる。

申込単位は、いずれのサブ・ファンドについても１口以上１口単位である。

特定の取引日に取り扱われるためには、取得申込みが当該取引日の午前10時（ルクセンブルグ時間）（以下「締切時刻」という。）までに管理会社に受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量により、保管会社が要求された支払いを受領できなかった結果発生したあらゆる損失について関連するサブ・ファンドに補償を行うよう申込者に対して要求する権利を有する。ただし、かかる損失が管理会社の故意の不履行または現実の詐欺による場合はこの限りではない。

発行価格の3.0%を上限とする申込手数料が課されるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

受益証券の発行

受益者登録簿に登録された受益証券の保有者の受益者登録簿に明記された数の受益証券に係る権限を証する受益証券は発行されない。ただし、受益者が自らの費用負担で受益証券の発行を請求した場合はこの限りではない。この場合、受益証券は受託会社（または受託会社から委託を受けた者）が適切であると判断した様式で発行される。各受益者登録簿の記載は、関連するサブ・ファンドの受益証券の所有権を証明する最終的な証拠となる。

取得申込みの拒絶

管理会社、管理事務代行会社、販売会社は、その完全な裁量に基づき、理由を明らかにせずに取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。取得申込みが拒絶された場合、申込金額は、申込者のリスクにおいて、利息を付さずに返金されるものとする。

適格投資家

ファンドに対する勧誘を米国および／もしくはＥＵにおいて、または米国および／もしくはＥＵから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

- （ ）自然人または法人であって、1933年米国証券法（改正済み）のレギュレーションSに定める米国人に該当する者
- （ ）自然人であって、米国市民または「外国人居住者」（有効な米国所得税法に定められる）。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。
 - （イ）米国移民局が発行した外国人登録カード（いわゆる「グリーン・カード」）を保有している者
 - （ロ）「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は一般に、(a)ある個人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した

日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に満たされる。

- () 個人以外の者であって、(イ) 米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立された、および／または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) 米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 1もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源のいかににかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、ファンドに対して、直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、次に定義される「欧州人」が含まれる。

ＥＵは、次の27カ国により構成されるものと定義されている。オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国（以下「ＥＵ加盟国」と総称する。）

ある投資者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人であって、いずれかのＥＵ加盟国の市民または「外国人居住者」であって、いずれかのＥＵ加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。(イ) いずれかのＥＵ加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人ＩＤカードを保有している者、または(ロ) 前年に183日以上ＥＵに滞在した者
- () 個人以外の者であって、(イ) いずれかのＥＵ加盟国においてもしくはＥＵ加盟国の米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立され、および／またはＥＵ加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) ＥＵ加盟国に所持する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 上記1に該当する1名もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源のいかににかかわらず、その所得がＥＵ加盟国の所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、ファンドに対して、直接的または間接的に欧州人の勘定で受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

受託会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

上記を前提として、各サブ・ファンドに関する補遺英文目論見書に異なる定めがない限り、ファンドの適格投資家（以下「適格投資家」という。）とは、非米国人・非欧州人のうち、()適用される法令もしくは規制に違反しなければ受益証券を取得することができない自然人、会社もしくは法主体、または()()に定める者のためのカストディアン、名義人、受託者を除く者をいう。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

マネーロンダリング規制

マネーロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社はマネーロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、かつ、申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充たすときは、マネーロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネーロンダリング規則（2010年改正）（以下「マネーロンダリング規則」という。）に基づく免除規定が適用されることから、更なる情報が必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、次の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

- (a) 申込者が、公認の金融機関に開設している申込者本人名義の口座から支払いを行う場合
- (b) 申込者が、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合
- (c) 申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」または「公認の法域」は、ケイマン諸島金融庁が同等のマネーロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネーロンダリング規則に基づいて決定される。

申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、申込みを拒絶することができ、その場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネーロンダリングもしくはその他の法律もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または受託会社もしくは管理事務代行会社による関連する法域におけるかかる法律もしくは規制の遵守を確実にするために買戻代金の支払いの拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関連していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制された部門における業務の過程において得た場合、その者はかかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島刑事手続法（2008年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2009年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して通報する義務を負う。かかる通報は法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき継続申込みについては国内約定日から起算して日本における4営業日目に、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、管理会社により取得申込みが受け付けられた取引日における1口当たり純資産価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は取引日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各発行日に、管理事務代行会社が受領した取得申込に対して発行することができる。受益証券の取得申込みを希望する投資家は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込書を当該発行日までに販売取扱会社に提出しなければならない。販売取扱会社（日本における販売会社を除く。）は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該発行日の午前10時（ルクセンブルグ時間）までに日本の投資者によりなされた取得申込書を管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、原則として、毎営業日、または管理会社が随時決定したその他の日をいう。

発行価格は通常、評価日に算出される。通常、日本における販売会社は評価日の日本における翌営業日（取得申込みが受け付けられた取引日の日本における翌々営業日）に注文の成立を確認することができる。かかる確認した日を国内約定日という。

申込単位は、いずれのサブ・ファンドについても１口以上１口単位である。

日本国内における取得申込みについては、以下の申込手数料が上記発行価格に加算される。

日本における申込手数料は以下のとおりである。

申込口数	申込手数料（１口当たり）
5,000口未満	発行価格の3.15%（税抜3.00%）
5,000口以上１万口未満	発行価格の2.10%（税抜2.00%）
１万口以上５万口未満	発行価格の1.05%（税抜1.00%）
５万口以上	なし

ただし、管理会社、日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各サブ・ファンドの参照通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

買戻手続

純資産価格の計算が停止されている期間を除き、受益者は、いずれの取引日においても保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。受益証券の買戻の請求は、買い戻される受益証券の口数を示して行わなければならない。特定の取引日に取り扱われるためには、買戻請求は取引日の締切時刻までに管理会社が受領していなければならない。締切時刻を過ぎた後に受け付けられた買戻請求は、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量により、各サブ・ファンドの受益証券の買戻しに関して異なる条件および制限を課することができる。受益者は、管理会社が承諾する場合を除き、一旦受領された買戻請求を撤回することはできない。

買戻価格

買戻価格は、適用される評価日に計算された、関係するサブ・ファンドの受益証券の１口当たり純資産価格（手数料および税金控除後）である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻単位

受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は1口以上1口の整数倍単位で行わなければならない。これを下回る場合、管理会社はその単独の裁量により、かかる受益証券の買戻手続を進めることができるが、買戻しを行う義務を負うものではない。

買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

買戻代金の支払い

買戻代金（送金手数料控除後）の支払いは、通常、米ドル（または関連する受益証券の参照通貨）により、適用される取引日（同日を除く）から5営業日目の日に銀行送金により行われる。

その他

受益者は、買戻請求が提出された日から受益証券が買い戻される取引日までの期間（もしあれば）中、買戻請求がなされたという条件付で、受益証券の保有を継続する。

受託会社または管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、補遺信託証書の他の条項に基づいて受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。受託会社または管理会社は、受益証券に関する買戻代金その他の支払から、経費、租税公課その他のあらゆる性質の賦課金について、法律によって、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているその他の控除を行うことができる。

受益者は、買戻しを行った場合、サブ・ファンドの補遺信託証書若しくは英文目論見書に定められた口数および／もしくは価額、または管理会社が随時定めるその他の最低および／もしくは価額を下回る受益証券を保有する結果を招くような場合には、受益証券の一部の買戻しを行うことはできない。

万一、買戻請求を行った受益者が、サブ・ファンドにより買い戻された受益証券の最終の純資産価格を超過する買戻代金を受領した場合、受託会社または管理会社は、当該サブ・ファンドの超過支払額を填補するために超過の買戻代金を受領した受益者が保有する超過買戻し金の額に相当する数の受益証券を、追加の支払いなく、買い戻す権利を有するものとする。受益者が保有するすべての受益証券について買戻しを行った場合、受託会社または管理会社は、当該受益者に対して支払われた超過額の返還を請求する権利を有するものとする。

買戻しの制限等

サブ・ファンドの純資産額の決定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しを行うことはできない。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、当該受益者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネーロンダリング防止規制への違反となる疑いがあるかもしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社による関連する法域におけるマネーロンダリング防止規制の遵守を確実にするために買戻代金の支払いの拒絶が必要である場合、その完全な裁量により、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶することができる。

サブ・ファンドについて管理会社が異なる決定をした場合を除き、サブ・ファンドに適用されるその他の特定の条項に従った上で、いずれかの取引日における買戻請求の合計数が、各サブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が定めるこれと異なる割合または数）を超える場合、管理会社は、（ ）関連する買戻請求に係る買戻代金の支払い要求に応じるのに十分な資産を換価するまで、関連するサブ・ファンドの当該取引日もしくは純資産価格の計算を延期するか、または、（ ）買戻しに応じるサブ・ファンドの受益証券の総数を当該サブ・ファンドの発行済み受益証券の10%（または管理会社が定めるこれと異なる割合または数）に制限することができる。後者の場合、受益者による買戻請求は按分して減縮され、買戻しが実施されなかった残数については、その後の取引日において、当該取引日について新たに受領された買戻請求に優先して買い戻される。

受益証券の強制的買戻し

受託会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、受益証券の増加、転換または均一化を実施するために、いつでもその単独の裁量に基づき、理由のいかなを問わず、買戻しが行われていないあらゆる受益証券を関連する取引日において買戻価格または受託会社が決定するその他の価格で買戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、受託会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、受託会社は、（ ）受益者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して買戻価格で受益証券を譲渡することを要求する通知（受託会社が適切と考える様式による）を行うか、または（ ）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または受託会社に買戻請求を提出しない場合、30日の期間の満了時において当該受益者が保有するすべての受益証券について買戻の請求があったものとみなされる。

- （ ）ある受益者がいずれかの国または政府の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったような納税の義務もしくは何らかの不利益を負担するような場合における、かかる者
- （ ）適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者のために受益証券を取得した者
- （ ）ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかったような納税の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担すると管理会社が判断する場合における、かかる者

（2）日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する評価日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、販売取扱会社を通じ日本における営業日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社に通知を行うことにより受益証券の買戻しを請求することができる。受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は1口以上1口の整数倍単位で行わなければならない。受益証券の買戻しを希望する投資家は、買戻口数を明記した買戻請求通知を当該買戻日までに販売取扱会社に提出しなければならない。日本における販売会社は、原則として、買戻日（原則として、毎営業日）の午前10時（ルクセンブルグ時間）までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

大量の買戻請求があった場合、上記「（1）海外における買戻し」の「買戻しの制限等」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して日本における4営業日目に行われる。

買戻し手数料は課されない。買戻代金の支払は、口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて行い、円貨または各サブ・ファンドの参照通貨により行われるものとする。

（3）受益証券の譲渡

受益者は所有する受益証券の全部または一部を通常の一般的な様式（または登録事務代行会社が適宜承認する様式）の書面により譲渡することができる。ただし、以下を条件とする。

- （ ）登録事務代行会社は管理会社（または管理会社から委託を受けた者）と協議の上、いかなる受益証券の譲渡の記録も拒否することができる。
- （ ）譲受人が米国人または非適格者である場合には、譲渡は登録されない。

譲渡に関する各書面には譲渡人および譲受人が署名するものとし、譲渡対象の受益証券に関して譲受人の名称が受益者登録簿に記載されるまで、譲渡人が譲渡された受益証券の受益者とみなされる。譲渡の書面は証書であることを必要としない。

譲渡に関する各書面はその時点で有効であるケイマン諸島の法律に基づき（同法により印紙の貼付が義務付けられていれば）印紙が貼付されてなければならないが、登録事務代行会社はその他の国または州の法律に基づき印紙が貼付されているかどうかを確認するわけではない。また、譲渡に関する各書面は、その時点で効力を有する法令の結果要求される必要な契約書その他の書類、および登録事務代行会社が、譲受人の権原または受益証券を譲渡する権限を証明するために要求する他の証明書とともに、登

録事務代行会社に提出されなければならない。

登録される譲渡に関するすべての書面は登録事務代行会社が保管する。

受益者により保有される受益証券の一部のみが譲渡される場合、譲渡人は残余受益証券につき無料で新しい売買証書を受けることができる。

登録事務代行会社（受託会社と協議の上）は、各年度において合計で30営業日を超えない範囲で譲渡の登録を停止することができる。

登録事務代行会社は、管理会社または管理会社から委託を受けた者と協議の上、（ ）譲渡書式の原本および要求される全てのマネーロンダリング防止文書が管理会社または管理会社から委託を受けた者により受領され、かつ（ ）譲渡通知がファックスにより送信される場合は当該譲渡通知の原本が管理会社または管理会社から委託を受けた者により受領されるまでは、譲渡の処理を行う義務を負わない。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時における関連するサブ・ファンドの参照通貨による各サブ・ファンドの純資産価格および各サブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格を計算し、または適法に選任された計算事務の受託者をして計算させるものとする。

各サブ・ファンドの純資産価格および各サブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格を計算するにあたり、受託会社（またはその委託を受けた受託者）は、関連するサブ・ファンドの評価方針および手続に従う。

受託会社または適法に選任された計算事務の受託者による各サブ・ファンドの純資産価格および各サブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格の決定は、悪意または明白な誤りがない限り、最終的なものとする。悪意または明白な誤りがない限り、受託会社は、第三者から提供された評価に依拠して行った各サブ・ファンドの純資産価格および各サブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格の計算における誤りについて責任を負わないものとする。受託会社および適法に選任された計算事務の受託者は、明白な誤りがない限り、公認の価格情報提供元もしくは副投資運用者またはその他の第三者により、受託会社または適法に選任された計算事務の受託者に対して提供された評価に依拠したことにより完全な保護を受けるものとする。

管理会社は、過去に行われた純資産価格または１口当たり純資産価格の計算の過誤に対応するために必要な数の新たな受益証券を発行し、またはかかる数の既発行の受益証券を（受益者にかかる買戻しに係る買戻金を支払うことなく）強制的に買い戻すことができる。

各サブ・ファンドの純資産価格は、管理事務代行会社により、当該サブ・ファンドの受益証券の表示通貨で計算され、当該信託証書の規定のほか一般的に適用される会計原則に基づき決定されるサブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

各サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- （ ）一切の投資対象
- （ ）一切の為替手形、請求払手形、約束手形、および受取勘定
- （ ）受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- （ ）受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の為替手形、手形および買掛金
- （ ）日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（既に発生しまたは期限が到来した関連するサブ・ファンドの投資運用会社に対する業績連動報酬を含む。）

- () その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限られないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

ファンドの費用または債務は、受託会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされるものとする。

ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定されるものとする。

- () 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- () ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価されるものとする。
- () 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと考える場合はこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- () 金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- () 未上場有価証券は、投資運用会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付けサービス提供者から入手した評価情報を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- () 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。
- () 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- () 上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、受託会社は、関係する投資運用会社と協議の上で、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

純資産価格の計算の停止

サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の決定および／またはサブ・ファンドの受益証券の発行および／または買戻しは、受託会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている金融商品取引所が稼動していない期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
 - () 受託会社が、緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する事態が継続している期間
 - () サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、上記の金融商品取引所における現在価値を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他のいずれかの者にとってサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値が迅速かつ正確に取得できないと合理的に判断される時
 - () 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
 - () 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネーロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間
- かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から７日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

（２）【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、平成26年６月30日に終了する。ただし、下記「（５）その他 サブ・ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日まで終了する場合を除く。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年７月31日である。なお、第１期は平成22年７月31日に終了した。

（５）【その他】

サブ・ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下の場合、平成26年６月30日以前に終了することがある。

- （ ）特別決議により可決された場合、
- （ ）サブ・ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による許可または他の承認が廃止または改正された場合、
- （ ）管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合、
- （ ）受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付することにより随時改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、適法に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われ不得とする。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合は、かかる承認は必要ではない。

- (a) 法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため
- (b) 一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの
- (c) ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うため
- (d) 会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益配分日付を変更するため
- (e) その他の会計期間の始まりおよび終了する日付を変更、もしくはかかる会計期間に関連する分配日（中間会計期間および中間配分日を含む。）を変更するため
- (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するため
- (h) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため
- (i) 明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合
- (j) 当局、法、もしくはトラストが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合、もしくは追加のサブ・ファンドを設定する場合

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管・管理事務代行契約

保管・管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用契約

管理会社は、投資運用会社に対して3か月前に書面による通知をすることにより投資運用契約を終了することができる。投資運用会社は、管理会社に対して3か月前に書面による通知をするかまたは管轄を有する規制当局により要求された場合には、投資運用契約を終了することができる。

同契約は、英国の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約の変更は、法令により要求されるかまたは投資運用会社の提案による場合、管理会社に書面で通知することにより、かかる書面に明示された日（ただし、通知の日より10日未満の日とすることはできない）に効力を生じる。当事者の提案にかかるその他の変更は、他方当事者が文書で了承した時点で効力を生じる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）議決権

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、１口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の１以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席しまたは代理人により出席している受益者の４分の３以上の多数が必要とされる。

特定のクラスの受益者にのみ関係する事項を協議するために、クラスの受益者のための個別の受益者集会を開催することができる。その場合、信託証書の関連する条項はかかる受益者集会に適用されるものとする。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 下瀬 伸彦

同 柳 祥代

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの第１会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるブライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は米ドル、ユーロ、豪ドルおよび南アフリカランドで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の平成22年11月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝84.27円、１ユーロ＝110.66円、１豪ドル＝81.43円および１南アフリカランド＝11.84円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（注）ファンドの原文の財務書類には、現在構成するすべてのサブ・ファンドの情報が掲載されているが、日本文の財務書類には該当するサブ・ファンドの情報のみが掲載されている（ただし、「財務書類に対する注記」を除く。）。

１【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 米ドル・ポートフォリオ

資産負債計算書

2010年 7月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券（公正価値）（注記３）	215,084,550.28	18,125,175
取得原価：193,455,525.28米ドル（16,302,497千円）		
銀行預金	72,696.12	6,126
投資売却未収金	3,247,000.00	273,625
受益証券販売未収金	1,510,530.07	127,292
その他の資産	57,910.64	4,880
資産合計	219,972,687.11	18,537,098
負債		
受益証券買戻未払金	4,760,299.98	401,150
未払債務（注記６）	318,689.64	26,856
負債合計	5,078,989.62	428,006
純資産	214,893,697.49	18,109,092
純資産の内訳		
受益者資本	193,271,686	16,287,005
分配可能利益	21,622,011	1,822,087
発行済受益証券口数	1,873,821口	
受益証券１口当たり純資産価額	114.68	9,664円

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 米ドル・ポートフォリオ

要約投資有価証券明細表

2010年7月31日現在

銘柄	受益証券	公正価値（注記3）		純資産比率
	口数	米ドル	千円	%
ファンドへの投資（公正価値）				
ケイマン諸島				
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドAのクラスF（米ドル）	18,320,660.16	215,084,550.28	18,125,175	100.09%
		215,084,550.28	18,125,175	100.09%
ファンドへの投資（公正価値）合計 （取得原価193,455,525.28米ドル （16,302,497千円））				
		215,084,550.28	18,125,175	100.09%

エマージング ボンド ファンドAのクラスF（米ドル）が所有する米ドル・ポートフォリオの投資持分のうち、米ドル・ポートフォリオの純資産価額の5%超に相当するものは以下のとおりである。

銘柄	受益証券	公正価値（注記3）		米ドル・ポート フォリオの 純資産比率
	口数	米ドル	千円	%
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）	19,127,465.98	208,975,440.04	17,610,360	97.25%

エマージング ボンド ファンド（M）が所有する米ドル・ポートフォリオの投資持分のうち、米ドル・ポートフォリオの純資産価額の5％超に相当するものは以下のとおりである。

銘柄	額面金額		公正価値（注記3）		米ドル・ポートフォリオの純資産比率
	米ドル	千円	米ドル	千円	%
コロンビア共和国					
利率：2.23-10.75%					
満期：01/23/12-01/18/41	12,456,132.33	1,049,678	14,897,624.78	1,255,423	6.93%
FIN FUT US CBT					
利率：6%					
満期：09/22/10-10/01/10	10,216,629.78	860,955	12,523,275.51	1,055,336	5.83%
インドネシア共和国					
利率：5.88-11.63%					
満期：03/10/14-01/17/38	12,767,666.94	1,075,931	15,943,678.59	1,343,574	7.42%
メキシコ(UMS)GLBL					
利率：5.125-8.125%					
満期：10/06/13-11/01/40	10,266,986.92	865,199	11,710,818.35	986,871	5.45%
フィリピン共和国					
利率：6.375-10.625%					
満期：15/02/13-23/10/34	9,115,569.35	768,169	11,403,171.99	960,945	5.31%
ロシア連邦 SR UNSECURED REGS					
利率：7.5%					
満期：31/03/30	9,999,581.23	842,665	11,623,517.09	979,514	5.41%
US TREASURY REPO					
利率：0.22%					
満期：02/08/10	13,565,534.13	1,143,168	13,565,534.13	1,143,168	6.31%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 米ドル・ポートフォリオ

損益計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	米ドル	千円
投資収入		
配当金収入	12,257,472.76	1,032,937
	12,257,472.76	1,032,937
費用		
投資運用会社および副投資運用会社報酬	(2,223,391.09)	(187,365)
代行協会員報酬	(119,537.15)	(10,073)
販売費用	(1,195,371.56)	(100,734)
管理会社、保管会社および管理事務代行会社報酬	(358,611.45)	(30,220)
専門家報酬	(56,939.49)	(4,798)
受託会社報酬	(23,907.42)	(2,015)
登録事務代行会社報酬および費用	(28,246.12)	(2,380)
	(4,006,004.28)	(337,586)
投資純利益	8,251,468.48	695,351
投資および為替取引に係る実現および未実現利益 / （損失）		
投資に係る実現純利益	5,633,111.46	474,702
為替取引に係る実現純損失	(75.52)	(6)
投資に係る未実現純利益	21,629,025.00	1,822,678
投資および為替取引に係る実現および未実現純利益	27,262,060.94	2,297,374
運用による純資産の増加額	35,513,529.42	2,992,725

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 米ドル・ポートフォリオ

純資産変動計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	米ドル	千円
期首純資産	-	-
運用による純資産の増加／（減少）		
投資純利益	8,251,468.48	695,351
投資に係る実現純利益	5,633,111.46	474,702
為替取引に係る実現純損失	(75.52)	(6)
投資に係る未実現純利益	21,629,025.00	1,822,678
運用による純資産の純増加額	35,513,529.42	2,992,725
資本取引		
受益証券販売（3,060,707口）	324,698,444.34	27,362,338
受益証券買戻（1,186,886口）	(131,426,758.52)	(11,075,333)
分配金	(13,891,517.75)	(1,170,638)
資本取引による純資産の増加額	179,380,168.07	15,116,367
期末純資産	214,893,697.49	18,109,092

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 米ドル・ポートフォリオ

キャッシュ・フロー計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純増加額	35,513,529.42	2,992,725
運用による純資産の純増加額から営業活動に使用した現金純額への調整：		
投資有価証券の購入（取得原価）	(273,615,400.00)	(23,057,570)
投資売却収入	82,545,986.18	6,956,150
投資に係る実現純利益	(5,633,111.46)	(474,702)
投資に係る未実現純利益	(21,629,025.00)	(1,822,678)
その他の資産の純変動額	(57,910.64)	(4,880)
未払債務の純変動額	318,689.64	26,856
営業活動に使用した現金純額	(182,557,241.86)	(15,384,099)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
受益証券販売収入	323,187,914.27	27,235,046
受益証券買戻支払額	(126,666,458.54)	(10,674,182)
分配金支払額	(13,891,517.75)	(1,170,638)
財務活動により生じた現金純額	182,629,937.98	15,390,225
現金および現金同等物の純増加額	72,696.12	6,126
現金および現金同等物期首残高	-	-
現金および現金同等物期末残高	72,696.12	6,126

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - ユーロ・ポートフォリオ

資産負債計算書

2010年7月31日現在

	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券（公正価値）（注記3）	24,405,143.49	2,700,673
取得原価：22,799,754.76ユーロ（2,523,021千円）		
銀行預金	51,476.48	5,696
受益証券販売未収金	338,098.81	37,414
その他の資産	40,255.60	4,455
資産合計	24,834,974.38	2,748,238
負債		
投資購入未払金	336,000.00	37,182
未払債務（注記6）	41,461.43	4,588
負債合計	377,461.43	41,770
純資産	24,457,512.95	2,706,468
純資産の内訳		
受益者資本	23,208,189.82	2,568,218
分配可能利益	1,249,323.13	138,250
発行済受益証券口数	215,742口	
受益証券1口当たり純資産価額	113.36	12,544円

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - ユーロ・ポートフォリオ

要約投資有価証券明細表

2010年7月31日現在

銘柄	受益証券	公正価値（注記3）		純資産比率
	口数	ユーロ	千円	%
ファンドへの投資（公正価値）				
ケイマン諸島				
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドAのクラスF（ユーロ）	2,085,909.70	24,405,143.49	2,700,673	99.79%
		24,405,143.49	2,700,673	99.79%
ファンドへの投資（公正価値）合計 （取得原価22,799,754.76ユーロ （2,523,021千円））		24,405,143.49	2,700,673	99.79%

エマージング ボンド ファンドAのクラスF（ユーロ）が所有するユーロ・ポートフォリオの投資持分のうち、ユーロ・ポートフォリオの純資産価額の5%超に相当するものは以下のとおりである。

銘柄	受益証券	公正価値（注記3）		ユーロ・ポート フォリオの 純資産比率
	口数	ユーロ	千円	%
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）	2,832,305.47	23,711,956.97	2,623,965	96.95%

エマージング ボンド ファンド（M）が所有するユーロ・ポートフォリオの投資持分のうち、ユーロ・ポートフォリオの純資産価額の5％超に相当するものは以下のとおりである。

銘柄	額面金額		公正価値（注記3）		ユーロ・ポートフォリオの純資産比率
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	%
コロンビア共和国					
利率：2.23-10.75%					
満期：01/23/12-01/18/41	1,413,368.33	156,403	1,690,398.79	187,060	6.91%
FIN FUT US CBT					
利率：6%					
満期：09/22/10-10/01/10	1,159,257.19	128,283	1,420,986.91	157,246	5.81%
インドネシア共和国					
利率：5.88-11.63%					
満期：03/10/14-01/17/38	1,448,717.43	160,315	1,809,092.08	200,194	7.40%
メキシコ(UMS)GLBL					
利率：5.125-8.125%					
満期：10/06/13-11/01/40	1,164,971.10	128,916	1,328,799.29	147,045	5.43%
フィリピン共和国					
利率：6.375-10.625%					
満期：15/02/13-23/10/34	1,034,322.43	114,458	1,293,891.37	143,182	5.29%
ロシア連邦 SR UNSECURED REGS					
利率：7.5%					
満期：31/03/30	1,134,629.20	125,558	1,318,893.42	145,949	5.39%
US TREASURY REPO					
利率：0.22%					
満期：02/08/10	1,539,249.57	170,333	1,539,249.57	170,333	6.29%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - ユーロ・ポートフォリオ

損益計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	ユーロ	千円
投資収入		
受取利息	41.63	5
配当金収入	685,384.85	75,845
	685,426.48	75,849
費用		
投資運用会社および副投資運用会社報酬	(126,214.74)	(13,967)
代行協会員報酬	(6,785.73)	(751)
販売費用	(67,857.42)	(7,509)
管理会社、保管会社および管理事務代行会社報酬	(20,357.23)	(2,253)
専門家報酬	(41,845.68)	(4,631)
受託会社報酬	(8,943.43)	(990)
登録事務代行会社報酬および費用	(19,633.71)	(2,173)
	(291,637.94)	(32,273)
投資純利益	393,788.54	43,577
投資および為替取引に係る実現および未実現利益 / (損失)		
投資に係る実現純利益	102,154.91	11,304
為替取引に係る実現純損失	(931.55)	(103)
投資に係る未実現純利益	1,605,388.73	177,652
投資および為替取引に係る実現および未実現純利益	1,706,612.09	188,854
運用による純資産の増加額	2,100,400.63	232,430

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - ユーロ・ポートフォリオ

純資産変動計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	ユーロ	千円
期首純資産	-	-
運用による純資産の増加／（減少）		
投資純利益	393,788.54	43,577
投資に係る実現純利益	102,154.91	11,304
為替取引に係る実現純損失	(931.55)	(103)
投資に係る未実現純利益	1,605,388.73	177,652
運用による純資産の純増加額	2,100,400.63	232,430
資本取引		
受益証券販売（241,372口）	26,003,808.13	2,877,581
受益証券買戻（25,630口）	(2,795,618.31)	(309,363)
分配金	(851,077.50)	(94,180)
資本取引による純資産の増加額	22,357,112.32	2,474,038
期末純資産	24,457,512.95	2,706,468

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - ユーロ・ポートフォリオ

キャッシュ・フロー計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	ユーロ	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純増加額	2,100,400.63	232,430
運用による純資産の純増加額から営業活動に使用した現金純額への調整：		
投資有価証券の購入（取得原価）	(24,886,678.86)	(2,753,960)
投資売却収入	2,525,079.01	279,425
投資に係る実現純利益	(102,154.91)	(11,304)
投資に係る未実現純利益	(1,605,388.73)	(177,652)
その他の資産の純変動額	(40,255.60)	(4,455)
未払債務の純変動額	41,461.43	4,588
営業活動に使用した現金純額	(21,967,537.03)	(2,430,928)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
受益証券販売収入	25,665,709.32	2,840,167
受益証券買戻支払額	(2,795,618.31)	(309,363)
分配金支払額	(851,077.50)	(94,180)
財務活動により生じた現金純額	22,019,013.51	2,436,624
現金および現金同等物の純増加額	51,476.48	5,696
現金および現金同等物期首残高	-	-
現金および現金同等物期末残高	51,476.48	5,696

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 豪ドル・ポートフォリオ

資産負債計算書

2010年7月31日現在

	豪ドル	千円
資産		
投資有価証券（公正価値）（注記3）	225,600,532.04	18,370,651
取得原価：203,108,889.88豪ドル（16,539,157千円）		
銀行預金	194,279.13	15,820
受益証券販売未収金	1,542,477.76	125,604
その他の資産	69,068.61	5,624
資産合計	227,406,357.54	18,517,700
負債		
投資購入未払金	712,000.00	57,978
受益証券買戻未払金	827,599.52	67,391
未払債務（注記6）	322,990.58	26,301
負債合計	1,862,590.10	151,671
純資産	225,543,767.44	18,366,029
純資産の内訳		
受益者資本	204,043,608.22	16,615,271
分配可能利益	21,500,159.22	1,750,758
発行済受益証券口数	1,982,418口	
受益証券1口当たり純資産価額	113.77	9,264円

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 豪ドル・ポートフォリオ

要約投資有価証券明細表

2010年 7 月31日現在

銘柄	受益証券	公正価値（注記３）		純資産比率
	口数	豪ドル	千円	%
ファンドへの投資（公正価値）				
ケイマン諸島				
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBのクラスF（豪ドル）	19,481,911.23	225,600,532.04	18,370,651	100.03%
		225,600,532.04	18,370,651	100.03%
ファンドへの投資（公正価値）合計 （取得原価203,108,889.88豪ドル （16,539,157千円））		225,600,532.04	18,370,651	100.03%

エマージング ボンド ファンドBのクラスF（豪ドル）が所有する豪ドル・ポートフォリオの投資持分のうち、豪ドル・ポートフォリオの純資産価額の５％超に相当するものは以下のとおりである。

銘柄	受益証券	公正価値（注記３）		豪ドル・ポート フォリオの 純資産比率
	口数	豪ドル	千円	%
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）	16,290,025.99	215,290,655.33	17,531,118	95.45%

エマージング ボンド ファンド（M）が所有する豪ドル・ポートフォリオの投資持分のうち、豪ドル・ポートフォリオの純資産の５％超に相当するものは以下のとおりである。

銘柄	額面金額		公正価値（注記３）		豪ドル・ポートフォリオの純資産比率
	豪ドル	千円	豪ドル	千円	%
コロンビア共和国					
利率：2.23-10.75%					
満期：01/23/12-01/18/41	12,832,555.32	1,044,955	15,347,829.42	1,249,774	6.80%
FIN FUT US CBT					
利率：６％					
満期：09/22/10-10/01/10	10,525,375.24	857,081	12,901,727.56	1,050,588	5.72%
インドネシア共和国					
利率：5.88-11.63%					
満期：03/10/14-01/17/38	13,153,504.47	1,071,090	16,425,494.86	1,337,528	7.28%
メキシコ(UMS)GLBL					
利率：5.125-8.125%					
満期：10/06/13-11/01/40	10,577,254.17	861,306	12,064,718.04	982,430	5.35%
フィリピン共和国					
利率：6.375-10.625%					
満期：15/02/13-23/10/34	9,391,040.88	764,712	11,747,774.63	956,621	5.21%
ロシア連邦 SR UNSECURED REGS					
利率：7.5%					
満期：31/03/30	10,301,767.51	838,873	11,974,778.54	975,106	5.31%
US TREASURY REPO					
利率：0.22%					
満期：02/08/10	13,975,483.13	1,138,024	13,975,483.13	1,138,024	6.20%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 豪ドル・ポートフォリオ

損益計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	豪ドル	千円
投資収入		
受取利息	71,429.06	5,816
配当金収入	16,390,131.01	1,334,648
	16,461,560.07	1,340,465
費用		
投資運用会社および副投資運用会社報酬	(1,999,411.62)	(162,812)
代行協会員報酬	(107,495.25)	(8,753)
販売費用	(1,074,952.54)	(87,533)
管理会社、保管会社および管理事務代行会社報酬	(322,485.75)	(26,260)
専門家報酬	(64,814.81)	(5,278)
受託会社報酬	(21,567.55)	(1,756)
登録事務代行会社報酬および費用	(33,688.56)	(2,743)
	(3,624,416.08)	(295,136)
投資純利益	12,837,143.99	1,045,329
投資および為替取引に係る実現および未実現利益 / (損失)		
投資に係る実現純利益	2,967,903.92	241,676
為替取引に係る実現純損失	(2,836.10)	(231)
投資に係る未実現純利益	22,491,642.16	1,831,494
投資および為替取引に係る実現および未実現純利益	25,456,709.98	2,072,940
運用による純資産の増加額	38,293,853.97	3,118,269

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 豪ドル・ポートフォリオ

純資産変動計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	豪ドル	千円
期首純資産	-	-
運用による純資産の増加／（減少）		
投資純利益	12,837,143.99	1,045,329
投資に係る実現純利益	2,967,903.92	241,676
為替取引に係る実現純損失	(2,836.10)	(231)
投資に係る未実現純利益	22,491,642.16	1,831,494
運用による純資産の純増加額	38,293,853.97	3,118,269
資本取引		
受益証券販売（2,731,564口）	286,192,809.40	23,304,680
受益証券買戻（749,146口）	(82,149,201.18)	(6,689,409)
分配金	(16,793,694.75)	(1,367,511)
資本取引による純資産の増加額	187,249,913.47	15,247,760
期末純資産	225,543,767.44	18,366,029

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 豪ドル・ポートフォリオ

キャッシュ・フロー計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	豪ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純増加額	38,293,853.97	3,118,269
運用による純資産の純増加額から営業活動に使用した現金純額への調整：		
投資有価証券の購入（取得原価）	(244,042,200.00)	(19,872,356)
投資売却収入	44,613,214.04	3,632,854
投資に係る実現純利益	(2,967,903.92)	(241,676)
投資に係る未実現純利益	(22,491,642.16)	(1,831,494)
その他の資産の純変動額	(69,068.61)	(5,624)
未払債務の純変動額	322,990.58	26,301
営業活動に使用した現金純額	(186,340,756.10)	(15,173,728)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
受益証券販売収入	284,650,331.64	23,179,077
受益証券買戻支払額	(81,321,601.66)	(6,622,018)
分配金支払額	(16,793,694.75)	(1,367,511)
財務活動により生じた現金純額	186,535,035.23	15,189,548
現金および現金同等物の純増加額	194,279.13	15,820
現金および現金同等物期首残高	-	-
現金および現金同等物期末残高	194,279.13	15,820

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 南アフリカランド・ポートフォリオ

資産負債計算書

2010年 7 月31日現在

	南アフリカランド	千円
資産		
投資有価証券（公正価値）（注記３）	1,691,488,260.22	20,027,221
取得原価：1,523,074,037.16南アフリカランド（18,033,197千円）		
銀行預金	55,850.74	661
投資売却未収金	10,525,000.00	124,616
受益証券販売未収金	8,080,304.88	95,671
その他の資産	461,946.18	5,469
資産合計	1,710,611,362.02	20,253,639
負債		
受益証券買戻未払金	18,619,190.37	220,451
未払債務（注記６）	2,445,992.70	28,961
負債合計	21,065,183.07	249,412
純資産	1,689,546,178.95	20,004,227
純資産の内訳		
受益者資本	1,542,625,951.99	18,264,691
分配可能利益	146,920,226.96	1,739,535
発行済受益証券口数	1,480,971口	
受益証券１口当たり純資産価額	1,140.84	13,508円

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 南アフリカランド・ポートフォリオ

要約投資有価証券明細表

2010年7月31日現在

	受益証券	公正価値（注記 3）		純資産比率
銘柄	口数	南アフリカランド	千円	%
ファンドへの投資（公正価値）				
ケイマン諸島				
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBのクラスF（南アフリカランド）	14,537,930.90	1,691,488,260.22	20,027,221	100.11%
		1,691,488,260.22	20,027,221	100.11%
ファンドへの投資（公正価値）合計 （取得原価1,523,074,037.16南アフリカランド（18,033,197千円））				
		1,691,488,260.22	20,027,221	100.11%

エマージング ボンド ファンドBのクラスF（南アフリカランド）が所有する南アフリカランド・ポート
フォリオの投資持分のうち、南アフリカランド・ポートフォリオの純資産の5%超に相当するものは以下のと
おりである。

銘柄	受益証券	公正価値（注記3）		南アフリカランド ・ポートフォリオ の 純資産比率
	口数	南アフリカランド	千円	%
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）	18,505,750.82	1,614,187,753.63	19,111,983	95.54%

エマージング ボンド ファンド（M）が所有する南アフリカランド・ポートフォリオの投資持分のうち、南アフリカランド・ポートフォリオの純資産価額の5%超に相当するものは以下のとおりである。

銘柄	額面金額		公正価値（注記3）		南アフリカランド・ポートフォリオの純資産比率
	南アフリカランド	千円	南アフリカランド	千円	%
コロンビア共和国					
利率：2.23-10.75%					
満期：01/23/12-01/18/41	96,214,829.28	1,139,184	115,073,653.02	1,362,472	6.81%
FIN FUT US CBT					
利率：6%					
満期：09/22/10-10/01/10	78,916,252.99	934,368	96,733,462.93	1,145,324	5.73%
インドネシア共和国					
利率：5.88-11.63%					
満期：03/10/14-01/17/38	98,621,214.21	1,167,675	123,153,662.26	1,458,139	7.29%
メキシコ(UMS)GLBL					
利率：5.125-8.125%					
満期：10/06/13-11/01/40	79,305,226.36	938,974	90,457,804.96	1,071,020	5.35%
フィリピン共和国					
利率：6.375-10.625%					
満期：15/02/13-23/10/34	70,411,338.40	833,670	88,081,453.93	1,042,884	5.21%
ロシア連邦 SR UNSECURED REGS					
利率：7.5%					
満期：31/03/30	77,239,706.19	914,518	89,783,464.34	1,063,036	5.31%
US TREASURY REPO					
利率：0.22%					
満期：02/08/10	104,784,175.05	1,240,645	104,784,175.05	1,240,645	6.20%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 南アフリカランド・ポートフォリオ

損益計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	南アフリカランド	千円
投資収入		
配当金収入	164,524,157.77	1,947,966
	164,524,157.77	1,947,966
費用		
投資運用会社および副投資運用会社報酬	(14,570,435.48)	(172,514)
代行協会員報酬	(783,356.79)	(9,275)
販売費用	(7,833,567.49)	(92,749)
管理会社、保管会社および管理事務代行会社報酬	(2,350,070.28)	(27,825)
専門家報酬	(434,596.54)	(5,146)
受託会社報酬	(157,560.24)	(1,866)
登録事務代行会社報酬および費用	(225,326.35)	(2,668)
	(26,354,913.17)	(312,042)
投資純利益	138,169,244.60	1,635,924
投資および為替取引に係る実現および未実現利益 / (損失)		
投資に係る実現純利益	16,827,690.03	199,240
為替取引に係る実現純損失	(3,386.63)	(40)
投資に係る未実現純利益	168,414,223.06	1,994,024
投資および為替取引に係る実現および未実現純利益	185,238,526.46	2,193,224
運用による純資産の増加額	323,407,771.06	3,829,148

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 南アフリカランド・ポートフォリオ

純資産変動計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	南アフリカランド	千円
期首純資産	-	-
運用による純資産の増加／（減少）		
投資純利益	138,169,244.60	1,635,924
投資に係る実現純利益	16,827,690.03	199,240
為替取引に係る実現純損失	(3,386.63)	(40)
投資に係る未実現純利益	168,414,223.06	1,994,024
運用による純資産の純増加額	323,407,771.06	3,829,148
資本取引		
受益証券販売（1,909,853口）	2,016,759,091.75	23,878,428
受益証券買戻（428,882口）	(474,133,139.76)	(5,613,736)
分配金	(176,487,544.10)	(2,089,613)
資本取引による純資産の増加額	1,366,138,407.89	16,175,079
期末純資産	1,689,546,178.95	20,004,227

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション - 南アフリカランド・ポートフォリオ

キャッシュ・フロー計算書

2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間

	南アフリカランド	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純増加額	323,407,771.06	3,829,148
運用による純資産の純増加額から営業活動に使用した現金純額への調整：		
投資有価証券の購入（取得原価）	(1,746,065,940.00)	(20,673,421)
投資売却収入	229,294,592.87	2,714,848
投資に係る実現純利益	(16,827,690.03)	(199,240)
投資に係る未実現純利益	(168,414,223.06)	(1,994,024)
その他の資産の純変動額	(461,946.18)	(5,469)
未払債務の純変動額	2,445,992.70	28,961
営業活動に使用した現金純額	(1,376,621,442.64)	(16,299,198)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
受益証券販売収入	2,008,678,786.87	23,782,757
受益証券買戻支払額	(455,513,949.39)	(5,393,285)
分配金支払額	(176,487,544.10)	(2,089,613)
財務活動により生じた現金純額	1,376,677,293.38	16,299,859
現金および現金同等物の純増加額	55,850.74	661
現金および現金同等物期首残高	-	-
現金および現金同等物期末残高	55,850.74	661

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

財務書類に対する注記

2010年7月31日現在

注記１ 組織

本報告書中表示されている各ポートフォリオ（以下、個々を「サブ・ファンド」、総称して「サブ・ファンズ」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、受託者であるＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間に締結された2009年4月28日付の信託証書により設立された免除投資信託であるエマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションのサブ・ファンドである。

本報告書中表示されているサブ・ファンズは、以下の通りである。

- 米ドル・ポートフォリオ、米ドル建（2009年6月19日運用開始）
- ユーロ・ポートフォリオ、ユーロ建（2009年6月19日運用開始）
- 豪ドル・ポートフォリオ、豪ドル建（2009年6月19日運用開始）
- 南アフリカランド・ポートフォリオ、南アフリカランド建（2009年6月19日運用開始）
- 米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ、米ドル建（2010年1月21日運用開始）
- 豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル建（2010年1月21日運用開始）

各サブ・ファンドの投資目的は、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（Ｍ）（以下「マスター・ファンド」という。）の特定のフィーダー・ファンドへの投資を通じて、新興証券市場を有する国と経済的な結びつきのある発行体の確定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに投資することにより、最大限のトータル・リターンを追求することにある。かかる長期的成長を目指す投資目的が実現する保証はない。各サブ・ファンドは、以下のフィーダー・ファンド（以下、個々を「フィーダー・ファンド」、総称して「フィーダー・ファンズ」という。）のみに投資する。

- 米ドル・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＡ - クラスＦ（米ドル）
- ユーロ・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＡ - クラスＦ（ユーロ）
- 豪ドル・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢ - クラスＦ（豪ドル）
- 南アフリカランド・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢ - クラスＦ（南アフリカランド）
- 米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢ - クラスＤ（ブラジルリアル）
- 豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢ - クラスＡ（ブラジルリアル）

各フィーダー・ファンドは実質的にすべての資産をマスター・ファンドに投資する。マスター・ファンドの詳細については注記４を参照のこと。

各サブ・ファンドは、受託会社と協議の上で管理会社がその裁量によって期間延長しない限り、2014年6月30日に終了する。

注記2 重要な会計方針の要約

本財務書類は米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。当該会計原則は、経営者が決算日現在の資産および負債の報告額ならびに報告期間における収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを要求している。実際の結果は、財務書類に含まれる見積りと異なる場合がある。サブ・ファンドの重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金勘定およびコール預金勘定からなる。

投資の評価

アンダーライニング・ファンドへの投資は公正価値で評価される。サブ・ファンズが通常業務において投資会社およびパートナーシップへの原投資を買戻可能である場合、アンダーライニング・ファンドへのかかる投資は、通常、これらのアンダーライニング・ファンドの管理事務代行会社または管理会社によって提供された純資産の評価額で評価される。ただし、管理会社がかかる評価額は最も適切な公正価値の指標ではないと判断した場合は除く。サブ・ファンズが原投資を買戻不能である場合のアンダーライニング・ファンドへの投資も、これらの投資事業体の管理事務代行会社または管理会社によって提供された純資産の評価額で評価されるが、これは、アンダーライニング・ファンドが投資会社に適用される会計上の測定原則に従ってその純資産評価額を計算している場合に限る。そうでない場合、サブ・ファンズのアンダーライニング・ファンドへの投資は、通常、適切に算定されたアンダーライニング・ファンドの割引後の純資産価額に基づく公正価値で評価される。サブ・ファンズは、かかる帳簿価額は公正価値の最善の見積りだと考えているが、かかる評価額は、市場が存在した場合に使用する評価額と大きく異なる可能性があり、その差額は重大なものとなりうる。

投資取引および関連する投資収入

投資取引は、取引日基準で会計処理され、ファンド・オブ・ファンズの会計処理および開示のガイダンスに従って表示される。利息は発生時に計上される。私募投資ファンドによる実現損益は先入先出法を用いて算定され、損益計算書に反映される。投資に係る未実現評価損益の変動額は、損益計算書に認識される。配当金収入は配当落ち日に認識される。

為替取引

外貨建資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に含まれる。

サブ・ファンズは、アンダーライニング・ファンドの為替レートの変動による損益部分を、投資の市場価格の変動による損益と区分していない。かかる変動額は、損益計算書の投資に係る実現および未実現純損益に含まれる。

費用

費用は発生時に計上される。

税金

ケイマン諸島の法律に基づき、サブ・ファンズに課されている所得税、源泉徴収税、またはキャピタル・ゲイン税はない。通常、サブ・ファンズは他のいずれの管轄地においても、課税対象とならないように実務を行う意向である。サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づく免除投資信託である。他の管轄地においては、サブ・ファンズが受け取った配当金および利息からさまざまな料率の外国税が源泉徴収される場合がある。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に係る公式ガイダンス（財務会計基準審議会－会計基準成文化740）は、サブ・ファンズの税務ポジションが、そのテクニカル・メリットに基づいて、関連する不服申立てや訴訟手続の解決を含む税務調査で正当性を支持される可能性が50%超であるかどうかを判断するよう、経営者に要求している。50%超の基準を満たしている税務ポジションについて、財務書類に認識される税額は、関連する税務当局との最終的な和解で実現する可能性が50%を超える税務上の利益の最高額を差し引いた金額である。受託会社はこの公式ガイダンスによって財務書類が受ける影響はないと判断した。

見積りの使用

米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類の作成では、経営者に、財務書類および添付の注記中の計上額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを要求している。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

投資売却未収金および投資購入未払金

投資売却未収金は、2010年7月31日までに計上されたアンダーライニング・ファンドからの償還金のうち現金を未だ受領していないもの、ならびにアンダーライニング・ファンドの年次監査が完了するまで現金が留保される償還に係るホールドバック額を表す。投資購入未払金は、2010年7月31日までに計上されたアンダーライニング・ファンドへの申込金のうち現金を未だ支払っていないものを表す。

注記3 公正価値測定

A S C 820「公正価値測定」は、公正価値の測定に使用される評価手法に対するインプットに優先順位を付す、公正価値ヒエラルキーを設定している。公正価値ヒエラルキーでは、活発な市場における同一資産または負債の調整前の公表価格（レベル1）に最も高い優先順位を付けており、観測不能なインプット（レベル3）に最も低い優先順位を付けている。A S C 820に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下のとおりである。

- ・ レベル1：サブ・ファンドが測定日時点で入手可能な、活発な市場における同一資産または負債の調整前の公表価格を反映するインプット
- ・ レベル2：活発とみなされない市場におけるインプットを含む、資産または負債について直接的または間接的に観測可能な公表価格以外のインプット
- ・ レベル3：観測不能なインプット

インプットとは大まかに、市場参加者が評価に係る判断に用いる仮定（リスクに関する仮定を含む）を指す。サブ・ファンズは、原則として、管理事務代行会社または管理会社によって提供された純資産評価額を評

価に対する主要インプットとして使用するが、権利および債務を含む保有持分の属性、および当該持分に係る制限または流動性不足、ならびにかかるファンドの投資ポートフォリオまたはその他の資産および負債の公正価値を含むがこれらに限定されない、さまざまな要因に基づいて資本計上額が修正される可能性がある。

公正価値ヒエラルキーにおける各ファンドのレベルは、公正価値測定にとって重要性の高いインプットの中で最も低いレベルに基づいている。ただし、何を「観測可能」とみなすかどうかの決定には、サブ・ファンズによる重要な判断が必要とされる。サブ・ファンズは、容易に入手することができ、定期的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、専有されておらず、該当する市場に積極的に関与している複数の独立したソースによって提供された市場データが観測可能なデータであると考えている。ヒエラルキー内のファンドの分類は、当該ファンドの価格設定の透明性に基づくものであり、必ずしもサブ・ファンズが認識している当該ファンドのリスクに一致するとは限らない。

アンダーライニング・ファンドは、通常、投資家に募集および買戻のオプションを提供している、一般にオープンエンド型の投資信託である。こうした募集または買戻の頻度は、かかるファンドの準拠書類に定められている。特定ファンドにおいて投資家に提供される流動性の量は、アンダーライニング・ポートフォリオに内在する流動性およびリスクと概ね一致する（すなわち、ポートフォリオ内の投資の流動性が高まると、投資家に提供される流動性が増加する）。個々のヘッジ・ファンドの流動性は、アンダーライニング・ファンドの管理会社によって課される「ゲート」、「ホールドバック」および「サイドポケット」ならびに適用されることのある買戻手数料を含むさまざまな要因によって変動する。

市場情報（観測可能な純資産価額）は入手可能であるものの、投資が活発な市場で取引されていない、かつ／または投資の譲渡に制限が課されている、あるいは流動性不足および／または不透明性を反映して評価が修正されている場合、アンダーライニング・ファンドはレベル２に分類されることがある。観測可能な純資産価額、アンダーライニング・ファンドの募集・買戻の取引額、ならびに投資が買い戻されるまでの期間を含む市場情報は、公正価値ヒエラルキーにおける投資の公正価値測定の適正な分類を決定する時に考慮される。観測可能な市場インプット（公表された純資産価額）があり、サブ・ファンドが短期間で買い戻す能力を有している他のファンドは、公正価値ヒエラルキーのレベル２に分類される。

観測不能なインプットを含む、あるいはサブ・ファンズが短期間で買い戻す能力のない、サブ・ファンズのアンダーライニング・ファンドへの投資は、公正価値ヒエラルキーのレベル３に分類される。これらの有価証券について観測可能な価格が入手できない場合、サブ・ファンズは、公正価値測定に係る公式ガイダンスで定められているマーケット・アプローチを用いて、かかるレベル３の金融商品の公正価値を評価する。

ホールドバックの場合、サブ・ファンズはホールドバックの重要性、全体的な評価に及ぼす影響ならびに当初のNAV報告額に対して過去に行った修正の実績に基づいて保有額が全額実現しないリスクを検討する。ホールドバックの重要性が高い場合、金利は通常、レベル３に分類される。

「サイドポケット」（すなわち、損益を割り当てる目的で基礎となる投資ポートフォリオの他の投資と分離されている一部の投資ポートフォリオ）の持分を当該ファンドの持分と分離することができる場合（別の受益証券クラス等）、アンダーライニング・ファンドが統合された企業であるというのがこれに該当する場合があるが、サブ・ファンズは、適正な評価額および評価ヒエラルキー内のレベルを判断するにあたり、一般に流動性が低く、償還権（該当する場合）に制限が課されているサイドポケットの属性および性質について、ヘッジ・ファンドのものとは分けて検討する。一般に、サイドポケットには活発な市場がなく、流動性が低い。したがって、サイドポケットの持分は通常、観測不能なインプット（すなわち、レベル３）を用いて評価される。アンダーライニング・ファンドとサイドポケットの持分を分離することができない場合（パートナーシップ構造等）、サブ・ファンズは、対象ファンド持分のヒエラルキー内の分類を決定する際に、アンダーライニング・ファンドへの投資合計に対する観測不能なサイドポケットの価額の重要性を検討する。サイ

ドポケットのエクスポージャーが持分全体にとって重要性が高いとみなされ、かつ、サイドポケットの投資が観測不能なインプットを用いて算定されていた場合、アンダーライニング・ファンドのパートナーシップへの投資全体がレベル３に分類される。

観測可能なインプットがないためにサブ・ファンズが使用する仮定は、算定される公正価値に重大な影響を及ぼす可能性があり、したがって、サブ・ファンズの運用成績にも重大な影響を及ぼす可能性がある。

以下の表は、2010年７月31日現在のサブ・ファンドの投資の評価額を上記の公正価値ヒエラルキーのレベル別に要約したものである。

米ドル・ポートフォリオ

資産		レベル１	レベル２	レベル３	2010年７月31日 現在残高
投資ファンド	米ドル	-	215,084,550.28	-	215,084,550.28
資産合計	米ドル	-	215,084,550.28	-	215,084,550.28

ユーロ・ポートフォリオ

資産		レベル１	レベル２	レベル３	2010年７月31日 現在残高
投資ファンド	ユーロ	-	24,405,143.49	-	24,405,143.49
資産合計	ユーロ	-	24,405,143.49	-	24,405,143.49

豪ドル・ポートフォリオ

資産		レベル１	レベル２	レベル３	2010年７月31日 現在残高
投資ファンド	豪ドル	-	225,600,532.04	-	225,600,532.04
資産合計	豪ドル	-	225,600,532.04	-	225,600,532.04

南アフリカランド・ポートフォリオ

資産		レベル 1	レベル 2	レベル 3	2010年 7 月31日 現在残高
投資ファンド	南アフリカランド	-	1,691,488,260.22	-	1,691,488,260.22
資産合計	南アフリカランド	-	1,691,488,260.22	-	1,691,488,260.22

米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ

資産		レベル 1	レベル 2	レベル 3	2010年 7 月31日 現在残高
投資ファンド	米ドル	-	825,351,855.71	-	825,351,855.71
資産合計	米ドル	-	825,351,855.71	-	825,351,855.71

豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ

資産		レベル 1	レベル 2	レベル 3	2010年 7 月31日 現在残高
投資ファンド	豪ドル	-	252,361,567.53	-	252,361,567.53
資産合計	豪ドル	-	252,361,567.53	-	252,361,567.53

注記 4 アンダーライニング・ファンドへの投資

サブ・ファンズの2010年7月31日現在の投資ポートフォリオは、上記の注記2に記載されている方針に従って公正価値評価されている。フィーダー・ファンズへの投資を表している。フィーダー・ファンズの受益証券は一般に取引されていないため、これらの投資を清算するサブ・ファンズの能力は、フィーダー・ファンズの目論見書において定められている買戻条項およびサブ・ファンズが締結した関連する募集契約の制約を受ける。サブ・ファンズはフィーダー・ファンズから日次ベースで買戻を行うことができる。また、サブ・ファンズは、フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドに投資している他の投資家の動向によって重要な影響を受けることがある。

マスター・ファンドが保有している一部の有価証券は流動性に欠ける場合がある。マスター・ファンドによるこれらの流動性の低いポジションからの実現総額は、2010年7月31日現在の帳簿価額計上額とは異なる場合があり、その差額は重大なものとなりうる。また、マスター・ファンドにおける流動性の低いポジションのレベルによって、サブ・ファンズが通常業務においてフィーダー・ファンズからの買戻を完了する能力が影響を受ける可能性がある。

2010年7月31日現在、各サブ・ファンドはフィーダー・ファンズのみに投資していた。フィーダー・ファンズは実質的にすべての資産をマスター・ファンドに投資している。

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドの該当する投資目的および戦略、清算条件ならびにその他の投資条件は以下のとおりである。

概要および主な事業活動：

マスター・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたユニット・トラストであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである。ケイマン諸島の法律に基づいて1985年に設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドが受託会社であり、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）が投資顧問会社である。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス F（米ドル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドが通貨エクスポージャーをヘッジすることはない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA - クラスF（ユーロ）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルのユーロの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間でユーロのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスF（豪ドル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルの豪ドルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間で豪ドルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスF（南アフリカランド）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルの南アフリカランドの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間で南アフリカランドのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスD（ブラジルレアル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルのブラジルレアルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。この場合、ブラジルレアルはかかるサブ・ファンドの「ヘッジ参照通貨」と称される。このため、フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間でブラジルレアルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。したがって、米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは、対米ドルのブラジルレアルの変動を通貨エクスポージャーに反映することを目指す。フィーダー・ファンドが常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する、あるいは米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオにかかるエクスポージャーが常にあるという保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス A（ブラジルレアル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルのブラジルレアルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。この場合、ブラジルレアルはかかるサブ・ファンドの「ヘッジ参照通貨」と称される。このため、フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間でブラジルレアルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。したがって、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは、対豪ドルのブラジルレアルの変動を通貨エクスポージャーに反映することを目指す。フィーダー・ファンドが常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する、あるいは豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオにかかるエクスポージャーが常にあるという保証はない。

投資目的および戦略 - マスター・ファンド：

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドである。マスター・ファンドは、通常の状態において、純資産の80%以上を新興証券市場を有する国と経済的な結びつきのある発行体の確定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに投資することにより、その投資目的を達成することを目指す。PIMCOは、新興証券市場に適すると考える国を選定し、これに対して投資を行う広範な裁量を有しているが、投資顧問会社は、一般に世界銀行またはその関連機関、もしくは国連またはその機構によって新興国または途上国と定義されている国に所在する市場を新興証券市場とみなしている。

マスター・ファンドが投資を行う確定利付金融商品には特に次のものが含まれる。

- ・ 政府、政府機関、関係当局もしくは下部機構、ならびに政府支援企業が発行または保証する有価証券
- ・ コマーシャル・ペーパー
- ・ 政府が発行するインフレ連動債
- ・ 譲渡性銀行預金証書、定期預金および銀行引受手形
- ・ レポ取引およびリバース・レポ取引

・ 国際機関または超国家的機関の債務証券

マスター・ファンドによる米ドル以外の通貨建の有価証券および米国以外の発行体の有価証券への投資に制限はない。ただし、マスター・ファンドは、途上国（または新興国）の現地通貨建の債券に総資産の５％を超えて投資することはできない。

マスター・ファンドは通常、為替レートの変動から生じる損失のリスクを低減させるために、米ドル以外の通貨の対米ドルエクスポージャーをヘッジすることを目指す。マスター・ファンドが常にヘッジされ、またはPIMCOがヘッジ取引の活用成功を保証する保証はない。

マスター・ファンドのポートフォリオ平均デュレーションは通常、PIMCOの金利予測に基づき、３年から８年の間で変動する予定である。マスター・ファンドが投資する有価証券は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクからCaa格、もしくはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスまたはフィッチ・レーティングスまたは米国全土で認知されている他の統計格付機関によって同等以上の格付を付されたものとし、また、格付が付されていない場合は、PIMCOが同等のクオリティと判断したものに限られる。マスター・ファンドは、B格以上の最低平均信用度を維持する意向である。マスター・ファンドは、有価証券が上記の最低投資クオリティを下回るレベルに格下げされた場合でも、当該有価証券の売却は要求されない。ただし、かかる有価証券が購入時にマスター・ファンドの最低クオリティ基準を満たしている場合に限る。

マスター・ファンドは、オプション契約、先物契約、先物契約のオプション、スワップ契約（ロングおよびショートクレジット・デフォルト・スワップならびに先渡しスワップ・スプレッド・ロックを含むがこれらに限らない）およびスワップションなどのデリバティブ商品に投資することができるが、投資の義務を負うものではない。ただし、マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨建の金利スワップに投資することができない。さらに、マスター・ファンドが通常の状態において、クレジット・デフォルト・スワップに投資することができるのは、純資産の10％までに限られる。マスター・ファンドは、収益を得るために、ポートフォリオ証券をブローカー、ディーラーおよびその他の金融機関に貸し付けることができる。マスター・ファンドは、一連の売買契約の締結またはその他の投資手法（バイ・バックまたはダラー・ロール等）の利用により、主に投資している金融商品のマーケット・エクスポージャーの獲得を目指すことができる。

流動性条件：

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドの受益証券は、ニューヨーク証券取引所の取引日であれば、毎日買戻すことができる。

分配金：

マスター・ファンドおよびフィーダー・ファンズは、月次ベースで分配金を宣言し、支払う意向である。分配金はPIMCOの承認を得た場合にのみ宣言され、分配されるが、PIMCOの裁量によってかかる承認が保留されることもある。

注記５ 受益証券資本

2010年７月31日現在、管理会社の関連当事者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が、各サブ・ファンドの唯一の受益者であった。

受益証券の販売

米ドル・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり100米ドルである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値

100米ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

ユーロ・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は1口当たり100ユーロである。当初の最低申込口数は1口、あるいは絶対最小値100ユーロを条件として受託会社が決定する口数である。

豪ドル・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は1口当たり100豪ドルである。当初の最低申込口数は1口、あるいは絶対最小値100豪ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

南アフリカランド・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は1口当たり1,000南アフリカランドである。当初の最低申込口数は1口、あるいは絶対最小値1,000南アフリカランドを条件として受託会社が決定する口数である。

米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は1口当たり100米ドルである。当初の最低申込口数は1口、あるいは絶対最小値100米ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は1口当たり100豪ドルである。当初の最低申込口数は1口、あるいは絶対最小値100豪ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

受益証券の買戻

受益者は、通常は各営業日にあたるいずれの取引日においても受益証券の買戻を請求することができる。

買戻価格は、適用される評価日（通常、取引日の翌営業日である）に計算された、該当するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価額から、第三者費用または源泉徴収税（該当する場合）を差引後の金額である。

受益者への分配

管理会社は、その裁量において、投資純利益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能な資本から、毎月20日（20日が営業日でない場合はその直後の営業日）に分配金を宣言することができる。

分配金は、分配金が宣言されてから5営業日以内に受益者に支払われる。

注記6 未払債務

	米ドル・ ポートフォリオ 米ドル	ユーロ・ ポートフォリオ ユーロ	豪ドル・ ポートフォリオ 豪ドル
受託会社報酬	1,869.39	683.55	1,877.72
事務管理代行会社および保管会社報酬	28,040.92	2,952.85	28,165.64
販売会社報酬	93,469.80	9,842.81	93,885.53
投資運用会社および副投資運用会社報酬	173,853.81	18,307.55	174,626.99
代行協会員報酬	9,346.97	984.27	9,388.55
監査報酬	10,444.80	7,499.04	12,985.75
その他の報酬	1,663.95	1,191.36	2,060.40
合計	318,689.64	41,461.43	322,990.58

	南アフリカランド・ ポートフォリオ 南アフリカランド	米ドル（ブラジル レアル・ヘッジ） ポートフォリオ 米ドル	豪ドル（ブラジル レアル・ヘッジ） ポートフォリオ 豪ドル
受託会社報酬	14,315.90	6,416.40	2,049.55
事務管理代行会社および保管会社報酬	214,738.15	96,246.20	30,743.42
販売会社報酬	715,793.71	320,820.60	102,478.18
投資運用会社および副投資運用会社報酬	1,331,376.24	596,726.36	190,609.44
代行協会員報酬	71,579.42	32,082.07	10,247.81
監査報酬	84,713.04	7,057.92	7,749.12
その他の報酬	13,476.24	1,741.44	1,885.44
合計	2,445,992.70	1,061,090.99	345,762.96

注記 7 投資運用会社報酬

各サブ・ファンドに適用される投資運用会社報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.34%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記 8 副投資運用会社報酬

各サブ・ファンドに適用される副投資運用会社報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.59%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記 9 受託会社報酬

受託会社は、自己勘定に関して受託会社報酬額を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。各サブ・ファンドに適用される受託会社報酬は、かかるサブ・ファンドの純資産価額の0.01%であり、最低報酬額は1サブ・ファンドにつき年間10,000米ドルである。また、受託会社は各サブ・ファンドから一部の取引手数料およびすべての立替経費ならびに各サブ・ファンドの管理事務によって生じた支出を受け取る権利を有している。

注記10 管理会社、保管会社および管理事務代行会社報酬

管理会社、保管会社および管理事務代行会社報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。各ファンドに適用されるこれらの報酬はサブ・ファンドの純資産価額の0.15%である。また、管理会社、保管会社および管理事務代行会社は、場合によって、各サブ・ファンドから一部の取引手数料およびすべての立替経費ならびに各サブ・ファンドの管理事務によって生じた支出を受け取る権利を有している。

注記11 販売報酬

各サブ・ファンドに適用される販売会社報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の0.50%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドに適用される代行協会員報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の0.05%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記12 為替レート

適用される2010年7月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1 米ドル	=	1.104667豪ドル
1 米ドル	=	0.767578ユーロ
1 米ドル	=	7.303802南アフリカランド

注記13 財務ハイライト

運用開始日から2010年7月31日までの期間の財務ハイライトは以下のとおりである。

	米ドル・ ポートフォリ オ(1)	ユーロ・ ポートフォリ オ(1)	豪ドル・ ポートフォリ オ(1)	南アフリカ ンド・ポート フォリオ(1)	米ドル(ブラ ジルレアル・ ヘッジ)ポー トフォリオ(2)	豪ドル(ブラ ジルレアル・ ヘッジ)ポー トフォリオ(2)
期首純資産価額	100.00	100.00	100.00	1,000.00	100.00	100.00
投資事業による収入：						
投資純利益(3)	4.25	3.55	7.27	108.14	4.45	4.55
実現および未実現純利益 / 損失	17.59	17.48	16.02	170.83	10.37	10.34
運用による利益合計	21.84	21.03	23.29	278.97	14.82	14.89
分配金控除	-7.16	-7.67	-9.52	-138.13	-5.47	-5.54
期末純資産価額	114.68	113.36	113.77	1,140.84	109.35	109.35
成功報酬控除前トータル・ リターン	21.75%	20.12%	23.52%	28.20%	14.39%	14.28%
成功報酬	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
成功報酬控除後トータル・ リターン（年率換算なし）	21.75%	20.12%	23.52%	28.20%	14.39%	14.28%
平均純資産に占める割合 （年率換算なし）：						
運用費用	1.88%	2.40%	1.89%	1.88%	0.91%	1.00%
費用合計	1.88%	2.40%	1.89%	1.88%	0.91%	1.00%
投資純利益	3.87%	3.24%	6.68%	9.87%	4.28%	4.27%

(1)：運用開始日：2009年6月19日

(2)：運用開始日：2010年1月21日

(3)：期中平均発行済受益証券口数を使用して計算されている。

注記14 契約債務および偶発債務

通常業務において、受託会社はサブ・ファンズに代わって様々な保証条項を含む契約や一般補償を提供する契約を締結している。かかる契約に基づく、サブ・ファンズの受託者としての立場における受託会社の最大エクスポージャーは、現時点では存在しないが、受託会社に対して提起されうる将来の申し立てを含む可能性があるため、不明である。しかし、経験に基づき、経営者は損失のリスクは僅少であると予想している。

注記15 金融商品とリスク

サブ・ファンズの投資活動は、金融商品やサブ・ファンズが投資する市場に関連する様々な種類・程度のリスクにさらされている。

信用リスク：

サブ・ファンズに信用リスクをもたらす可能性のある金融資産は主に現金からなる。サブ・ファンドの現金はミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイに預け入れられている。サブ・ファンズは、フィーダー・ファンズまたはマスター・ファンドが債務を履行できない場合に信用リスクの影響を受ける。サブ・ファンズはマスター・ファンドの金融資産に関連する信用リスクにも間接的にさらされている。マスター・ファンドには、自らの取引相手の信用リスクがあり、決済不履行のリスクも負うことになる。マスター・ファ

ンドは、サブ・ファンズの運用成績として、確定利付証券の発行体または保証人、あるいはデリバティブ契約の相手方当事者が適時に元本および／または利息の支払い、もしくは他の方法による債務の履行を行うことができない、またはこれに消極的である場合、損失を被る可能性がある。

市場リスク、集中リスクおよび流動性リスク：

サブ・ファンズの活動は、金融市場の変動の影響を受ける。サブ・ファンドの信用リスクのエクスポージャーは、直接的に、またはマスター・ファンドのポジションを通じて、為替レートおよび市場のボラティリティを含む複数の要素によって算定される。マスター・ファンドの投資活動の結果、サブ・ファンズは、特定市場への投資の著しい集中および／または変動しやすく、流動性に欠ける個々の投資の影響を受けることがある。また、サブ・ファンズが行う投資は、譲渡性および売却に一定の制限が課される可能性がある。したがって、サブ・ファンドには、かかる投資における持分を希望時に即時に売却することができず、また、売却によって稼得する価格がサブ・ファンズの資産負債計算書に含まれているかかる投資の額を下回るリスクがある。

金利リスクは、金利の変動によって確定利付証券の価値が低下するリスクである。名目金利が上昇すると、マスター・ファンドが保有する特定の確定利付証券の価値は低下する傾向がある。デュレーションが長い確定利付証券は、金利の変動の影響をより強く受ける傾向があり、通常、デュレーションが短い証券よりも変動しやすい。

マスター・ファンドは外貨を保有し、かつ、外貨を扱い外貨によって収益を得る有価証券、および外貨エクスポージャーを提供するデリバティブに投資しているため、マスター・ファンドの基準通貨に応じてかかる通貨の価値が低下する、あるいはヘッジポジションの場合には、ヘッジされている通貨に応じてマスター・ファンドの基準通貨の価値が低下するリスクを負っている。外国為替レートは色々な理由によって短期間に著しく変動することがある。その結果、マスター・ファンドの外貨建証券への投資によって、マスター・ファンドの利益が減少してサブ・ファンドの利益が減少する可能性がある。

ヘッジ・ファンドの事業リスクおよび規制リスク：

サブ・ファンズの期間中に、法律、税金および規制に変更が生じる場合があり、サブ・ファンズは不利な影響を受ける可能性がある。ヘッジ・ファンドに関する規制環境は進化し続けており、ヘッジ・ファンドの規制の変更はサブ・ファンズが保有する投資の価値ならびにサブ・ファンズが規制の変更がなければ得ていたであろうレバレッジを得る、または取引戦略を追求する能力に不利な影響を及ぼす可能性がある。さらに、証券および先物市場は広範な法律、規制および委託証拠金の影響を受ける。規制当局および自主規制機関ならびに取引所は、市場危機に際して特別な措置を講じる権限を与えられている。デリバティブ取引および空売りならびにかかる取引を行うファンドの規制は、法律が進化しつつある分野であり、政府および管轄地の法的措置による修正の影響を受けやすい。将来の規制の変更がサブ・ファンズに及ぼす影響は、重大かつ不利なものとなる可能性がある。

為替予約：

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドは、有価証券の予定取引の決済に関連して、投資戦略の一環として保有有価証券の一部または全部に関連する通貨エクスポージャーをヘッジする目的で、また、ヘッジ・クラスに関連して、かかるヘッジ・クラスの機能通貨以外の通貨エクスポージャーを維持する目的で、為替予約を締結している。これらのクラス特有の為替予約が成功する保証はない。

先渡為替予約は、売り手が特定の通貨を将来の特定日に受け渡すことに合意する、特定の通貨およびコモディティの遅延引渡に関する契約である。通貨およびコモディティの先渡契約に内在するリスクは、相手方当事者による契約条件の不履行ならびに公正価値および為替レートの変動である。

先物予約：

マスター・ファンドは証券市場あるいは金利または通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理する目的で先物予約を締結している。先物予約の利用に伴う主なリスクは、マスター・ファンドが保有する証券の市場価値の変動と先物予約の価格が不完全な相関関係にあること、および流動性の低い市場が生じる可能性である。

クレジット・デフォルト・スワップ：

マスター・ファンドはクレジット・デフォルト・スワップを締結している。クレジット・デフォルト・スワップの買い手は通常、売り手に対して契約期間にわたり定期的な支払いを行う代わりに、基礎となる参照債務に係る信用事由発生時に偶発的支払いを受ける。一般に、企業やソブリンの参照債務に係る信用事由とは、破産、不払い、債務弁済期日繰上げ、履行拒絶／支払猶予または組織再編を意味する。アセット・バック証券に係るクレジット・デフォルト・スワップの場合、元本の支払不履行、期限延長、格付けの引き下げまたは評価損などによって信用事由が発生することがある。信用事由が生じた場合、売り手は通常、買い手に対して支払いを行わなければならないが、これは一般に参照債務の額面金額（名目元本総額）であるが、実際の支払額は契約額と担保の相殺を認めるＩＳＤＡの条項によって軽減されることがある。信用事由の発生後、この金額は、期待回収率、分離された担保、ならびにかかる相手方当事者と複数の取引を行っている場合には契約額の相殺によって減額されることがある。

偶発的支払いは、現金決済または参照債務の額面金額の支払いに代えて参照債務の引渡しにより行われる。マスター・ファンドが買い手であり、信用事由が発生しなかった場合、マスター・ファンドは投資を喪失し、回収方法はない。しかし、信用事由が発生した場合、買い手は通常、価値がほとんどない、またはまったくない参照債務の名目元本総額を受け取ることとなる。マスター・ファンドが売り手である場合、信用事由の発生がなければ通常、１ヵ月から５年の契約期間にわたり固定金利の利息を受け取る。信用事由が発生した場合、売り手は買い手に参照債務の名目元本総額を支払う。

マスター・ファンドが参照債務への投資を直接行っていた場合、クレジット・デフォルト・スワップに内在するリスクは高まる。一般的な市場リスクに加えて、クレジット・デフォルト・スワップには流動性リスクおよび相手方当事者の信用リスクがある。マスター・ファンドは財務の健全性の基準を満たしている相手方当事者とクレジット・デフォルト・スワップを締結している。また、買い手は、信用事由が発生しなければ投資を喪失し、回収方法はない。信用事由が発生した場合、売り手が受け取る参照債務の価値は、以前に受け取った定期的な支払いを加えても、買い手に支払う名目元本総額を下回る場合があり、結果として損失となることがある。

注記16 後発事象

経営者は2010年8月1日から財務書類の発行準備が整った日である2011年1月17日までの後発事象のレビューを実施した。経営者は、本財務書類中で追加開示が求められる重要な後発事象はないと判断した。

（２）【損益計算書】

サブ・ファンドの損益計算書については、「１ 財務諸表、(1) 貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの損益計算書を御参照下さい。

（３）【投資有価証券明細表等】

サブ・ファンドの投資有価証券明細表については、「１ 財務諸表、(1) 貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの要約投資有価証券明細書を御参照下さい。

[次へ](#)

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
USD PORTFOLIO

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT JULY 31, 2010 (expressed in USD)

ASSETS

Investments in securities at fair value (Note 3)	215,084,550.28
Cost: USD 193,455,525.28	
Cash at bank	72,696.12
Receivables from investments sold	3,247,000.00
Receivables from units subscribed	1,510,530.07
Other assets	57,910.64
Total Assets	219,972,687.11

LIABILITIES

Payables for units redeemed	4,760,299.98
Accrued liabilities (Note 6)	318,689.64
Total Liabilities	5,078,989.62

NET ASSETS	214,893,697.49
------------	----------------

Net assets comprised of

Unitholder's capital	193,271,686
Distributable earnings	21,622,011

UNITS OUTSTANDING	1,873,821
-------------------	-----------

NET ASSET VALUE PER UNIT	114.68
--------------------------	--------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

USD PORTFOLIO

CONDENSED SCHEDULE OF INVESTMENTS
AS AT JULY 31, 2010 (expressed in USD)

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of net assets
INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE			
Cayman Islands			
PIMCO CAYMAN EMERGING BOND FUND A CLASS F (USD)	18,320,660.16	215,084,550.28	100.09%
		215,084,550.28	100.09%
TOTAL INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE (COST USD 193,455,525.28)		215,084,550.28	100.09%

USD Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund A Class F (USD) representing greater than 5% of USD Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of USD Portfolio's net assets
PIMCO Cayman Emerging Bond Fund (M)	19,127,465.98	208,975,440.04	97.25%

USD Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund (M) representing greater than 5% of USD Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Principal Amount	Fair value (Note 3)	% of USD Portfolio's net assets
REPUBLIC OF COLOMBIA Coupon: 2.23 - 10.75% Maturity: 01/23/12 - 01/18/41	12,456,132.33	14,897,624.78	6.93%
FIN FUT US CBT Coupon: 6% Maturity: 09/22/10 - 10/01/10	10,216,629.78	12,523,275.51	5.83%
REPUBLIC OF INDONESIA Coupon: 5.88 - 11.63% Maturity: 03/10/14 - 01/17/38	12,767,666.94	15,943,678.59	7.42%
MEXICO (UMS) GLBL Coupon: 5.125 - 8.125% Maturity: 10/06/13 - 11/01/40	10,266,986.92	11,710,818.35	5.45%
REPUBLIC OF PHILIPPINES Coupon: 6.375 - 10.625% Maturity: 15/02/13 - 23/10/34	9,115,569.35	11,403,171.99	5.31%
RUSSIAN FEDERATION SR UNSECURED REGS 7.5 31/03/30	9,999,581.23	11,623,517.09	5.41%
US TREASURY REPO 0.22% 02/08/10	13,565,534.13	13,565,534.13	6.31%

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
USD PORTFOLIO

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)
TO JULY 31, 2010 (expressed in USD)

INVESTMENT INCOME

Dividend income	12,257,472.76
	12,257,472.76

EXPENSES

Investment and sub-investment management fees	(2,223,391.09)
Unitholder service costs	(119,537.15)
Distribution expenses	(1,195,371.56)
Manager, Custodian and Administration fees	(358,611.45)
Professional fees	(56,939.49)
Trustee's fees	(23,907.42)
Registration fees and expenses	(28,246.12)
	(4,006,004.28)

NET INVESTMENT INCOME	8,251,468.48
-----------------------	--------------

Realized and unrealized gain/(loss) on investments and foreign
currency transactions

Net realized gain on investments	5,633,111.46
Net realized loss on foreign currency transactions	(75.52)
Net unrealized gain on investments	21,629,025.00

Net realized and unrealized gain on investments and foreign currency transactions	27,262,060.94
--	---------------

INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	35,513,529.42
--	---------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
USD PORTFOLIO

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)
TO JULY 31, 2010 (expressed in USD)

NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE PERIOD	-
Increase/(decrease) in net assets from operations	
Net investment income	8,251,468.48
Net realized gain on investments	5,633,111.46
Net realized loss on foreign currency transactions	(75.52)
Net unrealized gain on investments	21,629,025.00
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	35,513,529.42
Capital transactions	
Subscriptions (3,060,707 units)	324,698,444.34
Redemptions (1,186,886 units)	(131,426,758.52)
Dividends	(13,891,517.75)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF CAPITAL TRANSACTIONS	179,380,168.07
NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD	214,893,697.49

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
USD PORTFOLIO

STATEMENT OF CASH FLOWS
FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)
TO JULY 31, 2010 (expressed in USD)

Cash flows from operating activities:

Net increase in net assets as a result of operations	35,513,529.42
--	---------------

Adjustments to reconcile net increase in net assets from operations to
net cash used in operating activities:

Purchase of investments in securities, at cost	(273,615,400.00)
--	------------------

Proceeds from sale of investments	82,545,986.18
-----------------------------------	---------------

Net realized gain on investments	(5,633,111.46)
----------------------------------	----------------

Net unrealized gain on investment	(21,629,025.00)
-----------------------------------	-----------------

Net change in other assets	(57,910.64)
----------------------------	-------------

Net change in accrued liabilities	318,689.64
-----------------------------------	------------

Net cash used in operating activities	(182,557,241.86)
---------------------------------------	------------------

Cash flows from financing activities:

Proceeds from subscription of units	323,187,914.27
-------------------------------------	----------------

Payments for redemptions of units	(126,666,458.54)
-----------------------------------	------------------

Dividends paid	(13,891,517.75)
----------------	-----------------

Net cash provided by financing activities	182,629,937.98
---	----------------

Net increase in cash and cash equivalents	72,696.12
---	-----------

Beginning cash and cash equivalents balance	-
---	---

Ending cash and cash equivalents balance	72,696.12
--	-----------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

EUR PORTFOLIO

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT JULY 31, 2010 (expressed in EUR)

ASSETS

Investments in securities at fair value (Note 3)	24,405,143.49
Cost: EUR 22,799,754.76	
Cash at bank	51,476.48
Receivables from units subscribed	338,098.81
Other assets	40,255.60
Total Assets	24,834,974.38

LIABILITIES

Payable for investments purchased	336,000.00
Accrued liabilities (Note 6)	41,461.43
Total Liabilities	377,461.43

NET ASSETS	24,457,512.95
------------	---------------

Net assets comprised of

Unitholder's capital	23,208,189.82
Distributable earnings	1,249,323.13

UNITS OUTSTANDING	215,742
-------------------	---------

NET ASSET VALUE PER UNIT	113.36
--------------------------	--------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

EUR PORTFOLIO

CONDENSED SCHEDULE OF INVESTMENTS
AS AT JULY 31, 2010 (expressed in EUR)

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of net assets
INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE			
Cayman Islands			
PIMCO CAYMAN EMERGING BOND FUND A CLASS F (EUR)	2,085,909.70	24,405,143.49	99.79%
		24,405,143.49	99.79%
TOTAL INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE (COST EUR 22,799,754.76)		24,405,143.49	99.79%

EUR Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund A Class F (EUR) representing greater than 5% of EUR Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of EUR Portfolio's net assets
PIMCO Cayman Emerging Bond Fund (M)	2,832,305.47	23,711,956.97	96.95%

EUR Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund (M) representing greater than 5% of EUR Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Principal Amount	Fair value (Note 3)	% of EUR Portfolio's net assets
REPUBLIC OF COLOMBIA Coupon: 2.23 - 10.75% Maturity: 01/23/12 - 01/18/41	1,413,368.33	1,690,398.79	6.91%
FIN FUT US CBT Coupon: 6% Maturity: 09/22/10 - 10/01/10	1,159,257.19	1,420,986.91	5.81%
REPUBLIC OF INDONESIA Coupon: 5.88 - 11.63% Maturity: 03/10/14 - 01/17/38	1,448,717.43	1,809,092.08	7.40%
MEXICO (UMS) GLBL Coupon: 5.125 - 8.125% Maturity: 10/06/13 - 11/01/40	1,164,971.10	1,328,799.29	5.43%
REPUBLIC OF PHILIPPINES Coupon: 6.375 - 10.625% Maturity: 15/02/13 - 23/10/34	1,034,322.43	1,293,891.37	5.29%
RUSSIAN FEDERATION SR UNSECURED REGS 7.5 31/03/30	1,134,629.20	1,318,893.42	5.39%
US TREASURY REPO 0.22% 02/08/10	1,539,249.57	1,539,249.57	6.29%

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

EUR PORTFOLIO

STATEMENT OF OPERATIONS

FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)

TO JULY 31, 2010 (expressed in EUR)

INVESTMENT INCOME

Interest income	41.63
Dividend income	685,384.85
	685,426.48

EXPENSES

Investment and sub-investment management fees	(126,214.74)
Unitholder service costs	(6,785.73)
Distribution expenses	(67,857.42)
Manager, Custodian and Administration fees	(20,357.23)
Professional fees	(41,845.68)
Trustee's fees	(8,943.43)
Registration fees and expenses	(19,633.71)
	(291,637.94)

NET INVESTMENT INCOME	393,788.54
-----------------------	------------

Realized and unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency transactions

Net realized gain on investments	102,154.91
Net realized loss on foreign currency transactions	(931.55)
Net unrealized gain on investments	1,605,388.73

Net realized and unrealized gain on investments and foreign currency transactions	1,706,612.09
---	--------------

INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	2,100,400.63
--	--------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
EUR PORTFOLIO

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)
TO JULY 31, 2010 (expressed in EUR)

NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE PERIOD

Increase/(decrease) in net assets from operations

Net investment income	393,788.54
Net realized gain on investments	102,154.91
Net realized loss on foreign currency transactions	(931.55)
Net unrealized gain on investments	1,605,388.73

NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	2,100,400.63
--	--------------

Capital transactions

Subscriptions (241,372 units)	26,003,808.13
Redemptions (25,630 units)	(2,795,618.31)
Dividends	(851,077.50)

INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF CAPITAL TRANSACTIONS	22,357,112.32
--	---------------

NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD	24,457,512.95
-------------------------------------	---------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
EUR PORTFOLIO

STATEMENT OF CASH FLOWS
FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)
TO JULY 31, 2010 (expressed in EUR)

Cash flows from operating activities:

Net increase in net assets as a result of operations	2,100,400.63
--	--------------

Adjustments to reconcile net increase in net assets from operations to
net cash used in operating activities:

Purchase of investments in securities, at cost	(24,886,678.86)
--	-----------------

Proceeds from sale of investments	2,525,079.01
-----------------------------------	--------------

Net realized gain on investments	(102,154.91)
----------------------------------	--------------

Net unrealized gain on investment	(1,605,388.73)
-----------------------------------	----------------

Net change in other assets	(40,255.60)
----------------------------	-------------

Net change in accrued liabilities	41,461.43
-----------------------------------	-----------

Net cash used in operating activities	(21,967,537.03)
---------------------------------------	-----------------

Cash flows from financing activities:

Proceeds from subscription of units	25,665,709.32
-------------------------------------	---------------

Payments for redemptions of units	(2,795,618.31)
-----------------------------------	----------------

Dividends paid	(851,077.50)
----------------	--------------

Net cash provided by financing activities	22,019,013.51
---	---------------

Net increase in cash and cash equivalents	51,476.48
---	-----------

Beginning cash and cash equivalents balance	-
---	---

Ending cash and cash equivalents balance	51,476.48
--	-----------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
AUD PORTFOLIO

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT JULY 31, 2010 (expressed in AUD)

ASSETS

Investments in securities at fair value (Note 3)	225,600,532.04
Cost: AUD 203,108,889.88	
Cash at bank	194,279.13
Receivables from units subscribed	1,542,477.76
Other assets	69,068.61
Total Assets	227,406,357.54

LIABILITIES

Payable for investments purchased	712,000.00
Payables for units redeemed	827,599.52
Accrued liabilities (Note 6)	322,990.58
Total Liabilities	1,862,590.10

NET ASSETS	225,543,767.44
------------	----------------

Net assets comprised of	
Unitholder's capital	204,043,608.22
Distributable earnings	21,500,159.22

UNITS OUTSTANDING	1,982,418
-------------------	-----------

NET ASSET VALUE PER UNIT	113.77
--------------------------	--------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

AUD PORTFOLIO

CONDENSED SCHEDULE OF INVESTMENTS
AS AT JULY 31, 2010 (expressed in AUD)

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of net assets
INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE			
Cayman Islands			
PIMCO CAYMAN EMERGING BOND FUND B CLASS F (AUD)	19,481,911.23	225,600,532.04	100.03%
		225,600,532.04	100.03%
TOTAL INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE (COST AUD 203,108,889.88)		225,600,532.04	100.03%

AUD Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund B Class F (AUD) representing greater than 5% of AUD Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of AUD Portfolio's net assets
PIMCO Cayman Emerging Bond Fund (M)	16,290,025.99	215,290,655.33	95.45%

AUD Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund (M) representing greater than 5% of AUD Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Principal Amount	Fair value (Note 3)	% of AUD Portfolio's net assets
REPUBLIC OF COLOMBIA Coupon: 2.23 - 10.75% Maturity: 01/23/12 - 01/18/41	12,832,555.32	15,347,829.42	6.80%
FIN FUT US CBT Coupon: 6% Maturity: 09/22/10 - 10/01/10	10,525,375.24	12,901,727.56	5.72%
REPUBLIC OF INDONESIA Coupon: 5.88 - 11.63% Maturity: 03/10/14 - 01/17/38	13,153,504.47	16,425,494.86	7.28%
MEXICO (UMS) GLBL Coupon: 5.125 - 8.125% Maturity: 10/06/13 - 11/01/40	10,577,254.17	12,064,718.04	5.35%
REPUBLIC OF PHILIPPINES Coupon: 6.375 - 10.625% Maturity: 15/02/13 - 23/10/34	9,391,040.88	11,747,774.63	5.21%
RUSSIAN FEDERATION SR UNSECURED REGS 7.5 31/03/30	10,301,767.51	11,974,778.54	5.31%
US TREASURY REPO 0.22% 02/08/10	13,975,483.13	13,975,483.13	6.20%

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
AUD PORTFOLIO

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)
TO JULY 31, 2010 (expressed in AUD)

INVESTMENT INCOME

Interest income	71,429.06
Dividend income	16,390,131.01
	16,461,560.07

EXPENSES

Investment and sub-investment management fees	(1,999,411.62)
Unitholder service costs	(107,495.25)
Distribution expenses	(1,074,952.54)
Manager, Custodian and Administration fees	(322,485.75)
Professional fees	(64,814.81)
Trustee's fees	(21,567.55)
Registration fees and expenses	(33,688.56)
	(3,624,416.08)

NET INVESTMENT INCOME	12,837,143.99
-----------------------	---------------

Realized and unrealized gain/(loss) on investments and foreign
currency transactions

Net realized gain on investments	2,967,903.92
Net realized loss on foreign currency transactions	(2,836.10)
Net unrealized gain on investments	22,491,642.16
Net realized and unrealized gain on investments and foreign currency transactions	25,456,709.98

INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	38,293,853.97
--	---------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
AUD PORTFOLIO

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)
TO JULY 31, 2010 (expressed in AUD)

NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE PERIOD	-
Increase/(decrease) in net assets from operations	
Net investment income	12,837,143.99
Net realized gain on investments	2,967,903.92
Net realized loss on foreign currency transactions	(2,836.10)
Net unrealized gain on investments	22,491,642.16
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	38,293,853.97
Capital transactions	
Subscriptions (2,731,564 units)	286,192,809.40
Redemptions (749,146 units)	(82,149,201.18)
Dividends	(16,793,694.75)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF CAPITAL TRANSACTIONS	187,249,913.47
NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD	225,543,767.44

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
AUD PORTFOLIO

STATEMENT OF CASH FLOWS
FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)
TO JULY 31, 2010 (expressed in AUD)

Cash flows from operating activities:

Net increase in net assets as a result of operations	38,293,853.97
--	---------------

Adjustments to reconcile net increase in net assets from operations to
net cash used in operating activities:

Purchase of investments in securities, at cost	(244,042,200.00)
Proceeds from sale of investments	44,613,214.04
Net realized gain on investments	(2,967,903.92)
Net unrealized gain on investment	(22,491,642.16)
Net change in other assets	(69,068.61)
Net change in accrued liabilities	322,990.58
Net cash used in operating activities	(186,340,756.10)

Cash flows from financing activities:

Proceeds from subscription of units	284,650,331.64
Payments for redemptions of units	(81,321,601.66)
Dividends paid	(16,793,694.75)
Net cash provided by financing activities	186,535,035.23
Net increase in cash and cash equivalents	194,279.13

Beginning cash and cash equivalents balance	-
Ending cash and cash equivalents balance	194,279.13

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
ZAR PORTFOLIO

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT JULY 31, 2010 (expressed in ZAR)

ASSETS

Investments in securities at fair value (Note 3)	1,691,488,260.22
Cost: ZAR 1,523,074,037.16	
Cash at bank	55,850.74
Receivables from investments sold	10,525,000.00
Receivables from units subscribed	8,080,304.88
Other assets	461,946.18
Total Assets	1,710,611,362.02

LIABILITIES

Payables for units redeemed	18,619,190.37
Accrued liabilities (Note 6)	2,445,992.70
Total Liabilities	21,065,183.07

NET ASSETS	1,689,546,178.95
------------	------------------

Net assets comprised of

Unitholder's capital	1,542,625,951.99
Distributable earnings	146,920,226.96

UNITS OUTSTANDING	1,480,971
-------------------	-----------

NET ASSET VALUE PER UNIT	1,140.84
--------------------------	----------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

ZAR PORTFOLIO

CONDENSED SCHEDULE OF INVESTMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (expressed in ZAR)

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of net assets
INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE			
Cayman Islands			
PIMCO CAYMAN EMERGING BOND FUND B CLASS F (ZAR)	14,537,930.90	1,691,488,260.22	100.11%
		1,691,488,260.22	100.11%
TOTAL INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE (COST ZAR 1,523,074,037.16)		1,691,488,260.22	100.11%

ZAR Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund B Class F (ZAR) representing greater than 5% of ZAR Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of ZAR Portfolio's net assets
PIMCO Cayman Emerging Bond Fund (M)	18,505,750.82	1,614,187,753.63	95.54%

ZAR Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund (M) representing greater than 5% of ZAR Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Principal Amount	Fair value (Note 3)	% of ZAR Portfolio's net assets
REPUBLIC OF COLOMBIA Coupon: 2.23 - 10.75% Maturity: 01/23/12 - 01/18/41	96,214,829.28	115,073,635.02	6.81%
FIN FUT US CBT Coupon: 6% Maturity: 09/22/10 - 10/01/10	78,916,252.99	96,733,462.93	5.73%
REPUBLIC OF INDONESIA Coupon: 5.88 - 11.63% Maturity: 03/10/14 - 01/17/38	98,621,214.21	123,153,662.26	7.29%
MEXICO (UMS) GLBL Coupon: 5.125 - 8.125% Maturity: 10/06/13 - 11/01/40	79,305,226.36	90,457,804.96	5.35%
REPUBLIC OF PHILIPPINES Coupon: 6.375 - 10.625% Maturity: 15/02/13 - 23/10/34	70,411,338.40	88,081,453.93	5.21%
RUSSIAN FEDERATION SR UNSECURED REGS 7.5 31/03/30	77,239,706.19	89,783,464.34	5.31%
US TREASURY REPO 0.22% 02/08/10	104,784,175.05	104,784,175.05	6.20%

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
ZAR PORTFOLIO

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)
TO JULY 31, 2010 (expressed in ZAR)

INVESTMENT INCOME

Dividend income	164,524,157.77
	164,524,157.77

EXPENSES

Investment and sub-investment management fees	(14,570,435.48)
Unitholder service costs	(783,356.79)
Distribution expenses	(7,833,567.49)
Manager, Custodian and Administration fees	(2,350,070.28)
Professional fees	(434,596.54)
Trustee's fees	(157,560.24)
Registration fees and expenses	(225,326.35)
	(26,354,913.17)

NET INVESTMENT INCOME	138,169,244.60
-----------------------	----------------

Realized and unrealized gain/(loss) on investments and foreign
currency transactions

Net realized gain on investments	16,827,690.03
Net realized loss on foreign currency transactions	(3,386.63)
Net unrealized gain on investments	168,414,223.06
Net realized and unrealized gain on investments and foreign currency transactions	185,238,526.46

INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	323,407,771.06
--	----------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
ZAR PORTFOLIO

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)
TO JULY 31, 2010 (expressed in ZAR)

NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE PERIOD	-
Increase/(decrease) in net assets from operations	
Net investment income	138,169,244.60
Net realized gain on investments	16,827,690.03
Net realized loss on foreign currency transactions	(3,386.63)
Net unrealized gain on investments	168,414,223.06
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	323,407,771.06
Capital transactions	
Subscriptions (1,909,853 units)	2,016,759,091.75
Redemptions (428,882 units)	(474,133,139.76)
Dividends	(176,487,544.10)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF CAPITAL TRANSACTIONS	1,366,138,407.89
NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD	1,689,546,178.95

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
ZAR PORTFOLIO

STATEMENT OF CASH FLOWS
FOR THE PERIOD FROM JUNE 19, 2009 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)
TO JULY 31, 2010 (expressed in ZAR)

Cash flows from operating activities:

Net increase in net assets as a result of operations	323,407,771.06
--	----------------

Adjustments to reconcile net increase in net assets from operations to
net cash used in operating activities:

Purchase of investments in securities, at cost	(1,746,065,940.00)
Proceeds from sale of investments	229,294,592.87
Net realized gain on investments	(16,827,690.03)
Net unrealized gain on investment	(168,414,223.06)
Net change in other assets	(461,946.18)
Net change in accrued liabilities	2,445,992.70
Net cash used in operating activities	(1,376,621,442.64)

Cash flows from financing activities:

Proceeds from subscription of units	2,008,678,786.87
Payments for redemptions of units	(455,513,949.39)
Dividends paid	(176,487,544.10)
Net cash provided by financing activities	1,376,677,293.38
Net increase in cash and cash equivalents	55,850.74

Beginning cash and cash equivalents balance	-
Ending cash and cash equivalents balance	55,850.74

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT JULY 31, 2010 (expressed in USD)

ASSETS

Investments in securities at fair value (Note 3)	825,351,855.71
Cost: USD 765,875,825.87	
Cash at bank	1,349,554.54
Receivables from units subscribed	35,529,257.14
Total Assets	862,230,667.39

LIABILITIES

Payable for investments purchased	29,851,000.00
Payables for units redeemed	5,594,262.72
Accrued liabilities (Note 6)	1,061,090.99
Total Liabilities	36,506,353.71

NET ASSETS	825,724,313.68
------------	----------------

Net assets comprised of	
Unitholder's capital	770,263,520.00
Distributable earnings	55,460,793.68

UNITS OUTSTANDING	7,551,287
-------------------	-----------

NET ASSET VALUE PER UNIT	109.35
--------------------------	--------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

CONDENSED SCHEDULE OF INVESTMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (expressed in USD)

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of net assets
INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE			
Cayman Islands			
PIMCO CAYMAN EMERGING BOND FUND B CLASS D (BRL)	75,237,179.19	825,351,855.71	99.95%
		825,351,855.71	99.95%
TOTAL INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE (COST USD 765,875,825.87)		825,351,855.71	99.95%

USD (BRL-hedged) Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund B Class D (BRL) representing greater than 5% of USD (BRL-hedged) Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of USD (BRL-hedged) Portfolio's net assets
PIMCO Cayman Emerging Bond Fund (M)	65,910,755.12	787,633,523.24	95.39%

USD (BRL-hedged) Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund (M) representing greater than 5% of USD (BRL-hedged) Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Principal Amount	Fair value (Note 3)	% of USD (BRL-hedged) Portfolio's net assets
REPUBLIC OF COLOMBIA Coupon: 2.23 - 10.75% Maturity: 01/23/12 - 01/18/41	46,947,466.21	56,149,510.75	6.80%
FIN FUT US CBT Coupon: 6% Maturity: 09/22/10 - 10/01/10	38,506,726.54	47,200,530.47	5.72%
REPUBLIC OF INDONESIA Coupon: 5.88 - 11.63% Maturity: 03/10/14 - 01/17/38	48,121,647.73	60,092,113.04	7.28%
MEXICO (UMS) GLBL Coupon: 5.125 - 8.125% Maturity: 10/06/13 - 11/01/40	38,696,523.83	44,138,359.68	5.35%
REPUBLIC OF PHILIPPINES Coupon: 6.375 - 10.625% Maturity: 15/02/13 - 23/10/34	34,356,802.94	42,978,833.02	5.20%
RUSSIAN FEDERATION SR UNSECURED REGS 7.5 31/03/30	37,688,665.28	43,809,319.09	5.31%
US TREASURY REPO 0.22% 02/08/10	51,128,828.62	51,128,828.62	6.19%

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF OPERATIONS

FOR THE PERIOD FROM JANUARY 21, 2010 (COMMENCEMENT OF
OPERATIONS) TO JULY 31, 2010 (expressed in USD)

INVESTMENT INCOME

Dividend income	26,110,009.42
	26,110,009.42

EXPENSES

Investment and sub-investment management fees	(2,484,498.98)
Unitholder service costs	(133,575.22)
Distribution expenses	(1,335,752.12)
Manager, Custodian and Administration fees	(400,725.66)
Professional fees	(174,906.51)
Trustee's fees	(26,715.03)
	(4,556,173.52)

NET INVESTMENT INCOME	21,553,835.90
-----------------------	---------------

Realized and unrealized gain on investments and foreign currency transactions

Net realized gain on investments	889,311.82
Net realized gain on foreign currency transactions	328.16
Net unrealized gain on investments	59,476,029.84

Net realized and unrealized gain on investments and foreign currency transactions	60,365,669.82
---	---------------

INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	81,919,505.72
--	---------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE PERIOD FROM JANUARY 21, 2010 (COMMENCEMENT OF
OPERATIONS) TO JULY 31, 2010 (expressed in USD)

NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE PERIOD

Increase/(decrease) in net assets from operations

Net investment income	21,553,835.90
Net realized gain on investments	889,311.82
Net realized gain on foreign currency transactions	328.16
Net unrealized gain on investments	59,476,029.84

NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	81,919,505.72
--	---------------

Capital transactions

Subscriptions (8,261,430 units)	845,084,886.61
Redemptions (710,143 units)	(74,821,366.61)
Dividends	(26,458,712.04)

INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF CAPITAL TRANSACTIONS	743,804,807.96
--	----------------

NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD	825,724,313.68
-------------------------------------	----------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF CASH FLOWS

FOR THE PERIOD FROM JANUARY 21, 2010 (COMMENCEMENT OF
OPERATIONS) TO JULY 31, 2010 (expressed in USD)

Cash flows from operating activities:

Net increase in net assets as a result of operations	81,919,505.72
--	---------------

Adjustments to reconcile net increase in net assets from operations to
net cash used in operating activities:

Purchase of investments in securities, at cost	(760,960,500.00)
--	------------------

Proceeds from sale of investments	25,824,985.95
-----------------------------------	---------------

Net realized gain on investments	(889,311.82)
----------------------------------	--------------

Net unrealized gain on investment	(59,476,029.84)
-----------------------------------	-----------------

Net change in accrued liabilities	1,061,090.99
-----------------------------------	--------------

Net cash used in operating activities	(712,520,259.00)
---------------------------------------	------------------

Cash flows from financing activities:

Proceeds from subscription of units	809,555,629.47
-------------------------------------	----------------

Payments for redemptions of units	(69,227,103.89)
-----------------------------------	-----------------

Dividends paid	(26,458,712.04)
----------------	-----------------

Net cash provided by financing activities	713,869,813.54
---	----------------

Net increase in cash and cash equivalents	1,349,554.54
---	--------------

Beginning cash and cash equivalents balance	-
---	---

Ending cash and cash equivalents balance	1,349,554.54
--	--------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT JULY 31, 2010 (expressed in AUD)

ASSETS

Investments in securities at fair value (Note 3)	252,361,567.53
Cost: AUD 237,952,692.99	
Cash at bank	388,491.37
Receivables from investments sold	2,000.00
Receivables from units subscribed	5,782,090.32
Total Assets	258,534,149.22

LIABILITIES

Payable for investments purchased	4,612,000.00
Payables for units redeemed	1,147,574.90
Accrued liabilities (Note 6)	345,762.96
Total Liabilities	6,105,337.86

NET ASSETS 252,428,811.36

Net assets comprised of

Unitholder's capital	239,328,466.11
Distributable earnings	13,100,345.25

UNITS OUTSTANDING 2,308,487

NET ASSET VALUE PER UNIT 109.35

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

CONDENSED SCHEDULE OF INVESTMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (expressed in AUD)

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of net assets
INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE			
Cayman Islands			
PIMCO CAYMAN EMERGING BOND FUND B CLASS A (BRL)	22,962,835.99	252,361,567.53	99.97%
		252,361,567.53	99.97%
TOTAL INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE (COST AUD 237,952,692.99)		252,361,567.53	99.97%

AUD (BRL-hedged) Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund B Class A (BRL) representing greater than 5% of AUD (BRL-hedged) Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of AUD (BRL-hedged) Portfolio's net assets
PIMCO Cayman Emerging Bond Fund (M)	18,222,370.60	240,828,719.52	95.40%

AUD (BRL-hedged) Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund (M) representing greater than 5% of AUD (BRL-hedged) Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Principal Amount	Fair value (Note 3)	% of AUD (BRL-hedged) Portfolio's net assets
REPUBLIC OF COLOMBIA Coupon: 2.23 - 10.75% Maturity: 01/23/12 - 01/18/41	14,354,770.15	17,168,409.42	6.80%
FIN FUT US CBT Coupon: 6% Maturity: 09/22/10 - 10/01/10	11,773,909.29	14,432,147.69	5.72%
REPUBLIC OF INDONESIA Coupon: 5.88 - 11.63% Maturity: 03/10/14 - 01/17/38	14,713,790.72	18,373,908.97	7.28%
MEXICO (UMS) GLBL Coupon: 5.125 - 8.125% Maturity: 10/06/13 - 11/01/40	11,831,940.17	13,495,850.98	5.35%
REPUBLIC OF PHILIPPINES Coupon: 6.375 - 10.625% Maturity: 15/02/13 - 23/10/34	10,505,018.68	13,141,311.32	5.21%
RUSSIAN FEDERATION SR UNSECURED REGS 7.5 31/03/30	11,523,776.92	13,395,242.74	5.31%
US TREASURY REPO 0.22% 02/08/10	15,633,273.57	15,633,273.57	5.60%

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF OPERATIONS

FOR THE PERIOD FROM JANUARY 21, 2010 (COMMENCEMENT OF
OPERATIONS) TO JULY 31, 2010 (expressed in AUD)

INVESTMENT INCOME

Interest income	36,621.67
Dividend income	8,133,715.87
	8,170,337.54

EXPENSES

Investment and sub-investment management fees	(767,544.68)
Unitholder service costs	(41,265.83)
Distribution expenses	(412,658.41)
Manager, Custodian and Administration fees	(123,797.49)
Professional fees	(192,383.62)
Trustee's fees	(8,021.12)
	(1,545,671.15)

NET INVESTMENT INCOME	6,624,666.39
-----------------------	--------------

Realized and unrealized gain/(loss) on investments and foreign
currency transactions

Net realized gain on investments	140,624.70
Net realized loss on foreign currency transactions	(4,048.22)
Net unrealized gain on investments	14,408,874.54
Net realized and unrealized gain on investments and foreign currency transactions	14,545,451.02
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	21,170,117.41

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION
AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE PERIOD FROM JANUARY 21, 2010 (COMMENCEMENT OF
OPERATIONS) TO JULY 31, 2010 (expressed in AUD)

NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE PERIOD

Increase/(decrease) in net assets from operations

Net investment income	6,624,666.39
Net realized gain on investments	140,624.70
Net realized loss on foreign currency transactions	(4,048.22)
Net unrealized gain on investments	14,408,874.54

NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	21,170,117.41
--	---------------

Capital transactions

Subscriptions (2,434,638 units)	252,754,851.53
Redemptions (126,151 units)	(13,426,385.42)
Dividends	(8,069,772.16)

INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF CAPITAL TRANSACTIONS	231,258,693.95
--	----------------

NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD	252,428,811.36
-------------------------------------	----------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF CASH FLOWS

FOR THE PERIOD FROM JANUARY 21, 2010 (COMMENCEMENT OF
OPERATIONS) TO JULY 31, 2010 (expressed in AUD)

Cash flows from operating activities:

Net increase in net assets as a result of operations	21,170,117.41
--	---------------

Adjustments to reconcile net increase in net assets from operations to
net cash used in operating activities:

Purchase of investments in securities, at cost	(237,429,400.00)
--	------------------

Proceeds from sale of investments	4,227,331.71
-----------------------------------	--------------

Net realized gain on investments	(140,624.70)
----------------------------------	--------------

Net unrealized gain on investment	(14,408,874.54)
-----------------------------------	-----------------

Net change in accrued liabilities	345,762.96
-----------------------------------	------------

Net cash used in operating activities	(226,235,687.16)
---------------------------------------	------------------

Cash flows from financing activities:

Proceeds from subscription of units	246,972,761.21
-------------------------------------	----------------

Payments for redemptions of units	(12,278,810.52)
-----------------------------------	-----------------

Dividends paid	(8,069,772.16)
----------------	----------------

Net cash provided by financing activities	226,624,178.53
---	----------------

Net increase in cash and cash equivalents	388,491.37
---	------------

Beginning cash and cash equivalents balance	-
---	---

Ending cash and cash equivalents balance	388,491.37
--	------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010

NOTE 1 ORGANIZATION

Each portfolio presented in this report (each a "Fund" and collectively, the "Funds") is a sub-trust of EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION, an exempted trust established under the laws of the Cayman Islands by a trust deed dated April 28, 2009 between by CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited, as trustee (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Manager").

The Funds presented in this report are listed as follows:

- USD Portfolio, expressed in USD (launched on June 19, 2009),
- EUR Portfolio, expressed in EUR (launched on June 19, 2009),
- AUD Portfolio, expressed in AUD (launched on June 19, 2009),
- ZAR Portfolio, expressed in ZAR (launched on June 19, 2009),
- USD (BRL-hedged) Portfolio, expressed in USD (launched on January 21, 2010),
- AUD (BRL-hedged) Portfolio, expressed in AUD (launched on January 21, 2010).

The investment objective of each sub-trust is to seek the maximum total return, through investment in a particular Feeder Fund of the PIMCO Cayman Emerging Bond Fund (M) (the "Master Fund") by way of investments in the fixed income instruments of issuers that are economically tied to countries with emerging securities markets or derivatives of such securities. There is no guarantee that any such long term growth investment objective will be achieved. Each Fund invests solely in the following Feeder Funds (each a "Feeder Fund" and collectively the "Feeder Funds"):

- USD Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (USD)
- EUR Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (EUR)
- AUD Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (AUD)
- ZAR Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (ZAR)
- USD (BRL-hedged) Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class D (BRL)
- AUD (BRL-hedged) Portfolio- PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class A (BRL)

Each Feeder Fund invests substantially all its assets into the Master Fund. Refer to Note 4 for further details regarding the Master Fund.

Each Fund will be terminated on June 30, 2014, unless the Manager extends the duration at its discretion on consultation with the Trustee.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, which require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting period. Actual results could differ from the estimates included in the financial statements. The following is a summary of the Fund's significant accounting policies.

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in current and call accounts.

Investment Valuation

Investments in underlying funds are valued at fair value. In cases where the Funds could in the normal course of business redeem its underlying investment in investment companies and partnerships, such investments in underlying funds are generally valued at the net asset valuations provided by the administrators or managers of those underlying funds, unless the Manager determines that such a valuation would not be the most appropriate indicator of fair value. In cases where the Funds are unable to redeem their underlying investment, such investments in underlying funds are also valued at the net asset valuations provided by the administrators or managers of those investment entities, provided that the underlying funds have calculated their net asset valuations in accordance with accounting measurement principles applicable to investment companies. In all other instances, the Funds' investments in underlying funds are fair valued, normally based upon an appropriately determined discount to the net asset value of the underlying funds. Although the Funds believe that such carrying values are the best estimate of fair value, there is a possibility that such valuations may differ significantly from the values that would have been used had ready markets existed, and the difference could be material.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

Investment Transactions and Related Investment Income

Investment transactions are accounted for on the trade-date basis and presented using fund of fund accounting and disclosure guidance. Interest is recorded on the accrual basis. Realized gains and losses from private investment funds are determined using the first-in, first-out method and are reflected in the statement of operations. Changes in unrealized appreciation or depreciation on investments are recognized in the statement of operations. Dividend income is recognized on an ex-dividend basis.

Foreign Currency Translation

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing on the date of the transaction. Exchange gains or losses are included in statement of operations.

The Funds do not isolate that portion of gain and losses on underlying funds which is due to changes in foreign exchange rates from that which is due to changes in market prices of the investments. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gain and loss on investments in the statement of operations.

Expenses

Expenses are recorded on an accrual basis.

Taxation

Under Cayman Islands law, there are no income, withholding, or capital gains taxes payable by the Funds. Generally, the Funds intend to conduct its affairs so as not to be liable to taxation in any other jurisdiction. The Fund is registered as an exempted trust under the laws of the Cayman Islands. In other jurisdictions, foreign tax may be withheld at the source on dividend and interest received by the Funds at various rates.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

The authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board- Accounting Standards Codification 740) requires management to determine whether a tax position of the Funds is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has determined that there was no effect on the financial statements from this authoritative guidance.

Use of Estimates

The preparation of financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from those estimates.

Receivables from investments sold and Payables for investments purchased

Receivables from investments sold represents redemptions from underlying funds that had been recorded prior to July 31, 2010 for which cash proceeds had not been received, and redemption holdback amounts for which cash proceeds are withheld until completion of the underlying fund's annual audit. Payables for investments purchased represents subscriptions to underlying funds that had been recorded prior to July 31, 2010 for which cash proceeds had not been paid.

NOTE 3 FAIR VALUE MEASUREMENTS

ASC 820, "Fair Value Measurements" establishes a fair value hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure fair value. The hierarchy gives the highest priority to unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (level 1 measurements) and the lowest priority to unobservable inputs (level 3 measurements). The three levels of the fair value hierarchy under ASC 820 are as follows:

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

- Level 1: Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Fund has the ability to access at the measurement date;
- Level 2: Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3: Inputs that are unobservable.

Inputs broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. The Funds generally use the net asset valuations provided by the administrators or managers as the primary input to its valuation; however adjustments to the reported capital balance may be made based on various factors, including, but not limited to, the attributes of the interest held, including the rights and obligations, and any restrictions or illiquidity on such interests, and the fair value of the such fund's investment portfolio or other assets and liabilities.

An individual fund's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Funds. The Funds consider observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, provided by multiple, independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a fund within the hierarchy is based upon the pricing transparency of that fund and does not necessarily correspond to the Funds' perceived risk of that fund.

Underlying funds are generally open-end funds as they typically offer subscription and redemption options to investors. The frequency of such subscriptions or redemptions is dictated by such fund's governing documents. The amount of liquidity provided to investors in a particular fund is generally consistent with the liquidity and risk associated with the underlying portfolio (i.e., the more liquid the investments in the portfolio, the greater the liquidity provided to the investors). Liquidity of individual hedge funds varies based on various factors and may include "gates", "holdbacks" and "side pockets" imposed by the manager of the underlying fund, as well as redemption fees which may also apply.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

Underlying funds may be classified as Level 2 when market information (observable net asset values) is available, yet the investment is not traded in an active market and/or the investment is subject to transfer restrictions, or the valuation is adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability. Market information, including observable net asset values, subscription and redemption activity at the underlying fund, and the length of time until the investment will become redeemable is considered when determining the proper categorization of the investment's fair value measurement within the fair valuation hierarchy. Other funds that have observable market inputs (published net asset values) and that the Fund has the ability to redeem from within the near term are classified in the fair value hierarchy as Level 2.

The Funds' investments in underlying funds that have unobservable inputs or from which the Funds do not have the ability to redeem within the near term are classified in the fair value hierarchy as Level 3. When observable prices are not available for these securities, the Funds use the market approach, as defined in the authoritative guidance on fair value measurements, to evaluate the fair value of such Level 3 instruments.

In the cases of a holdback, the Funds consider the significance of the holdback, its impact on the overall valuation and the associated risk that the holdback amount will not be fully realized based on a prior history of adjustments to the initially reported NAV. If the holdback is significant, then the interest is generally classified as level 3.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

If the interest in any "side pocket" (that is, a portion of the underlying investment portfolio segregated from other investments of such portfolio for the purposes of allocating gains and losses) is divisible from the interest in the fund (e.g. a separate class of shares), which may be the case if the underlying fund is a unitized corporation, the Funds consider the attributes and characteristics of the side pocket, which typically has less liquidity and limited redemption rights, if any, separately from those of the hedge fund in determining the proper valuation and the level within the valuation hierarchy. Generally, side pockets are illiquid with no active market. Accordingly, side pocket interests are generally valued using unobservable (i.e. level 3) inputs. When the underlying fund and side pocket interests are not divisible (e.g., a partnership structure), the Funds consider the significance of the unobservable value of the side pocket on the total investment in the underlying fund in determining the classification of the interest in the underlying fund within the hierarchy. If the side pocket exposure is deemed to be significant to the interest as a whole, and that side pocket investment was derived using unobservable inputs, the entire investment in the underlying fund partnership is classified as level 3.

Assumptions used by the Funds due to the lack of observable inputs may significantly impact the resulting fair value and therefore the Funds' results of operations.

The following table summarizes the valuation of the Fund's investments by the above fair value hierarchy levels as at July 31, 2010:

USD PORTFOLIO

Assets		Level 1	Level 2	Level 3	Balance as at July 31, 2010
Investment Funds	USD	-	215,084,550.28	-	215,084,550.28
Total assets	USD	-	215,084,550.28	-	215,084,550.28

EUR PORTFOLIO

Assets		Level 1	Level 2	Level 3	Balance as at July 31, 2010
Investment Funds	EUR	-	24,405,143.49	-	24,405,143.49
Total assets	EUR	-	24,405,143.49	-	24,405,143.49

AUD PORTFOLIO

Assets		Level 1	Level 2	Level 3	Balance as at July 31, 2010
Investment Funds	AUD	-	225,600,532.04	-	225,600,532.04
Total assets	AUD	-	225,600,532.04	-	225,600,532.04

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

ZAR PORTFOLIO

Assets		Level 1	Level 2	Level 3	Balance as at July 31, 2010
Investment Funds	ZAR	-	1,691,488,260.22	-	1,691,488,260.22
Total assets	ZAR	-	1,691,488,260.22	-	1,691,488,260.22

USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

Assets		Level 1	Level 2	Level 3	Balance as at July 31, 2010
Investment Funds	USD	-	825,351,855.71	-	825,351,855.71
Total assets	USD	-	825,351,855.71	-	825,351,855.71

AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

Assets		Level 1	Level 2	Level 3	Balance as at July 31, 2010
Investment Funds	AUD	-	252,361,567.53	-	252,361,567.53
Total assets	AUD	-	252,361,567.53	-	252,361,567.53

NOTE 4 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS

The Funds' investment portfolio at July 31, 2010 represents investments in the Feeder Funds which have been fair valued in accordance with the policies set out in Note 2 above. Since the shares of the Feeder Funds are not publicly traded, the Funds' ability to liquidate these investments will be subject to redemption restrictions provided for in the offering documents of the Feeder Funds and related subscription agreements entered into by the Funds. The Funds are able to redeem from the Feeder Funds on a daily basis. In addition, the Funds may be materially affected by the actions of other investors who have invested in the Feeder Funds and Master Fund.

A portion of the securities held by the Master Fund may be illiquid. The ultimate amounts realized by the Master Fund from these illiquid positions may differ from the carrying amounts recorded at July 31, 2010 and the differences could be material. In addition, the level of illiquid positions in the Master Fund may impact the ability of the Funds to effectuate redemptions from the Feeder Funds in the ordinary course of business.

At July 31, 2010, each Fund invested solely in the Feeder Funds. The Feeder Funds invest substantially all their assets into the Master Fund.

The investment objective and strategy, liquidity terms and other investment terms for the Feeder Funds and Master Fund, as applicable, are as follows:

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

Incorporation and principle activities:

The Master Fund is a series trust of the PIMCO Cayman Trust, a unit trust established under the laws of the Cayman Islands. Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, a trust company incorporated in 1985 under the laws of the Cayman Islands is the trustee and Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO") is the investment adviser.

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (USD):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may not hedge currency exposure.

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (EUR):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of EUR versus US dollar in order to reduce the risk of loss. The Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% hedged to the EUR. There can be no assurance that the classes will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (AUD):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of AUD versus US dollar in order to reduce the risk of loss. The Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% hedged to the AUD. There can be no assurance that the classes will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (ZAR):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of ZAR versus US dollar in order to reduce the risk of loss. The Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% hedged to the ZAR. There can be no assurance that the classes will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class D (BRL):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of the Brazilian Real (the "BRL") versus US dollar. In this context, BRL is referred to as a "Hedging Reference Currency" of the Sub-Trust. For that purpose, the Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% exposed to the BRL. Therefore the USD (BRL-hedged) Portfolio will seek to reflect the currency exposure of the fluctuations of the BRL versus US dollar. There can be no assurance that the Feeder Fund will be hedged at all times, that PIMCO will be successful at employing the hedge, or that the USD (BRL-hedged) Portfolio will have such an exposure at all times.

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class A (BRL):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of the Brazilian Real (the "BRL") versus the US dollar. In this context, BRL is referred to as a "Hedging Reference Currency" of the Sub-Trust. For that purpose, the Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% exposed to the BRL. Therefore the AUD (BRL-hedged) Portfolio will seek to reflect the currency exposure of the fluctuations of the BRL versus Australian dollar. There can be no assurance that the Feeder Fund will be hedged at all times, that PIMCO will be successful at employing the hedge, or that the AUD (BRL-hedged) Portfolio will have such an exposure at all times.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

Investment objective and strategy - Master Fund:

The investment objective of the Master Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The benchmark index of the Master Fund is the JPMorgan Emerging Markets Bond Index Global Diversified. The Master Fund seeks to achieve its investment objective by investing under normal circumstances at least 80% of its net assets in fixed income instruments of issuers that are economically tied to countries with emerging securities markets or related derivatives on such securities. PIMCO has broad discretion to identify and invest in countries that it considers to qualify as emerging securities markets. However, the investment adviser generally considers an emerging securities market to be one located in any country that is defined as an emerging or developing economy by the World Bank or its related organizations or the United Nations or its authorities.

The fixed income instruments in which the Master Fund invests includes, among other securities:

- securities issued or guaranteed by governments, their agencies, authorities or subdivisions, and government-sponsored enterprises;
- commercial paper;
- inflation-indexed bonds issued by governments;
- bank certificates of deposit, fixed time deposits and bankers' acceptances;
- repurchase agreements and reverse repurchase agreements; and
- obligations of international agencies or supranational entities.

The Master Fund invests without limit in securities denominated in non-U.S. currencies and securities of non-U.S. issuers; provided that, the Master Fund may invest no more than 5% of its total assets in the local currency denominated bonds of any country with developing (or "emerging market") economies.

The Master Fund will normally seek to hedge its non-U.S. dollar exposure to the U.S. dollar to reduce the risk of loss due to fluctuations in exchange rates. There can be no assurance that the Master Fund will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

It is anticipated that the average portfolio duration of the Master Fund will normally vary within a three-to-eight year time frame based on PIMCO's forecast for interest rates. The Master Fund intends to invest only in securities that are rated at least Caa by Moody's Investors Service, Inc., or equivalently rated by Standard and Poor's Ratings Service or Fitch Ratings or another nationally recognized statistical rating organization, or if unrated, determined by PIMCO to be of comparable quality. The Master Fund intends to maintain a minimum average credit quality of B. The Master Fund is not required to sell a security in the event such security is downgraded below the minimum investment quality outlined above, provided that such security met the Master Fund's minimum quality standard at the time of purchase.

The Master Fund may, but is not required to, invest in derivative instruments, such as options contracts, futures contracts, options on futures contracts, swap agreements (including, but not limited to, long and short credit default swaps and forward swap spread locks), and options on swap agreements; provided that, the Master Fund may not invest in non-U.S. dollar denominated interest rate swaps, and further provided that, under normal circumstances, the Master Fund may only invest up to 10% of its net assets in credit default swaps. The Master Fund may lend its portfolio securities to brokers, dealers and other financial institutions to earn income. The Master Fund may seek to obtain market exposure to the instruments in which it primarily invests by entering into a series of purchase and sale contracts or by using other investment techniques (such as buy backs or dollar rolls).

Liquidity terms:

Units of the Feeder Funds and Master Fund may be repurchased daily, which is each day that the New York Stock Exchange is open for trading.

Distributions:

The Master Fund and Feeder Funds intend to declare and pay dividends on a monthly basis. Distributions may be declared and distributed only upon the authorization of PIMCO and such authorization may be withheld at PIMCO's discretion.

NOTE 5 UNIT CAPITAL

As of July 31, 2010, each Fund had only one unitholder, Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities, Co., Ltd., a related party to the Manager.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

Subscriptions of units

USD Portfolio:

The Issue Price for the initial issue of Units is USD 100 per Unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of USD 100.

EUR Portfolio:

The Issue Price for the initial issue of Units is EUR 100 per Unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of EUR 100.

AUD Portfolio:

The Issue Price for the initial issue of Units is AUD 100 per Unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of AUD 100.

ZAR Portfolio:

The Issue Price for the initial issue of Units is ZAR 1,000 per Unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of ZAR 1,000.

USD (BRL-hedged) Portfolio:

The Issue Price for the initial issue of Units is USD 100 per Unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of USD 100.

AUD (BRL-hedged) Portfolio:

The Issue Price for the initial issue of Units is AUD 100 per Unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of AUD 100.

Redemptions of units

Unitholders may request the repurchase of their units on any dealing day, which is generally every business day.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

The Repurchase Price is the net asset value per unit of the relevant Fund less any third party charges or withholding taxes if applicable calculated on the applicable valuation day, which is generally the business day following the dealing day.

Distributions to Unitholders

The Manager may, at its discretion, declare distributions on the 20th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the next following Business Day) out of net investment income, net realised and unrealised capital gains and capital available for distribution.

Distributions shall be made to Unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

NOTE 6 ACCRUED LIABILITIES

	USD Portfolio	EUR Portfolio	AUD Portfolio
	USD	EUR	AUD
Trustee's fees	1,869.39	683.55	1,877.72
Administration and custodian fees	28,040.92	2,952.85	28,165.64
Distributor fees	93,469.80	9,842.81	93,885.53
Investment and sub-investment management fees	173,853.81	18,307.55	174,626.99
Agent member company fees	9,346.97	984.27	9,388.55
Audit fees	10,444.80	7,499.04	12,985.75
Other fees	1,663.95	1,191.36	2,060.40
TOTAL	318,689.64	41,461.43	322,990.58

	ZAR Portfolio	USD (BRL-hedged) Portfolio	AUD (BRL-hedged) Portfolio
	ZAR	USD	AUD
Trustee's fees	14,315.90	6,416.40	2,049.55
Administration and custodian fees	214,738.15	96,246.20	30,743.42
Distributor fees	715,793.71	320,820.60	102,478.18
Investment and sub-investment management fees	1,331,376.24	596,726.36	190,609.44
Agent member company fees	71,579.42	32,082.07	10,247.81
Audit fees	84,713.04	7,057.92	7,749.12
Other fees	13,476.24	1,741.44	1,885.44
TOTAL	2,445,992.70	1,061,090.99	345,762.96

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

NOTE 7 INVESTMENT MANAGER'S FEE

The Investment Manager's fee applicable to each Fund is 0.34% per annum of the Net Asset Value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 8 SUB-INVESTMENT MANAGER'S FEE

The Sub-Investment Manager fee applicable to each Fund is 0.59% per annum of the Net Asset Value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 9 TRUSTEE'S FEES

The Trustee is entitled to receive for its own account the amount of the Trustee's Fees. Such fees accrue daily and are payable quarterly in arrears. The Trustee's Fees applicable to each Fund are 0.01% of the Net Asset Value of such Fund, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum per Fund. In addition, the Trustee is entitled to receive from each Fund certain transaction fees and all out-of-pocket expenses and disbursements incurred in the administration of each Fund.

NOTE 10 MANAGER, CUSTODIAN AND ADMINISTRATION FEES

The Manager, Custodian and Administrator fees accrue daily and are payable quarterly in arrears. These fees applicable to each Fund are 0.15% of the Net Asset Value of the Fund. In addition, the Manager, Custodian or Administrator, as the case may be, is entitled to receive from each Fund certain transaction fees and all out-of-pocket expenses and disbursements incurred in the administration of each Fund.

NOTE 11 DISTRIBUTION FEES

The Distributor fee applicable to each Fund is 0.50% of the Net Asset Value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

The Agent company fee applicable to each Fund is 0.05% of the Net Asset Value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

NOTE 12 EXCHANGE RATES

Applicable currency exchange rates as at July 31, 2010 are as follows:

1 USD=	1.104667	AUD
1 USD=	0.767578	EUR
1 USD=	7.303802	ZAR

NOTE 13 FINANCIAL HIGHLIGHTS

Financial highlights for the period from the date of commencement of operations to July 31, 2010 are as follows:

	USD Portfolio ⁽¹⁾	EUR Portfolio ⁽¹⁾	AUD Portfolio ⁽¹⁾	ZAR Portfolio ⁽¹⁾	USD (BRL-hedged) Portfolio ⁽²⁾	AUD (BRL-hedged) Portfolio ⁽²⁾
NAV at beginning of the period	100.00	100.00	100.00	1,000.00	100.00	100.00
Income from investment operations:						
Net investment income ⁽³⁾	4.25	3.55	7.27	108.14	4.45	4.55
Net realized and unrealized gains/loss	17.59	17.48	16.02	170.83	10.37	10.34
Total gain from operations	21.84	21.03	23.29	278.97	14.82	14.89
Less distributions	-7.16	-7.67	-9.52	-138.13	-5.47	-5.54
NAV at the end of the period	114.68	113.36	113.77	1,140.84	109.35	109.35
Total return before performance fee	21.75%	20.12%	23.52%	28.20%	14.39%	14.28%
Performance fee	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
Total return after performance fee (not annualized)	21.75%	20.12%	23.52%	28.20%	14.39%	14.28%
Ratios to average net assets (not annualized):						
Operating expenses	1.88%	2.40%	1.89%	1.88%	0.91%	1.00%
Total expenses	1.88%	2.40%	1.89%	1.88%	0.91%	1.00%
Net investment Income	3.87%	3.24%	6.68%	9.87%	4.28%	4.27%

(1) : Date of commencement of operation: June 19, 2009

(2) : Date of commencement of operation: January 21, 2010

(3) : Calculated using average units outstanding during the period.

NOTE 14 COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

In the normal course of business, the Trustee on behalf of the Funds enters into contracts that contain a variety of warranties and which provide general indemnifications. The Trustee's maximum exposure in its capacity as Trustee of the Funds, under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be made against the Trustee that have not yet occurred. However, based on experience, management expects the risk of loss to be remote.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

NOTE 15 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS

The Funds' investment activities expose it to the various types and degrees of risk, which are associated with the financial instruments, and markets in which they invest.

Credit risk:

Financial assets which potentially expose the Funds to credit risk consist principally of cash. The Fund's cash is placed with Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. The Funds are subject to credit risk should the Feeder Funds or Master Fund be unable to fulfill their obligations. The Funds are also indirectly exposed to credit risk associated with the financial assets of the Master Fund. The Master Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Master Fund, and as a result the Funds, could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a derivative contract, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations.

Market, concentration and liquidity risk:

The Funds' activities expose it to financial market fluctuations. The Funds' exposure to market risk either directly or via the positions taken by the Master Fund, is determined by a number of factors, including currency exchange rates and market volatility. The investment activity of the Master Fund may result in the Funds being exposed to significant concentration of investments in markets and/or individual investments which may be both volatile and illiquid. Investments that the Funds make could also be subject to specific restrictions on transferability and disposal. Consequently, risks exist that the Funds might not be able to readily dispose of its holdings in such investments when it chooses and also that the price attained on a disposal is below the amount at which such investments are included in the Funds' statement of assets and liabilities.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by the Master Fund are likely to decrease. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

The Master Fund holds foreign currencies and invests in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, and derivatives that provide exposure to foreign currencies and is subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Master Fund, or, in the case of hedging positions, that the Master Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons. As a result, the Master Fund's investments in foreign currency denominated securities may reduce the returns of the Master Fund, and as a result, the returns of the Funds.

Business and Regulatory Risks of Hedge Funds:

Legal, tax and regulatory changes could occur during the term of the Funds that may adversely affect the Funds. The regulatory environment for hedge funds is evolving, and changes in the regulation of hedge funds may adversely affect the value of investments held by the Funds and the ability of the Funds to obtain the leverage they might otherwise obtain or to pursue its trading strategies. In addition, securities and futures markets are subject to comprehensive statutes, regulations and margin requirements. Regulators and self-regulatory organizations and exchanges are authorized to take extraordinary actions in the event of market emergencies. The regulation of derivative transactions and short selling and funds that engage in such transactions is an evolving area of law and is subject to modification by government and judicial actions. The effect of any future regulatory change on the Funds could be substantial and adverse.

Foreign Currency Contracts:

The Feeder Funds and Master Fund enter into foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities and to hedge the currency exposure associated with some or all of their securities as a part of the investment strategy, or in connection with a hedged class, to leave such hedged class with an exposure to currencies other than the functional currency. There can be no guarantee that these class specific foreign currency contracts will be successful.

Forward currency contracts are agreements for delayed delivery of specific currencies and commodities in which the seller agrees to make delivery at a specified future date of specified currencies. Risks associated with forward currency and commodities contracts are the inability of counterparties to meet the terms of their contracts and movements in fair value and exchange rates.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

Futures Contracts:

The Master Fund enters into futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates, or currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by the Master Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market.

Credit Default Swaps:

The Master Fund enters into credit default swaps. The buyer of a credit default swap is generally obligated to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation. Generally, a credit event for corporate or sovereign reference obligations means bankruptcy, failure to pay, obligation acceleration, repudiation/moratorium or restructuring. For credit default swaps on asset-backed securities, a credit event may be triggered by events such as failure to pay principal, maturity extension, rating downgrade or write-down. If a credit event occurs, the seller typically must pay the contingent payment to the buyer, which is typically the par value (full notional value) of the reference obligation, though the actual payment may be mitigated by terms of the ISDA, allowing for netting arrangements and collateral. After a credit event occurs, this amount may be reduced by anticipated recovery rates, segregated collateral and netting arrangements that may incorporate multiple transactions with a given counterparty.

The contingent payment may be a cash settlement or a physical delivery of the reference obligation in return for payment of the face amount of the obligation. If the Master Fund is a buyer and no credit event occurs, the Master Fund may lose its investment and recover nothing. However, if a credit event occurs, the buyer typically receives full notional value for a reference obligation that may have little or no value. As a seller, the Master Fund receives a fixed rate of income throughout the term of the contract, which typically is between one month and five years, provided that no credit event occurs. If a credit event occurs, the seller may pay the buyer the full notional value of the reference obligation.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2010 (continued)

Credit default swaps involve greater risks than if the Master Fund had invested in the reference obligation directly. In addition to general market risks, credit default swaps are subject to liquidity risk and counterparty credit risk. The Master Fund enters into credit default swaps with counterparties meeting defined criteria for financial strength. A buyer also may lose its investment and recover nothing should a credit event not occur. If a credit event did occur, the value of the reference obligation received by the seller, coupled with the periodic payments previously received, may be less than the full notional value it pays to the buyer, resulting in a loss of value.

NOTE 16 SUBSEQUENT EVENTS

Management have performed a subsequent events review from August 1, 2010 through to January 17, 2011, being the date that the financial statements were approved by the Trustee and available to be issued. Management concluded that there were no material subsequent events which required additional disclosure in these financial statements.

<参考>

当ファンドは、ピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドAまたはピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBを通じてピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）に投資します。資産負債計算書の資産の部に計上された投資有価証券は、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドAまたはピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBの受益証券です。

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）の状況は次の通りです。

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）の状況

同投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された外国投資信託です。同投資信託は、2010年2月28日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立監査法人により財務書類の監査を受けております。同投資信託の資産負債計算書および投資有価証券明細表等は、ピムコジャパンリミテッドより入手した原文を管理会社が抜粋したものが翻訳されております。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

資産負債計算書

2010年2月28日現在

	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）	
	千米ドル	百万円
	（受益証券1口当たりの金額を除く）	（受益証券1口当たりの金額を除く）
資産：		
投資（時価評価額）	3,813,913	321,398
現先取引契約（時価評価額）	20,300	1,711
現金	0	0
外貨（時価評価額）	301	25
取引先預け金	39	3
投資売却未収金	161,716	13,628
クロスカレンシー・スワップ取引に係る未収金	0	0
ファンド受益証券販売未収金	92,359	7,783
未収利息および配当金	70,814	5,967
未収変動証拠金	143	12
支払スワップ・プレミアム	15,207	1,281
外国為替契約に係る未実現評価益	2,751	232
スワップ契約に係る未実現評価益	2,342	197
	4,179,885	352,239
負債：		
投資購入未払金	240,979	20,307
遅延引渡基準による投資購入未払金	12,096	1,019
逆現先取引契約に係る未払金	5,213	439
クロスカレンシー・スワップ取引に係る未払金	0	0
取引相手からの預り金	16,880	1,422
保管会社に対する借越	0	0
引受オプション残高	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	28,548	2,406
未払投資顧問報酬	0	0
未払事務管理報酬	0	0
未払変動証拠金	0	0
受取スワップ・プレミアム	887	75
外国為替契約に係る未実現評価損	702	59
スワップ契約に係る未実現評価損	9	1
その他の負債	0	0
	305,314	25,729
純資産	3,874,571	326,510

ピムコ ケイマン
エマージング ボンド ファンド（Ｍ）

	千米ドル (受益証券１口当 りの金額を除く)	百万円 (受益証券１口当 りの金額を除く)
純資産の内訳：	3,652,012	307,755
払込資本金	9,340	787
未分配（超過分配）投資純利益	27,582	2,324
累積未分配実現純利益（損失）	185,637	15,644
未実現純評価益（損）	3,874,571	326,510
発行済受益証券口数：	341,673千口	341,673千口
受益証券１口当たり純資産価額および買戻価格 （発行済受益証券１口当たり純資産）		
（機能通貨による表示）	11.34ドル	956円
（報告通貨による表示）	該当なし	該当なし
保有投資原価	3,640,174	306,757
保有現先取引契約原価	20,300	1,711
保有外貨原価	289	24
引受オプションに係る受領プレミアム	0	0

千未満の数値は四捨五入により残高が０と表示されることがある。

添付の注記参照

[次へ](#)

投資有価証券明細表

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（Ｍ）

（2010年2月28日現在）

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
BRAZIL 12.5%		
Banco do Brasil S.A.		
4.500% due 01/22/2015	\$ 10,000	\$ 10,255
6.000% due 01/22/2020	22,300	22,497
Banco Nacional de Desenvolvimento Economico e Social		
6.369% due 06/16/2018	17,930	18,961
6.500% due 06/10/2019	32,410	34,395
Brazil Government International Bond		
5.875% due 01/15/2019	30,330	32,832
6.000% due 01/17/2017	30,100	32,989
7.875% due 03/07/2015	88,000	104,280
8.000% due 01/15/2018	79,733	93,288
8.250% due 01/20/2034	2,000	2,510
8.875% due 10/14/2019	12,700	16,415
8.875% due 04/15/2024	8,000	10,448
10.125% due 05/15/2027	4,400	6,358
11.000% due 08/17/2040	8,100	10,915
Centrais Eletricas Brasileiras S.A.		
6.875% due 07/30/2019	6,650	7,082
Petrobras International Finance Co.		
7.875% due 03/15/2019	69,650	80,561
Total Brazil		483,786
(Cost \$467,419)		
CHILE 0.6%		
Corp. Nacional del Cobre de Chile - CODELCO		
5.625% due 09/21/2035	2,100	1,987
7.500% due 01/15/2019	16,500	19,800
Total Chile		21,787
(Cost \$20,216)		
CHINA 0.2%		
Export-Import Bank of China		
5.250% due 07/29/2014	7,000	7,593
Total China		7,593
(Cost \$7,406)		
COLOMBIA 7.3%		
Colombia Government International Bond		
2.056% due 11/16/2015	27,700	27,935
6.125% due 01/18/2041	2,100	1,974
7.375% due 01/27/2017	28,000	32,270
7.375% due 03/18/2019	81,500	93,725
7.375% due 09/18/2037	26,200	28,624
8.125% due 05/21/2024	18,800	22,513
8.250% due 12/22/2014	2,000	2,360
10.000% due 01/23/2012	20,000	22,900
10.375% due 01/28/2033	8,430	11,858
10.750% due 01/15/2013	11,495	13,938
Ecopetrol S.A.		
7.625% due 07/23/2019	21,190	23,415
Total Colombia		281,512
(Cost \$271,776)		
EGYPT 0.2%		
Petroleum Export Ltd.		
5.265% due 06/15/2011	6,348	6,300
Petroleum Export Ltd. II		
6.340% due 06/20/2011	1,809	1,786
Total Egypt		8,086
(Cost \$7,880)		

See accompanying notes

額面金額
(単位：千)

時価
(単位：千)

EL SALVADOR 1.2%			
El Salvador Government International Bond			
7.375% due 12/01/2019	\$	17,600	\$ 18,568
7.650% due 06/15/2035		8,000	8,160
8.250% due 04/10/2032		6,000	6,510
8.500% due 07/25/2011		11,730	12,610
Total El Salvador			45,848
(Cost \$44,808)			
GABON 0.2%			
Gabon Government International Bond			
8.200% due 12/12/2017		7,670	8,240
Total Gabon			8,240
(Cost \$7,684)			
INDIA 0.5%			
Indian Oil Corp. Ltd.			
4.750% due 01/22/2015		18,300	18,638
Total India			18,638
(Cost \$18,245)			
INDONESIA 9.2%			
Indonesia Government International Bond			
5.875% due 03/13/2020		20,000	20,775
6.625% due 02/17/2037		14,130	13,906
6.750% due 03/10/2014		18,020	19,882
6.875% due 03/09/2017		13,000	14,324
6.875% due 01/17/2018		31,780	35,411
7.250% due 04/20/2015		8,000	9,031
7.500% due 01/15/2016		13,000	14,804
7.750% due 01/17/2038		18,100	20,317
8.500% due 10/12/2035		14,620	17,727
10.375% due 05/04/2014		42,500	53,444
11.625% due 03/04/2019		72,400	104,256
Majapahit Holding BV			
7.250% due 10/17/2011		5,150	5,434
7.250% due 06/28/2017		18,300	18,876
7.750% due 10/17/2016		6,050	6,469
7.875% due 06/29/2037		1,000	975
8.000% due 08/07/2019		200	213
Total Indonesia			355,844
(Cost \$330,391)			
IRELAND 0.2%			
TransCapitalInvest Ltd. for OJSC AK Transneft			
5.670% due 03/05/2014		7,000	7,164
Total Ireland			7,164
(Cost \$6,290)			
ISRAEL 0.1%			
Israel Government AID Bond			
5.500% due 04/26/2024		5,170	5,754
Total Israel			5,754
(Cost \$5,699)			
KAZAKHSTAN 0.5%			
Intergas Finance BV			
6.375% due 05/14/2017		16,900	16,858
6.875% due 11/04/2011		1,800	1,872
Total Kazakhstan			18,730
(Cost \$16,093)			
MALAYSIA 0.9%			
Penerbangan Malaysia Bhd.			
5.625% due 03/15/2016		10,000	10,891
Petroliam Nasional Bhd.			
7.625% due 10/15/2026		2,300	2,761

See accompanying notes

額面金額
(単位：千)

時価
(単位：千)

Petronas Capital Ltd.			
5.250% due 08/12/2019	\$	400	\$ 408
7.875% due 05/22/2022		18,600	22,359
Total Malaysia			36,419
(Cost \$34,858)			
MEXICO 11.2%			
Mexico Government International Bond			
5.375% due 06/10/2013	EUR	10,000	14,698
5.500% due 02/17/2020		13,000	18,584
5.625% due 01/15/2017	\$	38,850	41,375
5.875% due 01/15/2014 (a)		5,000	5,545
5.875% due 02/17/2014		21,000	23,520
5.950% due 03/19/2019		82,150	88,311
6.050% due 01/11/2040		3,600	3,564
6.625% due 03/03/2015		56,000	63,280
6.750% due 09/27/2034		7,730	8,329
7.500% due 04/08/2033		3,500	4,077
7.750% due 12/14/2017	MXN	475,380	37,781
8.125% due 12/30/2019	\$	5,000	6,213
Pemex Project Funding Master Trust			
0.852% due 12/03/2012		4,900	4,851
5.500% due 02/24/2025	EUR	7,000	8,944
5.750% due 03/01/2018	\$	27,770	28,258
6.625% due 06/15/2035		17,750	16,966
6.625% due 06/15/2038		7,000	6,583
8.625% due 02/01/2022		4,580	5,241
Petroleos Mexicanos			
8.000% due 05/03/2019		40,850	47,590
Total Mexico			433,710
(Cost \$420,142)			
NETHERLANDS 0.0%			
Intergas Finance BV			
6.875% due 11/04/2011		2,000	2,080
Total Netherlands			2,080
(Cost \$1,895)			
PANAMA 5.1%			
Panama Government International Bond			
6.700% due 01/26/2036		4,000	4,270
7.125% due 01/29/2026		8,697	9,784
7.250% due 03/15/2015		82,233	94,773
8.125% due 04/28/2034		5,000	6,125
8.875% due 09/30/2027		19,570	25,147
9.375% due 07/23/2012		4,610	5,394
9.375% due 01/16/2023		4,200	5,481
9.375% due 04/01/2029		15,431	20,755
9.625% due 02/08/2011		25,000	27,125
Total Panama			198,854
(Cost \$191,420)			
PERU 4.5%			
Interoceanica IV Finance Ltd.			
0.000% due 11/30/2018		9,107	7,038
0.000% due 11/30/2025		1,217	595
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.			
0.000% due 05/31/2018		1,300	996

See accompanying notes

額面金額
(単位：千)

時価
(単位：千)

Peru Government International Bond			
7.125% due 03/30/2019	\$	17,000	\$ 19,805
7.350% due 07/21/2025		36,800	43,056
8.375% due 05/03/2016		23,000	28,118
8.750% due 11/21/2033		6,000	7,860
9.875% due 02/06/2015		53,120	67,356
Total Peru			174,824
(Cost \$166,001)			
PHILIPPINES 7.5%			
Philippine Government International Bond			
6.375% due 01/15/2032		1,230	1,190
6.375% due 10/23/2034		11,100	10,587
6.500% due 01/20/2020		25,300	27,166
7.750% due 01/14/2031		31,800	35,457
8.000% due 01/15/2016		42,560	49,955
8.250% due 01/15/2014		33,000	38,445
8.375% due 06/17/2019		23,900	28,859
8.875% due 03/17/2015		5,000	6,075
9.000% due 02/15/2013		9,100	10,681
9.375% due 01/18/2017		6,000	7,500
9.500% due 02/02/2030		5,000	6,475
9.875% due 01/15/2019		21,000	27,195
10.625% due 03/16/2025		28,500	39,472
Total Philippines			289,057
(Cost \$279,200)			
POLAND 0.7%			
Poland Government International Bond			
6.375% due 07/15/2019		23,950	25,842
Total Poland			25,842
(Cost \$24,222)			
QATAR 2.5%			
Nakilat, Inc.			
6.067% due 12/31/2033		670	612
Qatar Government International Bond			
4.000% due 01/20/2015		2,900	2,944
5.250% due 01/20/2020		8,300	8,466
6.400% due 01/20/2040		4,900	4,961
6.550% due 04/09/2019		3,800	4,237
Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd.			
8.294% due 03/15/2014		2,700	2,950
Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. II			
5.298% due 09/30/2020		15,360	15,504
Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. III			
5.832% due 09/30/2016		25,500	26,881
5.838% due 09/30/2027		2,130	2,103
6.332% due 09/30/2027		6,775	6,950
6.750% due 09/30/2019		18,750	20,555
Total Qatar			96,163
(Cost \$92,918)			
RUSSIA 17.4%			
Gaz Capital S.A. for Gazprom			
6.510% due 03/07/2022		3,000	2,857
7.288% due 08/16/2037		6,000	5,798
8.125% due 07/31/2014		16,000	17,662
8.146% due 04/11/2018		4,400	4,774
9.250% due 04/23/2019		16,000	18,520
Gazprom International S.A. for Gazprom			
7.201% due 02/01/2020		19,472	20,481
Gazstream S.A. for Gazprom OAO			
5.625% due 07/22/2013		2,922	3,027

See accompanying notes

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
--	----------------	--------------

Morgan Stanley Bank AG for OAO Gazprom		
9.625% due 03/01/2013	\$ 62,600	\$ 71,032
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank		
6.299% due 05/15/2017	29,800	29,875
6.970% due 09/21/2016	1,500	1,522
7.125% due 01/14/2014	7,400	7,844
7.175% due 05/16/2013	21,400	22,808
7.750% due 05/29/2018	24,090	25,931
9.000% due 06/11/2014	36,450	41,482
Russia Government International Bond		
7.500% due 03/31/2030	245,688	279,025
TransCapitalInvest Ltd. for OJSC AK Transneft		
5.670% due 03/05/2014	27,020	27,633
6.103% due 06/27/2012	7,200	7,528
7.700% due 08/07/2013	12,500	13,578
8.700% due 08/07/2018	32,600	38,507
VTB Capital S.A.		
6.250% due 06/30/2035	1,500	1,476
6.609% due 10/31/2012	4,800	4,992
6.875% due 05/29/2018	5,050	5,214
White Nights Finance BV for Gazprom		
10.500% due 03/08/2014	19,500	22,856
Total Russia		674,422
(Cost \$624,135)		
SINGAPORE 0.4%		
Temasek Financial I Ltd.		
4.300% due 10/25/2019	12,750	12,706
5.375% due 11/23/2039	2,500	2,498
Total Singapore		15,204
(Cost \$15,198)		
SOUTH AFRICA 1.7%		
South Africa Government International Bond		
5.875% due 05/30/2022	2,100	2,147
6.500% due 06/02/2014	3,750	4,153
6.875% due 05/27/2019	52,990	58,687
Total South Africa		64,987
(Cost \$61,454)		
SOUTH KOREA 2.6%		
Export-Import Bank of Korea		
5.125% due 03/16/2015	400	419
5.875% due 01/14/2015	17,700	19,118
8.125% due 01/21/2014	8,200	9,560
Korea Development Bank		
5.300% due 01/17/2013	2,600	2,770
8.000% due 01/23/2014	54,200	62,954
Republic of Korea		
7.125% due 04/16/2019	4,000	4,698
Total South Korea		99,519
(Cost \$93,587)		
TRINIDAD AND TOBAGO 0.3%		
Petroleum Co. of Trinidad & Tobago Ltd.		
6.000% due 05/08/2022	7,320	6,753
9.750% due 08/14/2019	2,980	3,397
Total Trinidad and Tobago		10,150
(Cost \$9,912)		

See accompanying notes

額面金額
(単位：千)

時価
(単位：千)

TUNISIA 0.1%			
Banque Centrale de Tunisie			
7.375% due 04/25/2012	\$	4,000	\$ 4,390
Total Tunisia			4,390
(Cost \$4,135)			
TURKEY 4.0%			
Turkey Government International Bond			
6.750% due 05/30/2040		13,500	13,247
6.875% due 03/17/2036		17,600	17,644
7.000% due 03/11/2019		21,500	23,542
7.250% due 03/15/2015		15,000	16,746
7.250% due 03/05/2038		6,000	6,255
7.500% due 07/14/2017		8,500	9,616
7.500% due 11/07/2019		43,300	48,929
8.000% due 02/14/2034		17,400	19,814
Total Turkey			155,793
(Cost \$153,629)			
UNITED ARAB EMIRATES 0.1%			
DP World Ltd.			
6.850% due 07/02/2037		7,720	5,925
Total United Arab Emirates			5,925
(Cost \$6,438)			
UNITED STATES 3.9%			
U.S. GOVERNMENT AGENCIES 0.2%			
Federal Home Loan Bank			
4.125% due 12/13/2019		7,100	7,137
U.S. TREASURY OBLIGATIONS 3.7%			
U.S. Treasury Notes			
1.000% due 07/31/2011 (c)		576	580
1.000% due 10/31/2011 (c)		1,100	1,107
1.125% due 06/30/2011 (c)		3,069	3,098
3.125% due 10/31/2016		49,400	49,952
3.625% due 08/15/2019		90,100	90,579
			145,316
Total United States			152,453
(Cost \$151,830)			
URUGUAY 2.5%			
Uruguay Government International Bond			
6.875% due 09/28/2025		12,600	13,104
7.625% due 03/21/2036		25,500	27,412
7.875% due 01/15/2033 (b)		5,000	5,450
8.000% due 11/18/2022		35,450	41,122
9.250% due 05/17/2017		7,000	8,698
Total Uruguay			95,786
(Cost \$89,940)			
SHORT-TERM INSTRUMENTS 0.9%			
COMMERCIAL PAPER 0.2%			
Federal Home Loan Bank			
0.095% due 03/12/2010		5,400	5,400
0.140% due 03/16/2010		2,600	2,600
			8,000
REPURCHASE AGREEMENTS 0.5%			
Barclays Capital, Inc.			
0.100% due 03/01/2010		20,300	20,300
(Dated 02/26/2010. Collateralized by Treasury Inflation Protected Securities 3.625% due 04/15/2028 valued at \$20,757. Repurchase proceeds are \$20,300.)			

See accompanying notes

		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
TIME DEPOSITS 0.2%			
BNP Paribas Bank			
0.045% due 03/01/2010	EUR	1,100	\$ 1,491
DnB NORBank ASA			
0.030% due 03/01/2010	\$	5,862	5,862
			7,353
Total Short-Term Instruments			35,653
(Cost \$35,653)			
Total Investments 99.0%			\$ 3,834,213
(Cost \$3,660,474)			
Other Assets and Liabilities (Net) 1.0%			40,358
Net Assets 100.0%			\$ 3,874,571
Notes to Schedule of Investments (amounts in thousands*, except number of contracts):			

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

(a) The average amount of borrowings while outstanding during the year ended February 28, 2010 was \$28,861 at a weighted average interest rate at 0.001%. On February 28, 2010, a portion of securities valued at \$5,545 was pledged as collateral for reverse repurchase agreements.

(b) Payment in-kind bond security.

(c) Securities with an aggregate market value of \$2,786 and cash of \$39 have been pledged as collateral for the following open futures contracts on February 28, 2010:

種別	種類	満期月	契約額	未実現評価益 / (評価損)
90-Day Eurodollar December Futures	Long	12/2010	600	\$ 1,605
90-Day Eurodollar June Futures	Long	06/2010	600	1,425
90-Day Eurodollar June Futures	Long	06/2011	330	860
90-Day Eurodollar March Futures	Long	03/2011	175	400
90-Day Eurodollar September Futures	Long	09/2010	1,000	2,675
U.S. Treasury 5-Year Note June Futures	Long	06/2010	317	154
U.S. Treasury 5-Year Note March Futures	Long	03/2010	67	(14)
U.S. Treasury 10-Year Note June Futures	Long	06/2010	19	15
				\$ 7,120

See accompanying notes

(d) Swap agreements outstanding on February 28, 2010:

Credit Default Swaps on Corporate, Sovereign, and U.S. Municipal Issues - Sell Protection⁽¹⁾

参照債券	固定金利 の受取	満期日	取引相手	2010年2月 28日時点の インプライド クレジット スプレッド ⁽²⁾	想定元本 ⁽³⁾	前金の支払 (受取) 評価益 / プレミアム (評価損)		
						時価		未実現 評価損
Brazil Government International Bond	1.000 %	12/20/2014	JPM	1.278%	\$ 27,000	\$ (287)	\$ (278)	\$ (9)
Emirate of Abu Dhabi	1.000 %	12/20/2014	CITI	1.429%	600	(10)	(15)	5
Emirate of Abu Dhabi	1.000 %	12/20/2014	CSFB	1.429%	800	(13)	(20)	7
Emirate of Abu Dhabi	1.000 %	12/20/2014	GSC	1.429%	800	(14)	(26)	12
Emirate of Abu Dhabi	1.000 %	12/20/2014	UBS	1.429%	300	(5)	(10)	5
Mexico Government International Bond	1.000 %	12/20/2014	BCLY	1.242%	6,800	(62)	(203)	141
Mexico Government International Bond	1.000 %	03/20/2015	MSC	1.274%	2,000	(23)	(30)	7
Qatar Government International Bond	1.000 %	12/20/2014	UBS	1.002%	2,100	4	(30)	34
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank	1.000 %	12/20/2010	UBS	1.430%	6,300	(10)	(35)	25
Russia Government International Bond	1.000 %	12/20/2010	DUB	0.923%	2,300	6	0	6
TransCapitalInvest Ltd. for OJSC AK Transneft	1.000 %	12/20/2010	BCLY	1.999%	18,400	(135)	(240)	105
						\$ (549)	\$ (887)	\$ 338

Credit Default Swaps on Credit Indices - Sell Protection⁽¹⁾

参照指標	固定金利 の受取	満期日	取引相手	想定元本 ⁽³⁾	前金の支払 (受取) 評価益 / プレミアム (評価損)		
					時価		未実現 評価損
Dow Jones CDX N.A. EM12 Index	5.000%	12/20/2014	BCLY	\$ 90,500	\$ 9,821	\$ 8,597	\$ 1,224
Dow Jones CDX N.A. EM12 Index	5.000%	12/20/2014	BOA	20,000	2,171	1,900	271
Dow Jones CDX N.A. EM12 Index	5.000%	12/20/2014	DUB	8,000	869	817	52
Dow Jones CDX N.A. EM12 Index	5.000%	12/20/2014	JPM	30,000	3,256	2,973	283
Dow Jones CDX N.A. EM12 Index	5.000%	12/20/2014	RBS	10,000	1,085	920	165
					\$ 17,202	15,207	\$ 1,995

- (1) If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- (2) Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate issues, U.S. Municipal issues or sovereign issues of an emerging country as of period end serve as an indicator of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.
- (3) The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.

See accompanying notes

(e) Foreign currency contracts outstanding on February 28, 2010:

種類	通貨	契約元本	取引相手	満期月	未現実評価益	未現実評価 (損)	未現実純評価 (損)益
Sell	EUR	6,539	GSC	03/2010	\$ 575	\$ 0	\$ 575
Sell		25,251	CITI	04/2010	547	0	547
Buy	KRW	1,844,000	BCLY	07/2010	27	0	27
Buy		3,658,818	DUB	07/2010	58	0	58
Buy		3,039,548	MSC	07/2010	40	0	40
Buy		7,275,499	MSC	08/2010	62	0	62
Buy		3,271,852	BCLY	11/2010	8	0	8
Sell		1,412,760	BCLY	11/2010	0	(11)	(11)
Sell		1,794,099	BOA	11/2010	0	(17)	(17)
Buy		1,788,563	CITI	11/2010	0	0	0
Sell		7,271,023	CITI	11/2010	24	(2)	22
Sell		1,395,120	DUB	11/2010	5	0	5
Sell		727,260	GSC	11/2010	0	(3)	(3)
Sell		5,674,928	JPM	11/2010	82	(3)	79
Sell		2,774,151	MSC	11/2010	34	0	34
Buy	MXN	261,540	BOA	04/2010	1,140	0	1,140
Buy		14,910	DUB	04/2010	22	0	22
Buy		2,982	GSC	04/2010	1	0	1
Buy		67	HSBC	04/2010	0	0	0
Sell		203,736	RBS	04/2010	0	(666)	(666)
Buy	SGD	8,283	CITI	03/2010	51	0	51
Sell		8,283	JPM	03/2010	75	0	75
Buy	TRY	16	UBS	07/2010	0	0	0
Buy	ZAR	2,429	BCLY	07/2010	0	0	0
					\$ 2,751	\$ (702)	\$ 2,049

(f) Fair Value Measurements⁽¹⁾

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of February 28, 2010 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category ⁽²⁾	Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at February 28, 2010
Brazil	\$ 0	\$ 483,786	\$ 0	\$ 483,786
Colombia	0	281,512	0	281,512
Indonesia	0	355,844	0	355,844
Mexico	0	433,710	0	433,710
Panama	0	198,854	0	198,854
Philippines	0	289,057	0	289,057
Russia	0	674,422	0	674,422
Other Investments ⁽³⁾	0	1,108,399	8,629	1,117,028
	0	3,825,584	8,629	3,834,213
Financial Derivative Instruments ⁽⁴⁾	\$ 7,120	\$ 4,382	\$ 0	\$ 11,502
Total	\$ 7,120	\$ 3,829,966	\$ 8,629	\$ 3,845,715

See accompanying notes

Fair Value Measurements (Cont.)

The following is a reconciliation of the fair valuations using significant unobservable inputs (Level 3) for the Fund during the period ended February 28, 2010:

Category ⁽²⁾	Starting Balance at February 28, 2009	Net Purchases/(Sales)	Accrued Discounts/(Premiums)	Realized Gains/(Losses)	Net Change in Unrealized Appreciation/(Depreciation)	Net Transfers In/(Out) of Level 3	Ending Balance at February 28, 2010	Net Change in Unrealized Appreciation/(Depreciation) on Investments held at February 28, 2010 ⁽⁵⁾
Other Investments ⁽³⁾	\$ 0	\$ 8,218	\$ 112	\$ 87	\$ 212	\$ 0	\$ 8,629	\$ 212

(1) See note 2(c) in the Notes to Financial Statements for additional information.

(2) Refer to the Schedule of Investments for additional information.

(3) Sum of all other categories each of which individually have a market value of less than 5% of net assets.

(4) Financial Derivative Instruments may include open futures contracts, swap contracts, written options, and foreign currency contracts.

(5) Any difference between Net Change in Unrealized Appreciation/(Depreciation) and Net Change in Unrealized Appreciation/(Depreciation) on Investments held at February 28, 2010 may be due to premiums on Swaps that closed during the period.

(g) Fair Value of Derivative Instruments as of February 28, 2010⁽¹⁾

The following is a summary of the fair valuations of the Fund's derivative instruments categorized by risk exposure:

Fair Values of Derivative Instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of February 28, 2010.

Location	Derivatives not accounted for as hedging instruments						Total
	Interest Rate Contracts	Foreign Exchange Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Other Contracts		
Asset derivatives							
Variation margin receivable ⁽²⁾	\$ 7,134	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 7,134	
Unrealized appreciation on foreign currency contracts	0	2,751	0	0	0	2,751	
Unrealized appreciation on swap contracts	0	0	2,342	0	0	2,342	
	\$ 7,134	\$ 2,751	\$ 2,342	\$ 0	\$ 0	\$ 12,227	
Liability derivatives							
Variation margin payable ⁽²⁾	\$ (6,991)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (6,991)	
Unrealized depreciation on foreign currency contracts	0	(702)	0	0	0	(702)	
Unrealized depreciation on swap contracts	0	0	(9)	0	0	(9)	
	\$ (6,991)	\$ (702)	\$ (9)	\$ 0	\$ 0	\$ (7,702)	

See accompanying notes

Effect of Derivative Instruments on the Statement of Operations for the period ended February 28, 2010.

Location	Derivatives not accounted for as hedging instruments					Total
	Interest Rate Contracts	Foreign Exchange Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Other Contracts	
Realized Gain/(Loss) on derivatives recognized as a result from operations						
Net realized gain on futures contracts, written options and swaps	\$ 5,410	\$ 0	\$ 5,920	\$ 0	\$ 0	\$ 11,330
Net realized gain on foreign currency contracts	0	4,963	0	0	0	4,963
	\$ 5,410	\$ 4,963	\$ 5,920	\$ 0	\$ 0	\$ 16,293
Change in Unrealized Appreciation/(Depreciation) on derivatives recognized as a result from operations						
Net change in unrealized appreciation on futures contracts, written options and swaps	\$ 7,120	\$ 0	\$ 2,333	\$ 0	\$ 0	\$ 9,453
Net change in unrealized appreciation on foreign currency contracts	0	2,049	0	0	0	2,049
	\$ 7,120	\$ 2,049	\$ 2,333	\$ 0	\$ 0	\$ 11,502

(1) See note 4 in the Notes to Financial Statements for additional information.

(2) Only current day's variation margin is reported within the Statement of Assets and Liabilities. The variation margin is included in the open futures cumulative appreciation/depreciation of \$7,120 as reported in the Notes to Schedule of Investments.

See accompanying notes

[次へ](#)

財務書類に対する注記

重要な会計方針

以下は、ピムコ・ケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国G A A P」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたって、継続して準拠している重要な会計方針の要約である。米国G A A Pに従い財務書類を作成するにあたって、経営者は、決算日現在の資産および負債の報告額や偶発資産および偶発債務の開示、ならびに報告期間における運用による純資産の増減の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、かかる見積りとは異なる場合がある。

(a) 原ファンド

受託会社および投資顧問会社は、（ ）ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドAおよびピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB（それぞれ以下「ファンド・オブ・ファンズ」または「取得ファンド」といい、これらはトラストの別のサブ・ファンド（トラストのサブ・ファンドを以下「ファンド」という。）に投資を行う。）の資産の一部または全部を（ ）ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）（以下「原ファンド」または「被取得ファンド」という。）に投資することがある。投資されたかかる資産は、ファンド・オブ・ファンズに直接投資されたものとして保有される。かかる資産の投資がなされる場合、被取得ファンドは関連する取得ファンドに対して発行される受益証券をかかると受益証券の1口当たり発行価格で計上し、受益証券の買戻しの際にはかかる受益証券の1口当たり買戻価格で買い戻す。したがって、取得ファンドが投資目的を達成する能力は、該当する被取得ファンドによる投資目的の達成能力に依存する。被取得ファンドが投資目的を達成する保証はない。

(b) 受益証券の純資産価額の決定

ファンド（またはそのクラス）の受益証券1口当たり純資産価額（以下「NAV」という。）は、各ファンドの取引日（トラストの最新の目論見書において定義される）における通常取引終了時（通常は米国東部時間午後4時）（以下「NYSE終了時」という。）現在の終値を用いて評価される。受託会社は、トラストの最新の目論見書にて定義される特定の状況において、ファンド（またはそのクラス）のNAVの決定を一時的に停止し、これに伴い、ファンド受益証券の発行、買戻および転換を停止することがある。

(c) 投資の評価

NAVを計算する目的上、保有する投資（または有価証券）およびその他の資産で市場相場が容易に入手可能なものは、市場価額で評価されている。市場価額は通常、直前に報告された売却価格、または売却価格が報告されない場合には、相場報告システム、主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから取得する相場を基に決定される。

国内および外国の確定利付証券ならびに非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから得られる相場に基づいて評価される。独立した価格提供サービスから得られる価格は、マーケット・メーカーが提供する情報、あるいは類似した性質をもつ投資または有価証券に関する利回りのデータから取得した市場価額の概算を利用している。遅延引渡基準で購入した確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで毎日値洗いされる。満期までの残存期間が60日以内の短期投資有価証券は通常、公正価値に近似した償却原価で評価される。上場オプション、先物取引および先物オプションは、関連する取引所が決定する決済価格で評価される。オープン・エンド型投資運用会社に投資されているファンドの資産に関しては、かかる投資のNAVを基にファンドのNAVを算出する。ファンドは通常、持分証券については現地市場の終了時の直後に受け取る価格データを用いており、現地市場の終了時より後に生じた約定、クリアランスまたは決済を考慮していない。

ファンドの機能通貨以外の通貨で当初評価した投資は、価格設定サービスから得た為替相場を用いて機能通貨へ換算している。このため、ファンドの受益証券のNAVは、機能通貨に対する通貨価値の変動の影響を受ける可能性がある。米国外の市場で取引される有価証券または機能通貨以外の通貨建ての有価証券の価値は、NYSEの休場日に重大な影響を受ける可能性があり、投資家が受益証券を購入、買戻もしくは交換できない日にNAVが変動する可能性がある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、投資顧問会社または他の独立したサービス提供者が誠実に決定した公正価値で評価する。投資顧問会社は、市場相場が容易に入手できない状況にある有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、有価証券または投資の日々の市場相場が容易に入手できない場合、投資顧問会社が設定した指針に従い他の有価証券やインデックスを参照して評価されることがある。市場相場が容易に入手できない場合および有価証券または資産がそうした評価方法に従って評価できない場合、当該有価証券または資産の価値は、投資顧問会社の評価委員会またはその指示により行動する者が誠実に決定する。

最新の市場データまたは信頼性の高い市場データ（売買情報またはブローカーの呼値など）がない状況では、市場相場は容易に入手できないとみなされる。こうした状況には、関連市場の終了後かつNYSE終了時にファンドの有価証券または資産の価値に重大な影響を及ぼすような事象が発生する場合も含まれる。さらに、非常の事態により証券取引所または有価証券取引市場が終日開かれず、他の市場価額も入手できないような場合も、市場相場は容易に入手できないとみなされる。投資顧問会社は、当ファンドの有価証券または資産の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある重要な事象の監視、およびそうした重要な事象を考慮して該当する有価証券または資産の価値を再評価すべきかどうかの判断を行う責任を負う。

ファンドが公正価値を用いてファンドにおける有価証券の価格決定を行いNAVを決定する際、有価証券の価格はその主要な取引市場の相場に基づくのではなく、投資顧問会社またはその指示により行動する者が公正価値を正確に反映していると考え他の方法で決定される場合がある。公正価値の評価には、有価証券の価値に関する主観的な判断および重要な観測不能なインプットを要することがある。トラストの方針は、算出したファンドのNAVが価格決定時点の有価証券の価値を適切に反映することを目指している。しかし、投資顧問会社またはその指示により行動する者が決定した公正価値が、価格決定時点で当該有価証券を売却した場合に当ファンドが得る価格を正確に反映するとは、トラストは保証できない（例えば、強制処分または清算処分の場合など）。ファンドが用いる価格は有価証券を売却した場合に実現するであろう価値とは異なる場合がある。米国GAAPでは、ファンドが市場参加者間の秩序ある取引で資産の売却によって受け取るであろう、または負債の移転のために支払うであろう測定日現在の価格を公正価値と定義している。米国GAAPは、公正価値ヒエラルキーを設定し、資産および負債の主要な項目について個別に開示することを要求している。公正価値ヒエラルキーは、公正価値の測定をレベル1、レベル2およびレベル3の各レベルに分類している。公正価値の測定の分類は、インプットの性質により以下のとおり決定される。すなわち、活発な市場における同一の資産または負債の相場価格を用いる場合はレベル1、重要なその他の観測可能なインプットを用いる場合はレベル2、重要な観測不能なインプットを用いる場合はレベル3である。評価レベルは、必ずしもその有価証券への投資に伴うリスクを示唆するものではない。米国GAAPでは、重要な観測不能なインプットを用いる公正価値評価では、期中における実現および未実現損益合計、購入および売却ならびにレベル3への、もしくはレベル3からの振替による変動を表示し、市場価額計上額の期首残高と期末残高の調整を行うよう要求している。米国GAAPの要件に従い、公正価値ヒエラルキーおよび該当する場合はレベル3の調整が当ファンドの投資有価証券明細表に対する注記に含まれている。

(d) 有価証券取引および投資収入

有価証券取引は、財務報告の目的上、約定日基準で計上される。発行日前基準または遅延引渡基準で売買された有価証券は、約定日から１ヶ月経過後以降に決済される場合がある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。配当収入は、配当落ち日に計上される。但し、米国以外の有価証券からの配当の一部については、配当落ち日を過ぎた場合、ファンドが配当の通知を受け次第、計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの減額が反映され、決済日より発生基準で計上される。モーゲージ関連担保証券およびその他のアセット・バック証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。

(e) 現金および米ドル以外の通貨

各ファンドの財務書類は事業を行う主たる経済環境における通貨（以下「機能通貨」という。）を用いて表示される。一部のファンドおよびクラスのNAVおよびトータル・リターンは、最新の目論見書において詳述されるとおり、NAVが報告される通貨（以下「報告通貨」という。）で表示される。ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルであるが、ピムコ ケイマン オーストラリアン コーポレート ファンド、ピムコ ケイマン オーストラリアン マルチセクター ファンドおよびピムコ ケイマン ヨーロピアン ハイ イールド ファンドについては、それぞれ豪ドルおよびユーロである。各クラスの報告通貨は、以下の場合を除きファンドの機能通貨である。外国証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の市場価額は、各営業日現在の為替相場に基づき各ファンドの機能通貨に換算される。為替相場の変動により生じる、かかる保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現外貨（損）益として計上される。投資有価証券に係る実現（損）益および未実現評価（損）益ならびに収益および費用はそれぞれ、かかる取引日および報告日に換算される。投資有価証券に係る外国為替相場の変動の影響は、損益計算書において、かかる有価証券の市場価額の変動の影響と分離されていないが、投資有価証券に係る実現および未実現純損益に含まれている。

一部のファンドおよびクラスのNAVおよびトータル・リターンは、便宜のため報告通貨で表示される。報告通貨でNAVおよびトータル・リターンを表示する目的上、期首および期末のNAVは、それぞれ期首および期末の為替相場を用いて換算され、分配金は分配時の為替相場を用いて換算される。

報告通貨

ファンド／クラス：

豪ドル

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B

・ A（ブラジルリアル）

・ F（豪ドル）

英ポンド

ピムコ ケイマン バンク ローン ファンド

・ 機関投資家（英ポンド、ヘッジ）

ユーロ

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A

・ F（ユーロ）

日本円

ピムコ ケイマン オーストラリアン コーポレート ファンド

ピムコ ケイマン オーストラリアン マルチセクター ファンド

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲート E x ジャパン インカム ファンド

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲート E x ジャパン（円ヘッジ）ボンド
ファンド

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲート E x ジャパン（円ヘッジ）インカム
ファンド

ピムコ ケイマン グローバル E x ジャパン（円ヘッジ）ボンド ファンド

ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド

ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム（円ヘッジ）ファンド

ピムコ ケイマン ジャパン バンク キャピタル ファンド（機関投資家限定）

ピムコ ケイマン ジャパン エンハンスド キャッシュ ファンド

ピムコ ケイマン ショートターム モーゲージ ファンド A

ピムコ ケイマン バンク ローン ファンド

・ J（日本円、ヘッジ）

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A

・ J（ユーロ）

・ J（日本円）

・ J（米ドル）

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B

・ J（豪ドル）

・ J（ブラジルリアル）

・ J（トルコリラ）

・ J（南アフリカランド）

ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド

・ J（日本円）

ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンド

・ J（日本円）

ピムコ ケイマン ヨーロピアン ハイ イールド ファンド

ピムコ ケイマン フォーリン ボンド ファンド

ピムコ ケイマン グローバル アドバンテージ ボンド ファンド

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲート ボンド ファンド

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲート E x ジャパン ボンド ファンド

・ アドバイザー・クラス

・ アドバイザー（日本円、ヘッジ）

	ピムコ ケイマン グローバル クレジット アルファ ファンド
	ピムコ ケイマン グローバル E x ジャパン ボンド ファンド
	ピムコ ケイマン グローバル L I B O R プラス（円ヘッジ）ファンド
	ピムコ ケイマン インベストメント グレード クレジット ファンド
	・アドバイザー（日本円、ヘッジ）
	ピムコ ケイマン ジャパン バンク キャピタル ファンド
	・機関投資家（日本円、ヘッジ）
	・J（日本円、ヘッジ）
	ピムコ ケイマン ジャパン コアプラス ファンド
	ピムコ ケイマン ジャパン コアプラス ファンド
	・アドバイザー（日本円）
	ピムコ ケイマン ジャパン ロー デュレーション ファンド
	ピムコ ケイマン トータル リターン ストラテジー ファンド
	・J（日本円、ヘッジ）
	ピムコ ケイマン U . S . ボンド ファンド
	ピムコ ケイマン U . S . トータル リターン ファンド
	・日本円アドバイザー・クラス
ニュージーランドドル	ピムコ ケイマン グローバル ボンド（ニュージーランドドル・ヘッジ）ファン ド
南アフリカランド	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B
	・F（南アフリカランド）

(f) マルチクラスの運用

当トラストが募集するファンドの各クラスは、通貨ヘッジ取引に関連して特定の資産および損益があるクラスに指定されている場合を除き、ファンドの資産について、同一ファンドの別のクラスと等しい権利を有している。収益、クラスに区分されない費用、ならびにクラスに区分されない実現および未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、各ファンドの各クラスの純資産に応じて、受益証券の各クラスに割り当てられる。現在、クラスに区分される費用には、存在する場合、管理、投資顧問、事務管理および販売報酬が含まれている。

(g) 分配方針

以下の表は、予定されている各ファンドの分配の頻度を表している。各ファンドからの分配金は、投資顧問会社から承認を得た場合にのみ宣言され、分配される。この承認は、投資顧問会社の裁量によって保留となる場合がある。

毎月宣言され、支払われる：

- ピムコ ケイマン オーストラリアン コーポレート ファンド(1)
- ピムコ ケイマン オーストラリアン マルチセクター ファンド(1)
- ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）
- ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド
- ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンド
- ピムコ ケイマン グローバル アグリゲート E x ジャパン インカム ファンド
- ピムコ ケイマン グローバル アグリゲート E x ジャパン（円ヘッジ）インカム ファンド
- ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド
- ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム（円ヘッジ）ファンド
- ピムコ ケイマン ヨーロピアン ハイ イールド ファンド
- ・J（豪ドル、ヘッジ）
- ・J（ユーロ）
- ・J（日本円、ヘッジ）

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A

- ・ F (ユーロ)
- ・ F (米ドル)
- ・ J (ユーロ)
- ・ J (日本円)
- ・ J (米ドル)

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B

- ・ A (ブラジルリアル)
- ・ D (ブラジルリアル)
- ・ F (豪ドル)
- ・ F (南アフリカランド)
- ・ J (豪ドル)
- ・ J (ブラジルリアル)
- ・ J (トルコリラ)
- ・ J (南アフリカランド)

ピムコ ケイマン グローバル アドバンテージ ボンド ファンド

- ・機関投資家 F D (日本円)
- ・機関投資家 F C (日本円、ヘッジ)
- ・ J (日本円)
- ・ J (日本円、ヘッジ)

四半期毎に宣言され、支払われる：

ピムコ ケイマン ジャパン エンハンスド キャッシュ ファンド

ピムコ ケイマン フォーリン ボンド ファンド

- ・クラス F
- ・クラス J

ピムコ ケイマン ジャパン コアプラス ファンド

- ・クラス J

ピムコ ケイマン ジャパン ロー デュレーション ファンド

- ・クラス J

ピムコ ケイマン U.S. ボンド ファンド

- ・クラス F
- ・クラス J

半年毎に宣言され、支払われる：

ピムコ ケイマン グローバル L I B O R プラス (米ドル・ヘッジ) ファンド

ピムコ ケイマン ジャパン バンク キャピタル ファンド (機関投資家限定)

ピムコ ケイマン ショートターム モーゲージ ファンド A

ピムコ ケイマン バンク ローン ファンド

- ・機関投資家 (英ポンド、ヘッジ)
- ・機関投資家 (米ドル)
- ・ J (日本円、ヘッジ)

ピムコ ケイマン グローバル E x ジャパン ボンド ファンド

- ・ F (日本円) (機関投資家限定)

ピムコ ケイマン グローバル L I B O R プラス (円ヘッジ) ファンド

- ・機関投資家 (日本円)

ピムコ ケイマン ジャパン バンク キャピタル ファンド

- ・機関投資家 (日本円、ヘッジ)

- ・機関投資家（米ドル）

- ・Ｊ（日本円、ヘッジ）

ピムコ ケイマン トータル リターン ストラテジー ファンド

- ・Ｊ（日本円、ヘッジ）

- ・Ｊ（米ドル）

投資顧問会社は以下のファンド（またはそのクラス）について分配金を宣言しない意向であるが、いかなる時点においても、その裁量において受益者に分配金を宣言し、支払うことができる。

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲート Ｅ×ジャパン（円ヘッジ）ボンド ファンド

ピムコ ケイマン グローバル ボンド（ニュージーランドドル・ヘッジ）ファンド

ピムコ ケイマン グローバル Ｅ×ジャパン（円ヘッジ）ボンド ファンド

ピムコ ケイマン グローバル マルチプル リアル リターン ファンド

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲート ボンド ファンド

- ・アドバイザー・クラス

- ・アドバイザー（日本円、ヘッジ）

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲート Ｅ×ジャパン ボンド ファンド

- ・アドバイザー・クラス

- ・アドバイザー（日本円、ヘッジ）

- ・アドバイザー（米ドル）

ピムコ ケイマン グローバル クレジット アルファ ファンド

- ・アドバイザー（日本円）

- ・機関投資家（日本円）

ピムコ ケイマン グローバル Ｅ×ジャパン ボンド ファンド

- ・アドバイザー（日本円）

ピムコ ケイマン インベストメント グレード クレジット ファンド

- ・アドバイザー（日本円、ヘッジ）

- ・機関投資家（日本円、ヘッジ）

- ・機関投資家（米ドル）

ピムコ ケイマン ジャパン コアプラス ファンド

- ・アドバイザー・クラス

- ・クラスＧ

ピムコ ケイマン ジャパン コアプラス ファンド

- ・アドバイザー（日本円）

ピムコ ケイマン ジャパン ロー デュレーション ファンド

- ・クラスＧ

ピムコ ケイマン Ｕ．Ｓ．トータル リターン ファンド

- ・日本円アドバイザー・クラス

- ・米ドル・アドバイザー・クラス

(1) ピムコ ケイマン オーストラリアン コーポレート ファンドおよびピムコ ケイマン オーストラリアン マルチセクター ファンドでは、受益者が別途通知を受けるまでの間、各ファンドは投資純利益を毎月受益者に分配し、実現純キャピタル・ゲインを少なくとも年に一度受益者に分配する。

分配金がある場合、通常、そのファンド（またはそのクラス）の投資純利益から支払われることになる。また、投資顧問会社は、分配金の支払いに実現純キャピタル・ゲインの使用を承認する場合がある。投資顧問会社が適切であると考える場合、追加の分配金が宣言されることがある。ファンド（またはそのクラス）に関する分配金の支払いによって、かかるファンドのＮＡＶは減額することになる。受益者の選択により、ファンド（またはそのクラス）からの現金分配は、ファンド（またはそのクラス）の受益証券に追加で再投資するか、受益者に現金で支払われる。現金は、ファンドの機能通貨で支払われる。各ファンド（またはそのクラ

ス）は、ファンド（またはそのクラス）の分配金の妥当な水準を維持するのに必要な場合、さらなる分配金を宣言することがある。目論見書で要求されているファンド（またはそのクラス）の分配金を支払うのに十分な純利益および実現純キャピタル・ゲインがない場合、投資顧問会社はかかるファンド（またはそのクラス）の資本の一部を分配金として支払うことができる。期日から6年以内に受領されなかった分配金は失効し、そのファンド（またはそのクラス）の利益として計上されることになる。

(h) キャッシュ・フロー計算書

米国G A A Pでは、財政状態および営業成績の両方を報告する財務書類の他に、営業成績が計上される各期間のキャッシュ・フロー計算書も提供するように事業体に要求しているが、一定の条件を満たしている投資会社は免除される。条件の1つは、ファンドのほぼすべての投資の流動性が高いことである。一部のファンドの流動性の低い証券の保有高は、キャッシュ・フロー計算書が必要と判断されるレベルであった。キャッシュ・フロー計算書は、投資純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー純額への調整が要求される間接法を用いて作成されている。

(i) 新会計基準

2010年1月、財務会計基準審議会は、公正価値測定のレベル1とレベル2の間の重要な移転に係る金額および理由、レベル2またはレベル3に属する経常的および非経常的な公正価値測定に関して公正価値の測定に用いたインプットおよび評価手法、ならびに公正価値測定のレベル3の変動の明細（ロールフォワード）における購入、売却、発行および決済の情報について新たな開示を行うよう報告事業体に要求する会計基準アップデートを公表した。これらの新規および改訂された開示は、2009年12月15日より後に開始する中間および年次報告期間より適用されるが、公正価値測定のレベル3の変動の明細（ロールフォワード）における購入、売却、発行および決済についての開示は2010年12月15日より後に開始する中間および年次報告期間より適用となる。経営者は現在、この変更による影響を評価中であるが、財務書類が受ける影響は重大なものとはならない見込みである。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年11月末日現在）

<米ドル・ポートフォリオ>

	米ドル	千円（ および を除く。）
資産総額	175,827,625.14	14,816,994
負債総額	3,480,015.16	293,261
純資産総額（ - ）	172,347,609.98	14,523,733
発行済口数	1,499,142口	
１口当たり純資産価格（ / ）	114.96	9,688円

<ユーロ・ポートフォリオ>

	ユーロ	千円（ および を除く。）
資産総額	27,923,712.10	3,090,038
負債総額	606,180.32	67,080
純資産総額（ - ）	27,317,531.78	3,022,958
発行済口数	240,807口	
１口当たり純資産価格（ / ）	113.44	12,553円

<豪ドル・ポートフォリオ>

	豪ドル	千円（ および を除く。）
資産総額	177,436,844.45	14,448,682
負債総額	3,098,990.32	252,351
純資産総額（ - ）	174,337,854.13	14,196,331
発行済口数	1,528,754口	
１口当たり純資産価格（ / ）	114.04	9,286円

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

	ランド	千円（ および を除く。）
資産総額	1,563,466,881.51	18,511,448
負債総額	22,139,448.01	262,131
純資産総額（ - ）	1,541,327,433.50	18,249,317
発行済口数	1,347,907口	
１口当たり純資産価格（ / ）	1,143.50	13,539円

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

（１）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社を通じて日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（２）受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、１口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の１以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席または代理人により出席している受益者の４分の３以上の多数が必要とされる。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（平成22年11月30日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約31億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は以下の通りである。

平成17年4月末日	35,300,000.00米ドル
平成18年4月末日	35,300,000.00米ドル
平成19年4月末日	35,300,000.00米ドル
平成20年4月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年4月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年11月末日	37,117,968.52米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書約1名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

氏名	役職名	略歴	
皆川 宏	マネージング・ディレクター	昭和56年 平成22年 5 月	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ マネージング・ディレクター
服部 努	エグゼクティブ・バイス・プレジデント	昭和61年 平成22年 2 月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ エグゼクティブ・バイス・プレジデント

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合、管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日間の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不適切な行為、詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは() かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不適切な行為、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成22年11月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	22	7,688,849,698.51米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エイから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2010年11月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝84.27円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2009年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2009年		2008年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局 における残高	29.1, 29.3	25,821,411	2,175,970	47,090,618	3,968,326
金融機関に対するローンおよび 貸付金	3, 14, 29.1, 29.3	1,022,388,967	86,156,718	1,302,876,435	109,793,397
a) 要求払い		888,574,717	74,880,191	1,026,652,360	86,515,994
b) その他のローンおよび 貸付金		133,814,250	11,276,527	276,224,075	23,277,403
顧客に対するローンおよび貸 付金		0	0	85	7
株式およびその他の変動利回 り有価証券	4, 29.1, 29.3	3,558	300	3,447	290
関連会社株式	4, 5	860,343	72,501	852,270	71,821
無形資産	5	1,103,304	92,975	1,492,392	125,764
有形資産	5	1,965,053	165,595	3,173,517	267,432
その他の資産	6	44,494	3,750	43,107	3,633
前払金および未収収益	7	29,960,374	2,524,761	30,490,248	2,569,413
資産合計	8	1,082,147,504	91,192,570	1,386,022,119	116,800,084

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2009年12月31日現在

（単位：米ドル）

負債

	注記	2009年		2008年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	14,29.1	661,186,846	55,718,216	722,371,760	60,874,268
a) 要求払い		661,186,846	55,718,216	722,371,760	60,874,268
顧客に対する未払金	9,14,29.1	304,989,593	25,701,473	529,328,622	44,606,523
a) その他の債務					
要求払い		257,758,715	21,721,327	452,231,021	38,109,508
満期日または予告期間 が確定しているもの		47,230,878	3,980,146	77,097,601	6,497,015
その他の負債	10	970,178	81,757	836,477	70,490
未払金および繰延利益	11	3,250,870	273,951	14,270,028	1,202,535
引当金		15,849,450	1,335,633	14,833,026	1,249,979
a) 課税引当金		15,352,854	1,293,785	14,212,508	1,197,688
b) その他の引当金		496,596	41,848	620,518	52,291
発行済み資本	12	37,117,969	3,127,931	37,117,969	3,127,931
準備金	13	47,636,440	4,014,323	43,493,000	3,665,155
繰越損益	13	7,393	623	67,673	5,703
当期利益		11,138,765	938,664	23,703,564	1,997,499
負債合計	16	1,082,147,504	91,192,570	1,386,022,119	116,800,084

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ オフ・バランス・シート項目

2009年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2009年		2008年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	17,29.1	1,474,255	124,235	1,409,457	118,775
<u>内訳：</u>					
保証金および担保証券として差入れた資産		1,474,255	124,235	1,409,457	118,775
信託運用	20	63,725,221,820	5,370,124,443	38,636,414,745	3,255,890,671

（２）【損益計算書】

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
損益計算書

2009年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2009年		2008年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		8,181,456	689,451	50,901,447	4,289,465
未払利息および類似費用		(2,430,358)	(204,806)	(31,072,534)	(2,618,482)
有価証券からの収益		278,402	23,461	202,482	17,063
株式およびその他の変動利 回り有価証券からの収益		131	11	85	7
関連会社株式からの収益		278,271	23,450	202,397	17,056
未収手数料		66,036,605	5,564,905	69,699,437	5,873,572
未払手数料		(32,108,979)	(2,705,824)	(30,164,973)	(2,542,002)
金融業務の純利益		1,079,368	90,958	659,253	55,555
その他の事業収益	21	1,240,511	104,538	1,290,388	108,741
ローンおよび貸付金に関する 価値再調整ならびに偶発債務 およびコミットメントに対す る引当金	2.6	749,600	63,169	0	0
一般管理費用		(26,707,103)	(2,250,608)	(30,852,195)	(2,599,914)
a) スタッフ費用	23,24	(13,331,558)	(1,123,450)	(15,912,579)	(1,340,953)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(11,202,413)	(944,027)	(13,996,168)	(1,179,457)
- 社会保障費		(1,404,607)	(118,366)	(1,487,210)	(125,327)
内訳：					
- 年金に関する社会保 障費		(945,444)	(79,673)	(1,095,753)	(92,339)
b) その他の一般管理費用	15,25	(13,375,545)	(1,127,157)	(14,939,616)	(1,258,961)
有形および無形資産に関する 価値調整		(2,007,689)	(169,188)	(1,934,125)	(162,989)
その他の事業費用	22	(1,245,170)	(104,930)	(207,512)	(17,487)
経常収益にかかる税金		(764,120)	(64,392)	(3,660,427)	(308,464)
税引後経常収益		12,302,523	1,036,734	24,861,241	2,095,057
前勘定科目に表示されていな いその他の税金	26	(1,163,758)	(98,070)	(1,157,677)	(97,557)
当期利益		11,138,765	938,664	23,703,564	1,997,499

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2009年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、貸借対照表の日付における残存期間に対応した実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。当該引当金は、貸借対照表の負債側に「引当金：その他の引当金」として含まれている。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定した。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定された。

2009年度中、当行は、ローンおよび貸付金に関する再分類として、損益計算書において749,600米ドルにのぼる引当金の戻し入れを行った。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法または時価で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 税金 - 為替差損：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益が、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

注 3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
3 か月以下	103,814,250	256,973,675
3 か月超	30,000,000	20,000,000
リスク持高に対する一括引当金（注2.6.）	0	(749,600)
	133,814,250	276,224,075

注 4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、860,343米ドルおよび3,558米ドル（2008年：852,270米ドルおよび3,447米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2009年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2009年12月31 日現在の資本 および準備金 米ドル	2009年12月31 日終了年度の 損益 米ドル
M U C ルクス・マネジメント・エス・エイ	538,091	100%	1,350,020	345,554
三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ジャパン株式 社	322,252	100%	342,022	126,498

注 5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	852,270	0	0	8,073	860,343	0	860,343
2. 有形資産	13,270,566	308,087	(128,320)	426,743	13,877,076	11,912,023	1,965,053
a) ハードウェア	2,500,017	41,142	(86,791)	80,393	2,534,761	2,197,123	337,638
b) ソフトウェア	5,876,724	251,236	0	188,979	6,316,939	5,179,141	1,137,798
c) その他付属品、家具、機 器、車両	4,893,825	15,709	(41,529)	157,371	5,025,376	4,535,759	489,617
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	842,135	1,103,304
有価約因に基づいて取得し たのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	842,135	1,103,304

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注 6 その他の資産

当行のその他の資産は以下の通りである。

2009年 米ドル	2008年 米ドル
--------------	--------------

保証人預金	44,494	43,107
-------	--------	--------

注7 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
前払法人税	1,914,936	222,408
未収利息	147,219	1,142,623
前払一般経費	8,348,591	10,650,594
信託業務手数料	2,432,788	1,987,496
全体保管手数料	7,362,076	8,332,813
投資ファンド手数料	2,473,011	3,393,743
その他の前払金（未収付加価値税（VAT）および富裕税を含む）	6,180,393	4,031,119
実現スワップ自己損益の中立化	448,852	0
管理会社手数料	635,226	677,602
その他の未収収益	17,282	51,850
	<u>29,960,374</u>	<u>30,490,248</u>

注8 外貨建て資産

2009年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、604,413,417米ドル（2008年：116,911,088米ドル）である。

注9 顧客未払金

要求払いのものを除く債務は、残存期間別に以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
3か月以下	<u>47,230,878</u>	<u>77,097,601</u>

注10 その他の負債

当行のその他の負債は以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
優先債権者	496,318	388,419
諸債権者	473,860	448,058
	<u>970,178</u>	<u>836,477</u>

注11 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
未払利息	164,481	872,558
未払一般経費（その他）	318,446	211,591
未払手数料	2,767,678	8,935,855
実現スワップ自己損益の中立化	0	4,138,233
その他の仮受金	265	111,791
	<u>3,250,870</u>	<u>14,270,028</u>

注12 発行済み資本

当行の発行済みかつ全額払込み済み資本は37,117,969米ドルである。

注13 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2009年1月1日現在の残高	3,530,000	39,963,000	67,673
2008年12月31日終了年度の利益	-	-	23,703,564
利益の増加			
- 株主への配当金支払	-	-	(19,620,404)
- 準備金への振替	181,797	3,961,643	(4,143,440)
2009年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>43,924,643</u>	<u>7,393</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である富裕税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に富裕税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならない。これを5年間維持しなければならない。総額10,924,643米ドル（2008年：6,963,000米ドル）の富裕税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

	2009年 富裕税準備金 ユーロ	2009年 富裕税準備金 米ドル
2005年	1,063,650	1,241,000
2006年	2,601,000	2,498,676
2007年	2,744,825	3,223,324
2008年	2,814,525	3,961,643
2009年12月31日現在の残高	9,224,000	10,924,643

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2009年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注14 関連会社残高

2009年12月31日（および2008年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	948,392,404	1,262,924,445
株式およびその他の変動利回り有価証券	1	1
関連会社株式	860,343	852,270
前払金および未収収益	7,000,340	9,241,342
	956,253,088	1,273,018,058

負債

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
金融機関に対する未払金	660,216,439	721,785,833
顧客に対する未払金	10,520,246	6,040,628
	670,736,685	727,826,461

当行は、2009年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義される通り、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

注15 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（VAT）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
財務書類の監査	203,734	205,247
税金アドバイス報酬	43,542	17,858
その他の報酬	13,552	44,069
	260,828	267,174

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

注16 外貨建て負債

2009年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、540,518,170米ドル（2008年：116,106,761米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
念書	1,474,255	1,409,457

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	545,943	1,586,803

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2009年12月31日および2008年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下の通りである。

外貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 その他の事業収益

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
前年度に関する富裕税過払いの調整	794,287	763,089
過年度の付加価値税（V A T）還付金	59,144	205,204
過年度の一般経費調整からの利益	182,980	38,322
過年度の利子の調整	89,665	1,517
過年度の手数料の調整	88,810	217,250
固定資産売却益	0	16,260
その他	25,625	48,746
	1,240,511	1,290,388

注22 その他の事業費用

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
固定資産売却損	0	38,569
過年度の一般経費調整からの費用	42,047	64,506
過年度の利子	9,993	6,427
過年度の手数料	1,180,988	87,728
その他	12,142	10,282
	1,245,170	207,512

注23 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下の通りである。

	2009年 人数	2008年 人数
上級管理職	14	14
中間管理職	24	26
従業員	77	81
	115	121

注24 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下の通り手当を与えた。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
上級管理職	3,071,009	4,151,460

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2009年12月31日および2008年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25 その他の一般管理費用

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
賃貸および関連費用	1,209,724	1,273,905
通信費用	396,905	541,660
専門家報酬	618,124	762,977
データ費用	526,077	501,705
維持費	742,804	946,805
旅費、交通費、出張費	162,555	360,491
業務費用	2,874,518	2,846,810
システム費用	5,655,691	6,291,839
その他の費用	1,189,147	1,413,424
	13,375,545	14,939,616

注26 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
富裕税（注14）	740,374	805,712
付加価値税（VAT）	381,968	259,741
その他の税金	41,416	92,224
	<u>1,163,758</u>	<u>1,157,677</u>

注27 親会社

2009年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社に変更された。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注28 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、AGDLの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、AGDLは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注29 金融商品の開示

29.1. 主要な非トレーディング金融商品

2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

米ドルによる簿価	3ヶ月以下 米ドル	3ヶ月超1年 以下 米ドル	1年超5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	666	0	0	0	666
B c L 残高	25,820,745	0	0	0	25,820,745
金融機関に対するローンおよび貸付金	992,388,967	30,000,000	0	0	1,022,388,967
株式およびその他の変動利回り有価証券	0		0	3,558	3,558
合計	1,018,210,378	30,000,000	0	3,558	1,048,213,936
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	661,186,846	0	0	0	661,186,846
顧客に対する未払金	304,989,593	0	0	0	304,989,593
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,474,255	0	0	0	1,474,255
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	967,650,694	0	0	0	967,650,694

2008年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下の通りである。

米ドルによる簿価	3ヶ月以下 米ドル	3ヶ月超1年 以下 米ドル	1年超5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,205	0	0	0	1,205
B c L 残高	47,089,413	0	0	0	47,089,413
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,282,876,435	20,000,000	0	0	1,302,876,435
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,447	3,447
合計	1,329,967,053	20,000,000	0	3,447	1,349,970,500
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	722,371,760	0	0	0	722,371,760
顧客に対する未払金	529,328,622	0	0	0	529,328,622
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,409,457	0	0	0	1,409,457
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,253,109,839	0	0	0	1,253,109,839

29.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下の通りである。

米ドルによる未払い の想定元本	3ヶ月以下 米ドル	3ヶ月超1 年以下 米ドル	1年超5年 以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	273,151,740	0	0	0	273,151,740	4,566,868
スワップ	200,885,191	0	0	0	200,885,191	997,354
合計	474,036,931	0	0	0	474,036,931	5,564,222
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	209,978,475	0	0	0	209,978,475	3,235,902
スワップ	130,702,702	0	0	0	130,702,702	1,860,944
合計	340,681,177	0	0	0	340,681,177	5,096,846

上記の金額には、取引日が2009年12月31日以前で、評価日が2009年12月31日以降である店頭デリバ
ティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2008年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下の通りである。

米ドルによる未払い の想定元本	3ヶ月以下 米ドル	3ヶ月超1 年以下 米ドル	1年超5年 以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	904,063,220	0	0	0	904,063,220	60,274,493
スワップ	311,792	0	0	0	311,792	7,260
合計	904,375,012	0	0	0	904,375,012	60,281,753
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	872,887,269	0	0	0	872,887,269	59,030,843
スワップ	92,641,300	0	0	0	92,641,300	1,240,788
合計	965,528,569	0	0	0	965,528,569	60,271,631

上記の金額には、取引日が2008年12月31日以前で、評価日が2008年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2009年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2009年 簿価 米ドル	2008年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B c l 残高	25,821,411	47,090,618
E U加盟国	25,821,411	47,090,618
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,022,388,967	1,302,876,435
E U加盟国	40,642,807	17,577,052
北および中央アメリカ	81,060,912	967,079,045
アジア	900,683,749	318,143,941
ヨーロッパ（非E U加盟国）	415	46,067
南アフリカ	0	7,509
オーストラリアおよびニュージーランド	1,084	22,821
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,558	3,447
E U加盟国	3,558	3,447
合計	1,048,213,936	1,349,970,500

29.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

	2009年 未収想定元本 米ドル	2008年 未収想定元本 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	416,716,520	1,691,822,960
アジア	67,760,770	86,141,300
アメリカ	0	311,804
スワップ		
アジア	66,415,641	85,100,169
E U加盟国	264,292,548	6,537,435
合計	815,185,479	1,869,913,668

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2009
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2009

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2009	2008
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1, 29.3	25.821.411	47.090.618
Loans and advances to credit institutions	3, 14, 29.1, 29.3	1.022.388.967	1.302.876.435
a) repayable on demand		888.574.717	1.026.652.360
b) other loans and advances		133.814.250	276.224.075
Loans and advances to customers		0	85
Shares and other variable-yield securities	4, 29.1, 29.3	3.558	3.447
Shares in affiliated undertakings	4, 5	860.343	852.270
Intangible assets	5	1.103.304	1.492.392
Tangible assets	5	1.965.053	3.173.517
Other assets	6	44.494	43.107
Prepayments and accrued income	7	29.960.374	30.490.248
TOTAL ASSETS	8	<u>1.082.147.504</u>	<u>1.386.022.119</u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2009

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2009	2008
Amounts owed to credit institutions	14, 29.1	661.186.846	722.371.760
a) repayable on demand		661.186.846	722.371.760
Amounts owed to customers	9, 14, 29.1	304.989.593	529.328.622
a) other debts			
repayable on demand		257.758.715	452.231.021
with agreed maturity dates or periods of notice		47.230.878	77.097.601
Other liabilities	10	970.178	836.477
Accruals and deferred income	11	3.250.870	14.270.028
Provisions		15.849.450	14.833.026
a) provisions for taxation		15.352.854	14.212.508
b) other provisions		496.596	620.518
Subscribed capital	12	37.117.969	37.117.969
Reserves	13	47.636.440	43.493.000
Result brought forward	13	7.393	67.673
Profit for the financial year		11.138.765	23.703.564
TOTAL LIABILITIES	16	1.082.147.504	1.386.022.119

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2009

(in USD)

	Notes	2009	2008
Contingent liabilities	17, 29.1	1.474.255	1.409.457
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		1.474.255	1.409.457
Fiduciary operations	20	63.725.221.820	38.636.414.745

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2009
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2009

(in USD)

	Notes	2009	2008
Interest receivable and similar income		8.181.456	50.901.447
Interest payable and similar charges		(2.430.358)	(31.072.534)
Income from securities		278.402	202.482
Income from shares and other variable yield securities		131	85
Income from shares in affiliated undertakings		278.271	202.397
Commission receivable		66.036.605	69.699.437
Commission payable		(32.108.979)	(30.164.973)
Net profit on financial operations		1.079.368	659.253
Other operating income	21	1.240.511	1.290.388
Value re-adjustments in respect of loans and advances and provisions for contingent liabilities and for commitments	2.6.	749.600	0
General administrative expenses		(26.707.103)	(30.852.195)
a) staff costs	23, 24	(13.331.558)	(15.912.579)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(11.202.413)	(13.996.168)
- social security costs		(1.404.607)	(1.487.210)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(945.444)	(1.095.753)
b) other administrative expenses	15, 25	(13.375.545)	(14.939.616)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(2.007.689)	(1.934.125)
Other operating charges	22	(1.245.170)	(207.512)
Tax on profit on ordinary activities		(764.120)	(3.660.427)
Profit on ordinary activities after tax		12.302.523	24.861.241
Other taxes not shown under the preceding items	26	(1.163.758)	(1.157.677)
Profit for the financial year		<u>11.138.765</u>	<u>23.703.564</u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S. A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo - Mitsubishi UFJ, Ltd Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year end all uncompleted forward transactions are translated into USD at the forward rate applicable for the remaining term ruling on the balance sheet date.

Results on uncompleted forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. This provision is included on the liabilities side of the balance sheet under the caption "Provisions: other provisions".

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank has established a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision was made before taxation and did not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

During year 2009, the Bank has written back the provision of USD 749,600 under the Profit and Loss Account in Value re-adjustment in respect of loans and advances.

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Taxation - exchange difference: deferred taxation

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal balance sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank provides for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2009 USD	2008 USD
Not more than three months	103.814.250	256.973.675
More than three months	30.000.000	20.000.000
Lump-sum provision for risk exposure (note 2.6.)	0	(749.600)
	<u>133.814.250</u>	<u>276.224.075</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 860.343 and USD 3.558 (2008: USD 852.270 and USD 3.447).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31 2009, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost USD	Capital held %	Capital and reserves at 31/12/2009 USD	Result for the year ended 31/12/2009 USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	538.091	100%	1.350.020	345.554
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	322.252	100%	342.022	126.498

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	852.270	0	0	8.073	860.343	0	860.343
2. Tangible assets	13.270.566	308.087	(128.320)	426.743	13.877.076	11.912.023	1.965.053
a) Hardware	2.500.017	41.142	(86.791)	80.393	2.534.761	2.197.123	337.638
b) Software	5.876.724	251.236	0	188.979	6.316.939	5.179.141	1.137.798
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	4.893.825	15.709	(41.529)	157.371	5.025.376	4.535.759	489.617
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	842.135	1.103.304
Goodwill acquired for valuable consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	842.135	1.103.304

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 6 - OTHER ASSETS

The Bank's other assets may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Guarantee deposit	44.494	43.107

NOTE 7 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Prepaid income taxes	1.914.936	222.408
Accrued interest income	147.219	1.142.623
Prepaid general expenses	8.348.591	10.650.594
Commission on fiduciary operations	2.432.788	1.987.496
Commission on global custody	7.362.076	8.332.813
Commission on investment funds	2.473.011	3.393.743
Other prepayments (including VAT & Net worth tax receivable)	6.180.393	4.031.119
Neutralization of realized swap own result	448.852	0
Commission from Management Companies	635.226	677.602
Other accrued income	17.282	51.850
	<u>29.960.374</u>	<u>30.490.248</u>

NOTE 8 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2009 the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 604.413.417 (2008: USD 116.911.088).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 9 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

Debts other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2009 USD	2008 USD
Not more than three months	47.230.878	77.097.601

NOTE 10 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Preferential creditors	496.318	388.419
Sundry creditors	473.860	448.058
	970.178	836.477

NOTE 11 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Accrued interest expenses	164.481	872.558
Accrued general expenses (Others)	318.446	211.591
Accrued commission	2.767.678	8.935.855
Neutralization of realized swap own result	0	4.138.233
Other suspense receipt	265	111.791
	3.250.870	14.270.028

NOTE 12 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 13 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2009	3.530.000	39.963.000	67.673
Profit for the year ended December 31, 2008			23.703.564
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(19.620.404)
- Transfer to reserves	181.797	3.961.643	(4.143.440)
Balance at December 31, 2009	3.711.797	43.924.643	7.393

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital.

This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 10.924.643 (2008: USD 6.963.000).

Years	2009 Reserve for Net Worth Tax EUR	2009 Reserve for Net Worth Tax USD
2005	1.063.650	1.241.000
2006	2.601.000	2.498.676
2007	2.744.825	3.223.324
2008	2.814.525	3.961.643
Balance at December 31, 2009	9.224.000	10.924.643

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2009.

NOTE 14 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2009 (and December 31, 2008) the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS	2009 USD	2008 USD
Loans and advances to credit institutions	948.392.404	1.262.924.445
Shares and other variable-yield securities	1	1
Shares in affiliated undertakings	860.343	852.270
Prepayments and accrued income	7.000.340	9.241.342
	<u>956.253.088</u>	<u>1.273.018.058</u>
LIABILITIES	2009 USD	2008 USD
Amounts owed to credit institutions	660.216.439	721.785.833
Amounts owed to customers	10.520.246	6.040.628
	<u>670.736.685</u>	<u>727.826.461</u>

The Bank has not entered into any materiel transaction with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31,2009 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 15 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Audit of the Annual Accounts	203.734	205.247
Tax advisory fees	43.542	17.858
Other fees	13.552	44.069
	<u>260.828</u>	<u>267.174</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2009, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 540.518.170 (2008: 116.106.761).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Counter-guarantees	<u>1.474.255</u>	<u>1.409.457</u>

As at the year end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the balance sheet nor in the off balance sheet items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2009 USD	2008 USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	545.943	1.586.803

As at the year end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2009 and 2008:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2009 USD	2008 USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to previous years	794.287	763.089
VAT refund for prior years	59.144	205.204
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	182.980	38.322
Adjustment for interest previous years	89.665	1.517
Adjustment for commission previous years	88.810	217.250
Gain on the sale of fixed asset	0	16.260
Other	25.625	48.746
	<u>1.240.511</u>	<u>1.290.388</u>

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2009 USD	2008 USD
Loss on the sale of fixed assets	0	38.569
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	42.047	64.506
Interest previous years	9.993	6.427
Commission previous years	1.180.988	87.728
Others	12.142	10.282
	<u>1.245.170</u>	<u>207.512</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2009 Number	2008 Number
Senior management	14	14
Middle management	24	26
Employees	77	81
	115	121

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2009 USD	2008 USD
Senior management	3.071.009	4.151.460

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2009 and 2008, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2009 USD	2008 USD
Rent and related expenses	1.209.724	1.273.905
Telecommunication expenses	396.905	541.660
Professional fees	618.124	762.977
Data charges	526.077	501.705
Maintenance	742.804	946.805
Travelling, moving, business trips	162.555	360.491
Service fee	2.874.518	2.846.810
System cost	5.655.691	6.291.839
Other expenses	1.189.147	1.413.424
	<u>13.375.545</u>	<u>14.939.616</u>

NOTE 26 - OTHER TAXES NOT SHOWN UNDER THE PRECEDING ITEMS

	2009 USD	2008 USD
Net worth tax (note 14)	740.374	805.712
VAT	381.968	259.741
Other taxes	41.416	92.224
	<u>1.163.758</u>	<u>1.157.677</u>

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2009, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association "Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg" (" AGDL ").

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (" the Guarantee "). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

The Bank has not accepted any deposits from physical persons and has not set up any provision in recognition of any potential liabilities under the guarantee.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 29 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2009, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	? 3 months USD	> 3 months ? 1 year USD	> 1 year ? 5 years USD	> 5 years USD	Total USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	666	0	0	0	666
Balances with the BcL	25.820.745	0	0	0	25.820.745
Loans and advances to credit institutions	992.388.967	30.000.000	0	0	1.022.388.967
Shares and other variable yield securities	0		0	3.558	3.558
Total	<u>1.018.210.378</u>	<u>30.000.000</u>	<u>0</u>	<u>3.558</u>	<u>1.048.213.936</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	661.186.846	0	0	0	661.186.846
Amounts owed to customers	304.989.593	0	0	0	304.989.593
Off-balance sheet items disclosed as contingencies Guarantees and assets pledged as collateral security	1.474.255	0	0	0	1.474.255
Total	<u>967.650.694</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>967.650.694</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

As at December 31, 2008, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	≤ 3 months USD	> 3 months ≤ 1 year USD	> 1 year ≤ 5 years USD	> 5 years USD	Total USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.205	0	0	0	1.205
Balances with the BcL	47.089.413	0	0	0	47.089.413
Loans and advances to credit institutions	1.282.876.435	20.000.000	0	0	1.302.876.435
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.447	3.447
Total	<u>1.329.967.053</u>	<u>20.000.000</u>	<u>0</u>	<u>3.447</u>	<u>1.349.970.500</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	722.371.760	0	0	0	722.371.760
Amounts owed to customers	529.328.622	0	0	0	529.328.622
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.409.457	0	0	0	1.409.457
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	<u>1.253.109.839</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.253.109.839</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2009, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD	? 3 months USD	> 3 months ? 1 year USD	> 1 year ? 5 years USD	> 5 years USD	Total USD	Fair value USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	273.151.740	0	0	0	273.151.740	4.566.868
Swaps	200.885.191	0	0	0	200.885.191	997.354
Total	474.036.931	0	0	0	474.036.931	5.564.222
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	209.978.475	0	0	0	209.978.475	3.235.902
Swaps	130.702.702	0	0	0	130.702.702	1.860.944
Total	340.681.177	0	0	0	340.681.177	5.096.846

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2009 and a value date after December 31, 2009.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

As at December 31, 2008, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD	? 3 months USD	> 3 months ? 1 year USD	> 1 year ? 5 years USD	> 5 years USD	Total USD	Fair value USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	904.063.220	0	0	0	904.063.220	60.274.493
Swaps	311.792	0	0	0	311.792	7.260
Total	904.375.012	0	0	0	904.375.012	60.281.753
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	872.887.269	0	0	0	872.887.269	59.030.843
Swaps	92.641.300	0	0	0	92.641.300	1.240.788
Total	965.528.569	0	0	0	965.528.569	60.271.631

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2008 and a value date after December 31, 2008.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2009, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2009 Carrying amount in USD	2008 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BcL	25.821.411	47.090.618
EU member countries	25.821.411	47.090.618
Loans and advances to credit institutions	1.022.388.967	1.302.876.435
EU member countries	40.642.807	17.577.052
North & Central America	81.060.912	967.079.045
Asia	900.683.749	318.143.941
Europe, non-EU member countries	415	46.067
South Africa	0	7.509
Australia and New Zealand	1.084	22.821
Shares and other variable yield securities	3.558	3.447
EU member countries	3.558	3.447
Total	<u>1.048.213.936</u>	<u>1.349.970.500</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

29.4. Information on derivative non-trading financial instruments

	2009 Notional/ receivable amount in USD	2008 Notional/ receivable amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	416.716.520	1.691.822.960
Asia	67.760.770	86.141.300
America	0	311.804
Swaps		
Asia	66.415.641	85.100.169
EU member countries	264.292.548	6.537.435
Total	<u>815.185.479</u>	<u>1.869.913.668</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円への換算には平成22年11月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝84.27円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2010年6月30日現在

（単位：米ドル）

資産

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	22,633,192.00	1,907,299
1.2	売買目的で保有される金融資産	11,278,686.00	950,455
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	11,278,686.00	950,455
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	1,677,917.00	141,398
1.4.1	持分証券	1,677,917.00	141,398
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	1,077,812,333.00	90,827,245
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	1,077,812,333.00	90,827,245
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	532,207.00	44,849
1.9.1	有形固定資産	532,207.00	44,849
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	1,686,140.00	142,091
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	1,686,140.00	142,091
1.12	税金資産	1,634,853.00	137,769
1.12.1	現行税金資産	1,634,853.00	137,769
1.12.2	繰延税金資産		
1.13	その他の資産	23,173,405.00	1,952,823
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	1,140,428,733.00	96,103,929

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2010年6月30日現在

（単位：米ドル）

負債

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	11,943,062.00	1,006,442
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	11,943,062.00	1,006,442
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証券（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証券（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	1,013,257,861.00	85,387,240
2.4.1	金融機関からの預金	522,971,838.00	44,070,837
2.4.2	金融機関以外からの預金	490,286,023.00	41,316,403
2.4.3	債務証券（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	0.00	0
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務		
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金	0.00	0
2.9	税金負債	13,796,556.00	1,162,636
2.9.1	現行税金負債	9,956,507.00	839,035
2.9.2	繰延税金負債	3,840,049.00	323,601
2.10	その他の負債	8,575,058.00	722,620
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	1,047,572,537.00	88,278,938

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2010年6月30日現在

（単位：米ドル）

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	3,127,931
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	3,127,931
3.1.2	未払込請求資本		
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	876,469.00	73,860
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	876,469.00	73,860
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	48,011,917.00	4,045,964
3.6	<自己株式>		
3.7	当期利益	6,849,841.00	577,236
3.8	<中間配当>		
3.10	資本合計	92,856,196.00	7,824,992
3.11	負債および資本合計	1,140,428,733.00	96,103,929

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2010年６月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	21,636,186.00	1,823,281
5.2	利息収益	3,436,474.00	289,592
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	558,880.00	47,097
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	1,139,602.00	96,034
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	1,737,992.00	146,461
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	595,188.00	50,156
5.3.1	中央銀行からの預金		
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	60,455.00	5,095
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	534,733.00	45,062
5.3.5	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	269,695.00	22,727
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	269,695.00	22,727
5.6	受取手数料（＋）	33,301,137.00	2,806,287
5.7	（支払手数料）（－）	15,452,552.00	1,302,187
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産		
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	893,258.00	75,275
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	893,258.00	75,275
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		

米ドル

千円

5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の事業収益（＋）	289,025.00	24,356
5.15	その他の事業費用（－）	505,663.00	42,612
5.16	一般管理費（－）	12,838,726.00	1,081,919
5.16.1	従業員費用（－）	6,296,555.00	530,611
5.16.2	一般管理費用（－）	6,542,171.00	551,309
5.17	減価償却（＋／－）	609,955.00	51,401
5.17.1	有形固定資産	187,910.00	15,835
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	422,045.00	35,566
5.18	引当金（＋／－）	0.00	0
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）		
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	8,187,505.00	689,961
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	1,337,664.00	112,725
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	6,849,841.00	577,236
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	6,849,841.00	577,236

4【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資運用会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は投資運用会社と各サブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。投資運用会社は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、投資運用会社およびその関係会社（以下、併せて「投資運用会社関係者」という。）はファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資運用会社またはその関係会社は、サブ・ファンドと類似した投資方針有するファンドを含む他の数多くの投資ファンドやサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資運用会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

投資運用会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。投資運用会社関係者または投資運用会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収または投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。更に、投資助言会社または副投資運用会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資運用会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資運用会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドおよびサブ・ファンドの運用を行う過程で投資運用会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資運用会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドもしくはサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、C S S Fは、ルクセンブルグの投資信託に関する2002年12月20日法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company（Cayman）Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成22年11月末日現在、25,920,000米ドル（約21億8,428万円）

(ロ) 事業の内容

ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在する。同社は、3,350億カナダ・ドルを超える資産を有する世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマーシ（以下「ＣＩＢＣ」という。）の間接的な完全所有子会社である。ＣＩＢＣケイマンは、昭和40年に設立された、ケイマン諸島の最大級の信託会社である。同社は、銀行業、信託業および投資サービス、ならびに投資信託の事務管理を行っている。同社の顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドが含まれる。

ＣＩＢＣケイマンは、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法に基づき事業を行うための免許を取得している。同社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）に基づき、投資信託の事務管理についても免許を取得している。

信託証書に基づき、受託会社の側に故意の不適切な行為、詐欺または重過失がある場合を除き、受託会社は、受益者またはその他の者に対して何らの責任をも負わない。

- (2) ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（「保管会社」兼「管理事務代行会社」）

(イ) 資本金の額

前記「第１ 管理会社の概況 １ 管理会社の概況（1）資本金の額（平成22年11月30日現在）」に記載の通り。

(ロ) 「第１ 管理会社の概況 ２ 事業の内容および営業の概況」に記載の通り。

保管・管理事務委託契約に基づき、保管会社兼管理事務代行会社、その取締役、役員、関係会社、使用人、代理人または委託を受けた者の側に詐欺または故意の不適切な行為から発生した場合を除き、これらの者に対するあらゆる責任、義務、損失、損害、罰則、法的手続、判決、訴訟、費用または経費（以下、本（ロ）において「請求等」という。）についてサブ・ファンドの資産から補償を行うものとする。ただし、かかる請求等が受託会社自身の詐欺または故意の不適切な行為によるものである場合はこの限りではない。

- (3) ミツビシ・ＵＦＪ・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド（Mitsubishi UFJ Asset Management (UK) Ltd.）（「投資運用会社」）

(イ) 資本金の額

平成22年11月末日現在、2,000,000英ポンド（約２億6,238万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、平成22年11月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である１英ポンド＝131.19円による。

(ロ) 事業の内容

ミツビシ・ＵＦＪ・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドは、三菱ＵＦＪ投信株式会社の英国における子会社であり、1984年に英国におけるアセット・マネジメント会社として設立された。

投資運用契約の条項に基づき、投資運用会社は、関連する各サブ・ファンドの資産の投資および再投資の運用について責任を負うものとする。かかる業務の提供にあたり、投資運用会社は、同契約に基づいて行った、投資対象その他の資産の購入、保有または売却における判断の誤りまたは被った損失について責任を負わないものとする。ただし、それらが、投資運用会社、その従業員、関係会社またはその従業員の過失、詐欺行為または故意の不履行により生じた場合を除く。

(4) ピムコジャパンリミテッド（PIMCO Japan Ltd）（「副投資運用会社」）

(イ) 資本金の額

平成22年12月末日現在、13,411,674.44米ドル（約11億3,020万円）

(ロ) 事業の内容

ピムコジャパンリミテッドは、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO）グループの日本における拠点である。

金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいる。

副投資運用契約の条項に基づき、副投資運用会社は、誠実に行為し、かつ、機関投資家のポートフォリオ運用会社に通常求められる水準の慎重さ、能力および専門性をもって行為した場合は、副投資運用会社による作為または不作為について責任を負わないものとする。

(5) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成22年5月1日現在、30億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

受益証券販売・買戻契約の条項に基づき、日本における販売会社が同契約の規定に違反したことにより、管理会社および／またはファンドが損害を被り、または費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）を負担した場合、販売会社は、かかる損害および費用を管理会社および／またはファンドに対し補償するものとする。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company（Cayman）Limited）（「受託会社」）

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および保管業務を行う。

(2) ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（「保管会社」兼「管理事務代行会社」）

保管・管理事務代行契約に基づき、ファンド資産の保管および管理事務代行業務を行う。

(3) ミツビシ・ＵＦＪ・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド（Mitsubishi UFJ Asset Management（UK）Ltd.）（「投資運用会社」）

投資運用契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(4) ピムコジャパンリミテッド（PIMCO Japan Ltd）（「副投資運用会社」）

副投資運用契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(5) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

代行協会員として行為し、またファンド証券の販売および買戻しの取扱いを行う。

3【資本関係】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、ミツビシ・ＵＦＪ・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドおよび三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2010年６月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,486であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2010年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第４（４）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

（ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の現行要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。

(e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2010年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2010年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有しなければならない。
 - () 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する

受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。

- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（C I M A）による規制と監督

- 7.1 C I M Aは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつC I M Aが特定する時までC I M Aにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてC I M Aを警戒させるために、C I M Aは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) C I M Aが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をC I M Aに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しC I M Aがとる行為は以下のとおりとする。
 - (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2010年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効

な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
 - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
 - (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと。

- () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を C I M A に対し提出すること。
- (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
- (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者について C I M A がとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること。
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任により C I M A に発生した費用は、管理者が C I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報を C I M A に対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内または C I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成して C I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を C I M A に対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 C I M A が特定する情報、報告書、推奨を C I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないと C I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2010年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

(a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめ
てしまっているという要件を満たした場合。

(b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A
が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたもの
とみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法
（2009年改訂）によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下
でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達
を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

(a) 規制投資信託

(b) 免許投資信託管理者

(c) 規制投資信託であった人物、または

(d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権
者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。

9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

(a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。

(b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。

(c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。

9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為があ
る一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があ
るとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるた
め合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

(b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をする
こと。

(d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを
示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

(e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを
示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かか
る記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと。

9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検
し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去ら
れた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もC I M Aが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は
罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. C I M Aによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、C I M Aは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(a) 投信法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請。

(b) 投資信託に関する事柄。

(c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、C I M Aが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したも

ので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) C I M A が投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M A により免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M A は情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でな

くなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確が誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2010年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払いに適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(i)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

- 14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法（2010年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにＣＩＭＡに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をＣＩＭＡに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表３の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にＣＩＭＡに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表３の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表３に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の１か月前までにその旨を書面でＣＩＭＡ、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、１か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の１か月前までにＣＩＭＡ、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確

実に充当されるようにすること。

- () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
- () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - () 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - () 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができる。目論見書は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができる。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登

記上の住所。

- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xx) 以下の記述。
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。
 - またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

サブ・ファンドについては、当該計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成21年12月25日 半期報告書

平成21年12月25日 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年4月1日 臨時報告書

平成22年4月1日 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年6月3日 有価証券届出書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙 A

定義

「決算日」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、各サブ・ファンドにつき、各年の7月31日または補遺信託証書に定められたその他の日をいい、（最終計算期間の場合は）関連するサブ・ファンドが信託証書の条項に従って終了する日をいう。

「計算期間」とは、各サブ・ファンドにつき、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、各サブ・ファンドの設立日（最初の計算期間の場合）または各年の決算日の翌日から、翌決算日までの期間をいう。

「管理事務代行会社」とは、各サブ・ファンドの管理事務代行会社として行為するミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイおよびその承継会社またはいずれかのサブ・ファンドにつき管理事務代行会社として行為する者として任命され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員」とは、各サブ・ファンドの代行協会員として行為する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの代行協会員として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員報酬」とは、英文目論見書において定められる代行協会員に対して支払われる報酬をいう。

「関連会社」とは、ある者（会社である場合）に関して、その持株会社、子会社、かかる持株会社の子会社、当該者または上記に基づくその関連会社が発行済株式の3分の1以上を実質的に所有する会社（またはその子会社）をいい、それには、その一人または複数のパートナーが、直接または間接に、もしくは法人を通じて、当該者（会社である場合）の発行済株式の4分の3以上に対して実質的に権利を有する社団を含み、かつ当該社団のパートナーも含む。当該者が、個人、社団その他の法人格なき団体である場合、「関連会社」とは、当該者により直接または間接に、もしくは法人を通じて支配されている会社をいう。

「豪ドル」とは、オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。

「監査人」とは、ケイマンのプライスウォーターハウスクーパースまたはそれ以外に受託会社の同意を得て、管理会社によりサブ・ファンドの会計監査人として指名されたケイマン諸島に本拠を置く公認会計士または公認会計士事務所をいう。

「当局」、「CIMA」とは、ケイマン諸島金融庁をいう。

「実質的所有者」とは、受益証券の実質的所有者をいう。

「営業日」とは、補遺信託証書で別途定められる場合を除き、各サブ・ファンドについて、(1)ロンドン、ルクセンブルグ大公国、ニューヨークおよび東京において銀行が営業している日、および(2)ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時定める日をいう。

「ケイマン諸島」とは、英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。

「セント」とは、１米ドルまたはサブ・ファンドの補遺信託証書および英文目論見書で定められるその他の通貨の100分の１をいう。

「保管会社」とは、各サブ・ファンドの保管会社として行為するミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイおよびその承継会社またはサブ・ファンドの保管会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「取引日」とは、補遺信託証書で別途定められる場合を除き、各サブ・ファンドについて、(1)次の暦日が営業日であるすべての営業日、および(2)営業日である金曜日で、次の月曜日も営業日である場合、または管理会社が随時定めるその他の日をいう。

「信託証書」とは、管理会社および受託会社の間で締結された信託証書（随時変更される）をいい、添付された別紙およびサブ・ファンドその他の関連して締結される補遺信託証書を含むことがある。

「信託財産」とは、信託証書に基づき信託により保有されているまたは保有されるとみなされる各サブ・ファンドに帰属するあらゆる資産をいう。

「販売会社」とは、各サブ・ファンドの販売会社として行為する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの販売会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「公課・費用」とは、ある取引、売買に関する、印紙税および租税公課、政府徴収金、ブローカレッジ手数料、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料、訴訟その他の法律費用およびすべてのその他の費用、義務および負担（信託財産の設定、信託財産の増加、受益証券の創設、発行、消却、販売、交換または購入、投資対象の取得、処分もしくは保有、保護に関する他の取扱い、収益の回収に関するかそれ以外かを問わない。）であり、それにより当該公課、費用、負担が支払われることになった取引、売買または他の事由が生じる以前に支払われなければならないか支払われなければならないことがあるものをいうが、純資産価額を確定する際に考慮される手数料、費用、公課を意味するわけではない。

「ユーロ」とは、1992年２月７日付欧州条約（改正済み）に基づき、経済通貨同盟の第三段階の開始時に欧州共同体の加盟国により採択された法定通貨をいう。

「特別決議」とは、信託証書の条項に従い正当に招集し開催された受益者集会で挙手により議決権を行使する受益者によって行使された議決権の４分の３以上を構成する多数が支持した決議または投票が正当に要求された場合は、当該投票により行使された議決権の４分の３以上を構成する多数により可決された決議をいう。

「フィーダー・ファンドＡ」とは、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＡおよびそのサブ・ファンド（クラスＦ（ＵＳＤ）およびクラスＦ（ＥＵＲ）を含む）をいう。

「フィーダー・ファンドＢ」とは、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢおよびそのサブ・ファンド（クラスＦ（ＡＵＤ）およびクラスＦ（ＺＡＲ）を含む）をいう。

「フィーダー・ファンド」とは、フィーダー・ファンドＡもしくはフィーダー・ファンドＢまたはフィーダー・ファンドＡとフィーダー・ファンドＢの双方をいう。

「フィーダー・ファンド受益証券」とは、フィーダー・ファンドＡまたはフィーダー・ファンドＢの受益証券をいう。

「重過失」とは、過失の水準を超える主観的状态であり、ある者が他の者に対して負う注意義務に違反した場合の結果について認識しながら配慮を怠った場合におけるものをいう。

「受益者」とは、

- (a) サブ・ファンドの存続中、法的所有者かつ受益証券の所有者として受益者名簿に随時記載される者をいい、共同所有者として同様に記載される者を含む。および
- (b) 信託証券の規定に従うサブ・ファンドの終了から受託会社の手元にサブ・ファンドの資産が残存しなくなる日までの間に、受益者名簿にサブ・ファンドの終了日付で記載されている者をいう。

「収益」とは、管理会社により信託財産から生じる収益の性質を有すると判断されるあらゆる利息、配当およびその他の金額をいう。

「英文目論見書」とは、サブ・ファンドについて、受益証券の募集に関してサブ・ファンドまたはそのクラス受益証券のために発行される予定の、随時補足もしくは更新されうる募集目論見書、英文目論見書その他の募集書類またはその附属書類をいう。

「当初払込日」とは、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドが運用を開始するのに先立ち、当初発行価格で受益証券が発行される日（平成21年6月19日）をいう。

「当初発行価格」とは、受益証券1口当たり100米ドルまたはサブ・ファンドについて補遺信託証券または英文目論見書に記載されうるその他の価格をいう。

「中間計算日」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別異に決定しない限り、毎年1月の最終の評価日またはサブ・ファンドについて補遺信託証券で別途定められる日をいう。

「中間計算期間」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別異に決定しない限り、毎年、決算日の翌日に始まり中間決算日に終了する期間をいう。

「投資対象」とは、英文目論見書の規定に基づき許容され、信託財産の投資の目的で管理会社により選択された、その性質、収益を生み出すかどうかを問わず、あらゆる資産またはその一部分を成すものをいう。

「当初募集期間」とは、各サブ・ファンドについて、英文目論見書に定められる期間であり、管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により延長することができる。

「発行価格」とは、当初払込日後のあらゆる取引日において受益証券が発行される価格であり、信託証券に基づいて計算される。

「法」とは、ケイマン諸島における投資信託法（2009年改正法 改訂済）、規定および／または（文脈により）信託法（2009年改正法 改訂済）をいう。

「管理会社報酬」とは、信託証券に基づき管理会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「管理会社」とは、サブ・ファンドの管理会社であるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイおよびその承継会社をいう。

「最低保有口数」とは、1口またはサブ・ファンドについて英文目論見書で別途定められるその他の口数をいう。

「最低買戻口数」とは、受益者が一度の買戻請求によって買戻しを請求することができるサブ・ファンドの受益証券の最低限の口数をいい、1口または英文目論見書で定められるその他の口数とする。

「最低申込単位」とは、英文目論見書において定められる各投資家が申し込みをなさなければならない最低の単位をいう。

「月」とは、暦上の月をいう。

「純資産価額」とは、各サブ・ファンドについて、信託証書に基づき決定される、当該サブ・ファンドの資産から、当該サブ・ファンドの債務を控除した額をいう。

「1口当たり純資産価格」とは、信託証書に規定された評価日に受益証券口座の純資産価額を、評価日現在発行済みの受益証券数で除し、1セントの100分の1単位に切り捨てた額、またはサブ・ファンドについて補遺信託証書および英文目論見書に定められるその他の端数を切り捨てた額をいう。

「非適格者」とは、受益証券を取得および保有することが国や政府当局の法律や規則に違反することになる者、受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドが、そうでなければ負担もしくは被ることのなかった納税義務を負担し、もしくは他の金銭上もしくは商業上の不利益を被る可能性がある状況（かかる状況が、直接もしくは間接に当該一もしくは複数の人物に影響するか否か、単独もしくは関係するもしくは関係しないその他の人物に該当するか否かを問わず、または受託会社もしくは管理会社にとってかかる状況に該当すると思われる状況）に置かれることになる一または複数の人物、21歳未満の者、米国人、またはケイマン諸島に在住もしくは居住する人物（ケイマン諸島において設立された免除会社および非居住会社を除く。）をいう。

「申込期間」とは、各サブ・ファンドについて英文目論見書に定められる期間をいい、管理会社が受託会社と協議の上その裁量により延長することがある。

「主要証券市場」とは、ある投資対象に関して、管理会社の判断において、その場所において当該投資対象が上場されもしくは取引されているか、またはその場所について取引の許可が有効である、唯一のまたは主要な証券市場をいい、「証券市場」という表現は、すべての店頭市場または著名な証券取引所を含む。

「受益者登録簿」とは、信託証書の条項に従い備置される受益者の登録簿をいう。

「登録事務代行会社」とは、サブ・ファンドの登録事務代行会社および名義書換代理人として行為する受託会社により管理事務代行契約に基づき任命された管理事務代行会社または信託証書の条項に従い受益者登録簿を保管するその他の者をいう。

「買戻通知」とは、サブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラス）の受益証券について、信託証書の定めにしたがって、受益証券の買戻しを請求する通知をいう。

「買戻価格」とは、受益証券が、買戻される価格をいい、信託証書の定めに従い決定される。

「サブ・ファンド」とは、信託証書の定めに従い設定される個別のトラストをいう。

「サブ・ファンド決議」とは、信託証書の定めに従い、適法に招集され開催されるサブ・ファンドの受益者の集会で、挙手の方法によるか、投票が議決権の4分の3以上の多数により適正に要求されかつ決定された場合には投票の方法により、参加した受益者が有する議決権の4分の3以上の多数により採択された決議をいう。

「申込通知」とは、サブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラス）の受益証券について、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時定める様式により受益証券の買い付けを申し込むための通知をいう。

「補遺信託証書」とは、各サブ・ファンドについて、サブ・ファンドを設立し、随時変更または補足されることがある補遺信託証書をいう。

「終了日」とは、各サブ・ファンドについて、関連する補遺信託証書または英文目論見書の条項により定められた日または状況をいう。サブ・ファンドの存続期間は、法および一般法の制限のもと、受託会社と協議した上で管理会社はその裁量に基づき、または管理会社および受託会社の同意の上で行われた受益者集会の特別決議により延期されうる。

「ファンド」とは、信託証書に言及された名称（または、受託会社および管理会社が随時決定するその他の名称）で認識される信託証書により設定されたユニット・トラスト型投資信託をいう。

「受託会社」とは、受託会社としての役割を有するCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびその承継会社をいう。

「受託会社報酬」とは、信託証書の定めに基づき受託会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「受益証券」とは、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドの未分割の持分をいい、文脈上要求される場合には、当該サブ・ファンドのクラスの受益証券およびその端数をいう。

「受益証券勘定」とは、各サブ・ファンドについて、サブ・ファンドの内部勘定であり、特定の受益証券のクラスに関係しうる、会計上、その勘定に対し、サブ・ファンドの他の資産と分別して各受益証券の発行手取金が貸記され、会計上、その勘定に対し、ファンド勘定に帰属する資産のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインが貸記され、かつ会計上、その勘定より、各受益証券に関連する全ての費用および負債、各受益証券の買戻代金が支払われるものを意味する。

「英国」とは、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。

「米国」とは、アメリカ合衆国ならびにそのいずれかの州およびコロンビア特別区を含むその領土および属領をいう。

「米国人」とは、(1)1933年証券法（改正済）のレギュレーションSに定義されている米国人をいい、随時、
()米国に居住する自然人、()米国においてまたは米国法に基づき設立され、創設されまたは組織された
パートナーシップ、会社またはその他の法人、()遺産管理人または管財人が米国人である財団、()受託者が
米国人である信託、()米国に所在する米国外の機関の代理機関または支店、()米国人のためディーラーま
たはその他の受託者により保有される非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、()米国で
組織され、設立されまたは（個人の場合）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者により保有される
一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、() (A)米国外の法域の法律に基づき組織されまたは
設立されている場合、および(B)証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人に
より設立されている場合（ただし、自然人、財団または信託ではない認定投資家（証券法に基づくルール
501(a)で定義される。）により組織されまたは設立されかつ所有されている場合にはこの限りではない。）の
パートナーシップまたは法人を随時含む米国人、ならびに(2)米国商品取引所法（改正済）に基づくルール4.7
に規定されている「非米国人」ではない者をいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。

「評価日」とは、各サブ・ファンドについて、補遺信託証書で別異に定められる場合を除き、取引日の翌営業
日、または管理会社が受託会社の承諾を得て随時定める日もしくは英文目論見書に定められるその他の日をい
う。

「年」とは、暦上の年をいう。

「南アフリカランド」とは、南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカランドをいう。

「適格投資家」とは、()適用される法令に違反しなければ受益証券を取得または保有することができない自
然人、会社もしくは法主体、または()()に定められた者のためのカस्टディアン、名義人もしくは受託者を
除く非米国人または非欧州人をいう。

「参照通貨」とは、各サブ・ファンドの資産が保有され、また、各サブ・ファンドの受益証券が評価される補遺
英文目論見書に定められた通貨をいう。（各サブ・ファンドの参照通貨は次のとおりである。米ドル・ポート
フォリオ：米ドル、ユーロ・ポートフォリオ：ユーロ、豪ドル・ポートフォリオ：豪ドル、南アフリカランド・
ポートフォリオ：南アフリカランド）

別紙B

ファンドの特色

1 サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国債券に投資します。

- フィーダー・ファンドはマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行いません。
- マスター・ファンドについては「サブ・ファンドが投資対象とする投資先ファンドの概要」の〔マスターファンド〕をご参照ください。

2 サブ・ファンド(米ドル・ポートフォリオを除く)は、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、米ドルに対し参照通貨で為替ヘッジを行います。 米ドル・ポートフォリオは為替ヘッジを行いません。

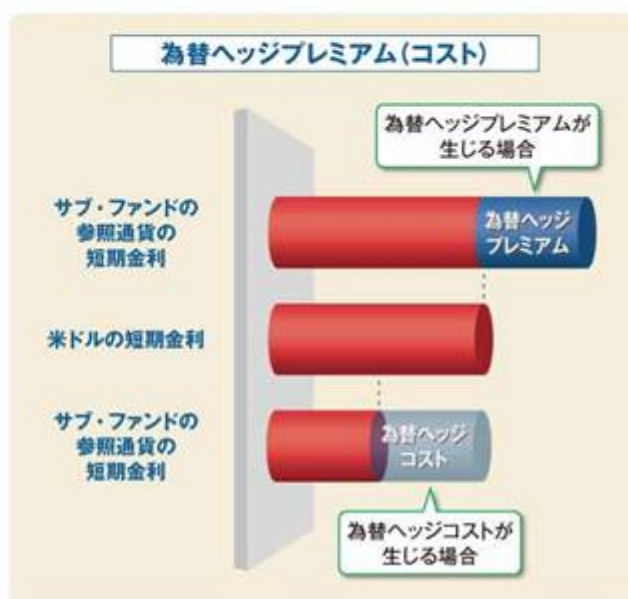
ファンドにおける2つのポイント

1. 米ドル建て新興国債券の高い利回り

米ドル建ての新興国債券へ実質的な投資を行い、高水準の利子収入の獲得をめざします。

2. 為替ヘッジプレミアム(コスト)

サブ・ファンド(米ドル・ポートフォリオを除く)において参照通貨の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合には、「為替ヘッジプレミアム」の獲得が期待できます。一方、サブ・ファンドにおいて参照通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合には、「為替ヘッジコスト」が生じます。



独立監査人の報告書

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2008年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、独立監査人によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2008年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ

独立監査人

〔署名〕

ベンジャミン・ラム

パートナー

2009年4月30日

[次へ](#)

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2008 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the Institut des réviseurs d'entreprises. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprises, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2008 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

Deloitte S.A.

Réviseur d'entreprises

Benjamin Lam

Partner

April 30, 2009

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

（エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションのサブ・ファンドである）米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオ、南アフリカランド・ポートフォリオ、米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオの受益者各位

私どもは、添付の（エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションのサブ・ファンドである）米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオ、南アフリカランド・ポートフォリオ、米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ（以下、個々を、あるいは総称して「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2010年7月31日現在の要約投資有価証券明細表を含む資産負債計算書ならびに米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオ、南アフリカランド・ポートフォリオについては2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間、米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオについては2010年1月21日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間における損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記の監査を行った。

財務書類に関する経営者の責任

経営者は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任を負っている。この責任には、不正や誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類の作成および適正な表示に係る内部統制の設計、業務への適用および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に照らして合理的である会計上の見積りが含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、経営者が採用した会計方針の適切性および経営者によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、添付の財務書類が、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションを構成する各サブ・ファンドの2010年7月31日現在の財政状態ならびに米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオ、南アフリカランド・ポートフォリオについては2009年6月19日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間、米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオについては2010年1月21日（運用開始日）から2010年7月31日までの期間における各サブ・ファンドの財務成績およびキャッシュ・フローを真実かつ適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2011年1月17日

（注）エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション（以下「ファンド」という。）は各サブ・ファンドによって構成されているため、上記の独立監査人の監査報告書は各サブ・ファンドの財務書類を監査対象としている。ファンドの原文の財務書類には、現在構成するすべてのサブ・ファンドの情報が掲載されているが、日本文の財務書類には該当するサブ・ファンドの情報のみが掲載されている（ただし、「財務書類に対する注記」を除く）。

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of USD Portfolio, EUR Portfolio, AUD Portfolio, ZAR Portfolio, USD (BRL-hedged) Portfolio and AUD (BRL-hedged) Portfolio (each a sub-trust of Emerging Bond Fund Currency Selection)

We have audited the accompanying financial statements of USD Portfolio, EUR Portfolio, AUD Portfolio, ZAR Portfolio, USD (BRL-hedged) Portfolio and AUD (BRL-hedged) Portfolio (each a sub-trust of Emerging Bond Fund Currency Selection) and referred to individually or collectively as the “sub-trusts”) which comprise the statements of assets and liabilities, including the condensed schedule of investments, as of July 31, 2010 and the statements of operations, of changes in net assets and of cash flows for the period from June 19, 2009 (commencement of operations) through July 31, 2010 for USD Portfolio, EUR Portfolio, AUD Portfolio and ZAR Portfolio and for the period from January 21, 2010 (commencement of operations) through July 31, 2010 for USD (BRL-hedged) Portfolio and AUD (BRL-hedged) Portfolio, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent Auditor's Report (Continued)

To the Unitholders of USD Portfolio, EUR Portfolio, AUD Portfolio, ZAR Portfolio, USD (BRL-hedged) Portfolio and AUD (BRL-hedged) Portfolio (each a sub-trust of Emerging Bond Fund Currency Selection)

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of each of the sub-trusts constituting Emerging Bond Fund Currency Selection, as of July 31, 2010, and each of their financial performances and each of their cash flows for the period from June 19, 2009 (commencement of operations) through July 31, 2010 for USD Portfolio, EUR Portfolio, AUD Portfolio and ZAR Portfolio and for the period from January 21, 2010 (commencement of operations) through July 31, 2010 for USD (BRL-hedged) Portfolio and AUD (BRL-hedged) Portfolio, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers Cayman Islands

January 17, 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管しております。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2009年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2009年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ
独立監査人

〔署名〕
ベンジャミン・ラム
パートナー

2010年5月5日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉ É

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprise agré é, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprise agré é considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2009 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

Deloitte S.A.

Réviseur d'entreprises agréé

Benjamin Lam

Partner

May 5, 2010

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。